

市町村国民保護措置実施マニュアル
【大阪府版基本モデル】

平成 19 年 12 月

大阪府市町村国民保護研究会

目 次

第1章 実施体制の確立

1	第1報の情報伝達	3
2	初動連絡体制	4
3	市町村国民保護対策本部	6
4	対策本部事務局	8
5	市町村国民保護現地対策本部	9
6	職員の配備	10
7	関係機関との連携協力	12

第2章 住民の避難

第1節 避難のパターン

1	避難のパターン	14
2	各避難パターンにおける避難の指示	15

第2節 警報及び緊急通報

1	警報の伝達・通知	18
2	武力攻撃災害の兆候の通報	20
3	緊急通報の伝達・通知	21

第3節 避難の指示・退避の指示

1	避難の指示に係る情報の提供	23
2	避難の指示の伝達・通知	24
3	退避の指示	25

第4節 避難誘導

1	避難実施要領の作成	28
2	避難誘導の実施	31

第3章 避難住民等の救援

第1節 救援の実施

1	市町村長による救援	37
2	避難施設の開設、管理運営	38
3	食料の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与	41

4	医療の提供及び助産	43
5	被災者の捜索・救出	45
6	遺体の処理	46
7	遺体の火葬	48
8	電話その他の通信設備の提供	50
9	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	51
10	学用品の給与	52
11	生活障害物の除去	54

第2節 安否情報

1	安否情報の収集	56
2	安否情報の整理・報告	58
3	安否情報の提供	60
4	安否情報の公表	63

第4章 武力攻撃災害への対処

1	緊急通報（前掲21頁）	
2	退避の指示（前掲25頁）	
3	警戒区域の設定	66
4	大阪府下広域消防相互応援協定	68
5	緊急消防援助隊	70
6	現地調整所（関係機関による連絡会議）	72
7	生活関連等施設的安全確保	74
8	NBC攻撃による災害への対処	76
9	保健福祉・衛生	78
10	廃棄物の処理	79
11	被災情報の収集・報告・公表	81

第5章 国民生活の安定

1	生活関連物資等の価格安定等	83
2	避難住民等の生活安定等	84
3	生活基盤等の確保	85

第6章 特殊標章等の交付・管理

1	特殊標章・身分証明書の交付・管理	87
---	------------------	----

(実施体制の確立)

1	火災・災害等即報要領(消防庁)・・・・・・・・・・・・・・・・	89
2	対策本部各班の所掌事務(例)・・・・・・・・・・・・・・・・	92
3	対策本部事務局各班の所掌事務(例)・・・・・・・・・・	94
4	配備基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
5	配備職員数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
6	国民保護措置の実施要請(様式例)・・・・・・・・・・	97
7	職員の派遣要請(様式例)・・・・・・・・・・・・・・・・	98
8	国民保護等派遣要請の求め(様式例)・・・・・・・・	99

(住民の避難)

9	警報発令・警報解除の通知(様式例)・・・・・・・・	100
10	警報の伝達・通知先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	101
11	全国瞬時警報システム(J-ALERT)・・・・・・・・	102
12	武力攻撃災害緊急通報の発令の通知(様式例)・・	103
13	避難の指示に係る情報の提供(様式例)・・・・・・・・	104
14	人口分布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
15	指定避難施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	106
16	地域緊急交通路一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	107
17	鉄道・バス一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	108
18	避難の指示の通知(様式例)・・・・・・・・	109
19	避難の指示(一例)・・・・・・・・・・・・・・・・	110
20	退避の指示の通知(様式例)・・・・・・・・	110
21	避難実施要領のパターン(一例)・・・・・・・・	111
22	避難実施要領の作成の通知(様式例)・・・・	115

(避難住民等の救援)

23	救援の程度及び方法の基準(厚生労働省告示)・・	116
24	救援における府と市町村(指定都市を除く)の役割分担	123
25	避難施設を管理運営するために必要なスペース例	125
26	避難施設を管理運営するために必要な組織例	127
27	避難施設の管理運営における災害時要援護者への対応例	128
28	市町村における備蓄状況・協定締結状況一覧	133
29	大阪府災害時医療救護活動マニュアル	134
30	大阪府内災害医療機関一覧	145
31	死体処理台帳(様式例)・・・・・・・・	147
32	小・中学校、高等学校、特別支援学校一覧	148

(安否情報)

33	様式第1号	安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)・・・・・・・・	149
34	様式第1号	記入例・・・・・・・・	150
35	様式第1号	チェックリスト・・・・・・・・	151
36	様式第2号	安否情報収集様式(死亡住民)・・・・・・・・	152
37	様式第2号	記入例・・・・・・・・	153
38	様式第2号	チェックリスト・・・・・・・・	154
39	他市町村への安否情報の収集の依頼(様式例)・・・・・・・・		155
40	様式第3号	安否情報報告書様式・・・・・・・・	156
41	様式第4号	安否情報照会書様式・・・・・・・・	157
42	様式第4号	記入例・・・・・・・・	158
43	様式第4号	チェックリスト・・・・・・・・	159
44	様式第5号	安否情報回答書様式・・・・・・・・	160
45	様式第5号	記入例・・・・・・・・	161
46	安否情報公表資料(様式例)・・・・・・・・		162

(武力攻撃災害への対処)

47	大阪府下広域消防相互応援協定に基づく応援要請書様式・・・・・・・・		163
48	緊急消防援助隊応援要請連絡・・・・・・・・		164
49	緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告様式・・・・・・・・		165
50	緊急消防援助隊出動隊の連絡・報告様式・・・・・・・・		166
51	国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方(内閣官房)・・		168
52	生活関連等施設の安全確保の留意点・・・・・・・・		175
53	NBC テロ対処現地関係機関の連携指針(概要)・・・・・・・・		228

(特殊標章等の交付・管理)

54	市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱例(消防庁)・・		229
55	消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱例(消防庁)・・		238

本 編

第1章 実施体制の確立

- 1 第1報の情報伝達
- 2 初動連絡体制
- 3 市町村国民保護対策本部
- 4 対策本部事務局
- 5 市町村国民保護現地対策本部
- 6 職員の配備
- 7 関係機関との連携協力

1 第1報の情報伝達

主担課： 部 課 ××班（内線：9999）

関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

部 課は、多数の死傷者や建造物の損壊等の事案が発生した（兆候を含む）との情報を入手したときは、直ちに、市町村長をはじめ関係職員へ報告・連絡するとともに、大阪府をはじめ関係機関へ報告・情報提供する。

実施手順

1 第1報の受信

- ・住民や消防等の関係機関から情報を入手した者は、その内容を確認し、課長へ連絡する。

2 市町村長へ報告

- ・課長から連絡を受けた 部長は、直ちに、市町村長をはじめ幹部職員へ報告する。

3 大阪府へ報告

- ・課は、大阪府危機管理室（勤務時間外は府防災・危機管理当直室）へ、火災・災害等即報要領（消防庁）に基づき、報告する。
なお、消防機関が既に大阪府に報告している場合であっても、武力攻撃災害や緊急対処事態が発生したときは報告する。

4 関係職員へ連絡

- ・課は、初動連絡体制（4頁）の会議メンバーをはじめとする関係職員に連絡する。

5 関係機関へ情報提供

- ・消防庁（府と連絡がとれない場合に限る）、警察、消防、海保、自衛隊、他市町村、指定（地方）公共機関等に、必要に応じて、情報提供を行う。

留意事項

1 連絡先一覧の作成

初動連絡体制の会議メンバーをはじめとする関係職員の連絡先一覧（自宅電話・携帯電話）連携が必要な関係機関の連絡先一覧を本マニュアルとは別に作成しておく。

関係資料

1 火災・災害等即報要領（消防庁）【資料編 89 頁】

2 初動連絡体制

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）

関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

部 課は、多数の死傷者や建造物の損壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手したときは、直ちに、市町村長へ報告し、指示を受け、事案の状況に応じ、速やかに、初動連絡体制を確立し、情報の収集・分析、応急対策の検討等を行う。

実施手順

1 会議の開催

- ・ 部長は、事案が発生する兆候などの情報を入手したときは、関係職員を招集して、会議室において、初動連絡体制会議を開催する。

2 組織

- ・ 初動連絡体制の会議メンバーは次のとおりとする。
座長：防災・危機管理担当部長 副座長：防災・危機管理担当課長
構成員： 課長、 課長、 課長・・・（各部総務課長など）

3 所掌事務

- ・ 原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析
現地調査班（94 頁）からの報告
府・消防等の関係機関からの情報の報告
- ・ 消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整
現地調整所（168 頁）からの報告
府、他市町村等の関係機関への応援要請の準備と集結場所等受援体制の確立
- ・ 職員の配備体制
職員配備体制（10 頁）の検討・準備
- ・ 住民への広報及び報道機関との連絡調整
市町村広報媒体を活用した広報の準備
報道機関への情報提供

留意事項

1 対策本部への移行

- ・原因不明の事案が発生した場合において、事案の態様が、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害に該当するときは災害対策本部を、該当しないときは危機管理対策本部（仮称）を、必要に応じて設置する。
- ・武力攻撃事態又は緊急処理事態の認定がなされた場合において、対策本部を設置すべき地方公共団体に指定されたときは、国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部を設置する。
- ・上記対策本部を設置したときは、初動連絡体制は移行（廃止）する。

関係資料

3 市町村国民保護対策本部

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）

関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

市町村長は、対策本部を設置すべき地方公共団体に指定されたときは、直ちに、市町村国民保護対策本部を設置する。

実施手順

1 設置・廃止

・設置基準

内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）・知事を経由して、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたとき

知事を経由して内閣総理大臣に対し、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を行うよう要請し、指定の通知を受けたとき

・廃止基準

上記指定の解除の通知を受けたとき

2 組織

・本部長：市町村長 副本部長： 副市町村長

本部員： 副市町村長、教育長、消防長、 部長・・・（各部長ほか）

3 開設場所

・原則として、 に対策本部を開設して、会議を開催する。
に開設できない場合は、 に開設する。

4 所掌事務

・国民保護措置の実施

警報・避難指示の伝達・通知状況の確認

避難実施要領の決定

救援内容の確認・実施

武力攻撃災害対処措置の調整・実施

・情報の収集・伝達

被災情報（安否情報を含む）の収集・報告・公表

府などの関係機関が実施した措置の確認

- ・ 職員の配備
 - 市町村職員の配備体制の決定
 - 府などの関係機関の配備体制の確認
- ・ 関係機関に対する応援の要請・実施
- ・ 他市町村との連携
 - 緊急消防援助隊の応援要請の決定
 - 府・他市町村への応援の求めの決定
 - 国民保護等派遣（自衛隊）要請の求めの決定
 - 広域緊急援助隊（警察）の応援要請の状況確認
- ・ 現地对策本部の設置
 - 現地对策本部長・副本部長・本部員の指名
- ・ 府の現地对策本部との連携
 - 府等関係機関職員の出席の求めの決定
- ・ その他国民保護に関する重要な事項の決定

留意事項

- 1 関係機関職員の出席の求め
 - ・ 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に、国・府・指定（地方）公共機関の職員の出席を求める。
- 2 予備開設施設の確保
 - ・ 市町村域を越える避難が必要で、市町村域内で対策本部を開設できない場合は、知事及び避難先市町村長と開設場所について協議する。

関係資料

- 1 対策本部各班の所掌事務（例）【資料編 92 頁】

4 対策本部事務局

主担課： 部 課 × × 班（内線：9999）

関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

- ・初動連絡体制を確立したとき、災害対策本部又は危機管理対策本部（仮称）を設置したとき、国民保護対策本部を設置したときは、事務局を設置し、対策本部長の意思決定を補佐するとともに、対策本部の事務を処理する。

実施手順

1 設置

- ・多数の死傷者や建造物の損壊等の事案が発生した（兆候を含む）との情報を入手したとき、担当部長は、関係職員を招集し、初動連絡体制又は上記対策本部の事務局を設置する。

2 組織

（初動連絡体制の場合）

- ・事務局長： 担当部長 事務局次長： 担当課長
構成員： 担当課長補佐、 課長補佐、・・・

（災害対策本部の場合）

- ・事務局長： 担当部長 事務局次長： 担当課長
構成員： 担当課長補佐、 課長補佐、・・・

（危機管理対策本部（仮称）の場合）

- ・事務局長： 担当部長 事務局次長： 担当課長
構成員： 担当課長補佐、 課長補佐、・・・

（国民保護対策本部の場合）

- ・事務局長： 担当部長 事務局次長： 担当課長
構成員： 担当課長補佐、 課長補佐、・・・

3 場所

- ・原則として、 課の執務室に事務局を置く。

留意事項

関係資料

- 1 対策本部事務局各班の所掌事務（例）【資料編94頁】

5 市町村国民保護現地対策本部

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）

関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

市町村国民保護対策本部長（以下、「市町村対策本部長」という。）は、地域的特性に応じた応急対策を局地的かつ重点的に実施する必要がある場合、市町村国民保護現地対策本部（以下、「現地対策本部長」という。）を設置する。

実施手順

1 設置・廃止

・設置基準

市町村対策本部長が、地域的特性に応じた国民保護措置を局地的かつ重点的に実施する必要を認めるとき

・廃止基準

市町村対策本部長が、上記の措置を実施する必要がないことを認めるとき

2 組織

・市町村対策本部長は、現地対策本部長・副本部長・本部員を指名する。

・指名された本部長は、副本部長、本部員を招集し、会議を開催する。
また、事務局長、事務局員を指名し、事務局を務めさせる。

3 開設場所

・地域の安全性を確認したうえで、原則として、事態発生現場に、現地対策本部を開設して、会議を開催する。

4 所掌事務

・被害状況等の把握

現地調査班（94 頁）との連絡調整など

・市町村が実施する措置に関する現地調整及び推進

市町村対策本部各班が現場において実施する措置の連絡調整など

・現地における関係機関との連絡

現地調整所（168 頁）との連絡調整など

・その他必要な事項

留意事項

関係資料

6 職員の配備

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）

関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

市町村国民保護対策本部長（以下、「市町村対策本部長」という。）は、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ定めておいた基準に基づき、職員の安全確保に配慮したうえで、職員の配備を行う。

実施手順

1 配備指令の発令

- ・市町村対策本部長は、職員の安全確保に配慮したうえで、原則として、配備基準に基づき、職員の配備指令を発する。

2 配備指令の伝達

- ・配備指令は、市町村対策本部長 国民保護担当部長 国民保護担当課長 各部連絡責任者 各部主管課長 各部長・各課長 各課職員・各出先機関の長 各出先機関の職員の経路により伝達する。

3 職員の配備

- ・各部長は、原則として、配備基準に基づき、あらかじめ定めておいた配備職員数の職員を配備させる。
- ・各部長は、必要に応じ、所管各課の配備職員数を増減し、又は所管各課相互に職員の応援を行わせる。
- ・市町村対策本部長は、特に必要が求められるときは、各部長に対し、配備職員数の増減、部間相互の職員応援を行わせる。

4 配備状況の報告

- ・各課長・各出先機関の長は、各部主管課長を通じて、対策本部事務局（総務班）に、職員の配備状況を報告する。

留意事項

1 措置従事者の安全確保

- ・市町村長（ 課） 消防長（ 課） 水防管理者（ 課）は、国民保護措置に係る職員等の安全を確保するため、交付要綱に基づき、特殊標章等（ 頁）を交付及び使用させる。

關係資料

- 1 配備基準【資料編 95 頁】
- 2 配備職員数【資料編 96 頁】

7 関係機関との連携協力

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）

関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

市町村は、国、府、他の市町村、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、国民保護措置を実施する。

実施手順

1 関係機関への措置要請

- ・市町村長等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行い、必要に応じて、指定（地方）行政機関の長への要請を行うよう求める。
- ・また、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

2 職員の派遣要請

- ・市町村長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定（地方）行政機関の長等に対し、当該機関の職員の派遣の要請を、知事等を経由して行う。
- ・また、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体の長に対し、当該団体の職員の派遣を求める。

3 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め

- ・市町村長は、国民保護措置を円滑に実施するために特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を防衛大臣に要請するよう求める。
- ・上記による求めができないときは、大阪地方協力本部又は市町村協議会の委員たる隊員に連絡する。

留意事項

関係資料

- 1 国民保護措置の実施要請（様式例）【資料編 97 頁】
- 2 職員の派遣要請（様式例）【資料編 98 頁】
- 3 国民保護等派遣要請の求め（様式例）【資料編 99 頁】

第2章 第1節 避難のパターン

- 1 避難のパターン
- 2 各避難パターンにおける避難の指示

1 避難のパターン

担当：大阪府

内容

大阪府では、国の国民保護基本指針で想定されている武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4事態例を、避難までの時間的余裕、避難先までの距離を踏まえ、避難を、次のようにパターン化している（大阪府国民保護措置実施マニュアル45頁）

武力攻撃事態		被害範囲と避難距離	予測可否と時間的余裕	避難パターン
着上陸侵攻		広い範囲 遠くへ避難	予測は可能 時間的余裕あり	3
ゲリラ・特殊部隊による攻撃		狭い範囲 近くへ避難	突発的に発生 時間的余裕なし	1
弾道ミサイル攻撃	通常弾頭	狭い範囲 近くへ避難	予測は可能 時間的余裕なし	1
	NBC弾頭	広い範囲 近くへ避難後、遠くへ避難		2
航空攻撃	通常弾頭	広い範囲 近くへ避難	予測は可能 時間的余裕なし	1
	NBC弾頭	広い範囲 近くへ避難後、遠くへ避難		2
緊急処理事態		ゲリラ・特殊部隊による攻撃と類似（大規模テロなど）		
石油コンビナートの爆破等		狭い範囲 近くへ避難	突発的に発生 時間的余裕なし	1
空港、ターミナル駅、列車の爆破等				1
炭疽菌、サリンの大量散布等				1
航空機による自爆テロ等				1

（注）「近く」とは近傍の施設や市町村内の避難施設等のことをいい、「遠く」とは他市町村、他府県の避難施設等のことをいう。

2 各避難パターンにおける避難の指示

担当：大阪府

内容

大阪府では、事態発生の際、避難パターンの中から、最も適切なものを選択し、事態に応じた修正等を加えたうえで、避難の指示を行うことを基本としている（大阪府国民保護措置実施マニュアル46頁）。

1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃及び緊急処理事態の場合

一般的に、事前に予測・察知できず、突発的に発生し、被害は比較的狭い範囲に限定されるとされている。

このため、直ちに屋内施設へ一時的に避難させ、その後の事態の推移に応じて、安全な地域への避難を指示することを基本とする。

2 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭）・航空攻撃（通常弾頭）の場合

一般的に、兆候を事前に察知することは可能であるが、攻撃目標を特定することは困難であり、避難までの時間的余裕が少ないとされている。

このため、直ちに、屋内への避難を指示し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域への避難を指示することを基本とする。

3 弾道ミサイル攻撃（核弾頭）・航空攻撃（核弾頭）の場合

一般的に、兆候を事前に察知することは可能であるが、攻撃目標を特定することは困難であり、避難までの時間的余裕が少ないとされている。また、核弾頭を用いた攻撃は、当初は爆心地周辺において爆風や放射線による被害をもたらす、その後は爆心地付近から風下方向において放射性降下物による被害をもたらすとされている。

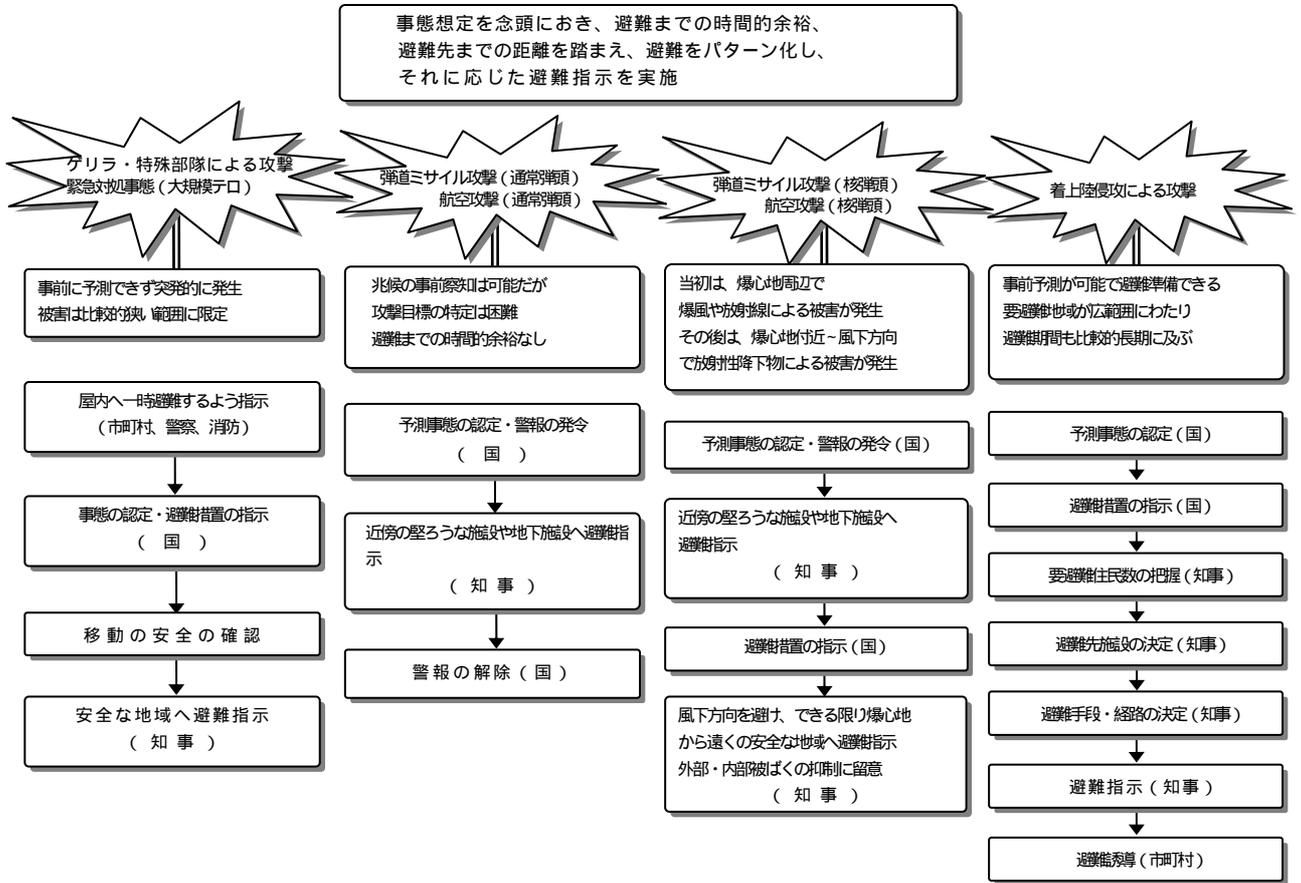
このため、核爆発に伴う直接の被害を受ける地域については、当初の段階は、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう指示することを基本とする。また、直接の被害を受けないものの放射性降下物による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう指示することを基本とする。

4 着上陸侵攻による攻撃の場合

一般的に事前予測が可能であり、避難の準備ができるが、要避難地域が広範囲にわたり、避難期間も比較的長期に及ぶと想定されている。

このため、国対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、戦闘が予想される地域から先行して、府域内の避難先地域へ避難することとし、大規模な戦闘の場合は、府域外の避難先地域へ避難することを基本とする。

避難の指示



第2章 第2節 警報及び緊急通報

- 1 警報の伝達・通知
- 2 武力攻撃災害の兆候の通報
- 3 緊急通報の伝達・通知

1 警報の伝達・通知

主担課： 部 課 ××班（内線：9999）

関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、住民・関係のある公私の団体に伝達するとともに、市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知する。

・伝達先

消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、
商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校 等

・通知先

教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会（公平委員会）監査委員、農業委員会、
固定資産評価審査委員会、市町村議会、市町村立病院、保育園 等

実施手順

1 警報の受信

- ・府から通知のあった警報の内容を確認する
- ・府へ警報を受信した旨の報告を行う

2 伝達・通知先の確認

- ・伝達・通知先に漏れ・誤りはないか確認する

3 警報の伝達・通知

- ・あらかじめ定めておいた伝達・通知方法により伝達・通知する
特に必要な相手方には警報の受信の確認を行う

4 報道発表等

- ・報道発表を行うとともに、市町村ホームページ・おおさか防災ネットに掲載する

留意事項

1 伝達・通知方法（相手方と主な手段）

- ・住民に対しては、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車・消防車両（拡声器）、インターネット（ホームページ）等により伝達
- ・関係のある公私の団体に対しては、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）のほか、必要に応じて、電話、ファックス、電子メールにより伝達

- ・市町村の他の執行機関その他の関係機関に対しては、電話、ファックス、電子メールにより通知

2 事態に応じた伝達・通知

- ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃及び緊急処理事態の場合
特に、発生場所及びその周辺地域に対し、防災行政無線や広報車等により、また、必要に応じて、関係機関の協力を得て、ヘリコプターにより、伝達する。
- ・弾道ミサイル攻撃・航空攻撃 通常弾頭・核弾頭 の場合
特に、市町村全域に対し、防災行政無線、J-ALERT 等により注意喚起し、詳しい警報の内容は、ホームページ等、テレビ・ラジオ等により、伝達する。
- ・着上陸侵攻による攻撃の場合
特に、要避難地域に対しては、消防機関等と連携して、ファックス等により、自主防災組織や自治会等へ連絡し、それらを通じて、各世帯等に伝達する。
また、災害時要援護者に対しては、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉施設等の協力を得て、必要に応じて、戸別訪問等により伝達する。

関係資料

- 1 警報発令・警報解除の通知 様式例（資料編 100 頁）
- 2 警報の伝達・通知先一覧（資料編 101 頁）
- 3 全国瞬時警報システム J-ALERT（資料編 102 頁）

2 武力攻撃災害の兆候の通報

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）

関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

市町村長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者から、直接又は消防吏員・警察官・海上保安官を通じて、通報を受けたときは、速やかに、知事に通知する。

実施手順

1 通報の受信

- ・通報の内容を確認する

2 知事へ通知

- ・通報の内容から、災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、府へファックス等により通知し、電話で状況を説明する

3 近隣市町村へ連絡

- ・災害が近隣市町村に及ぶおそれがあると認めるときは、当該市町村に連絡する

留意事項

1 知事への通知方法

- ・火災・災害等即報要領を準用して、府（勤務時間外は当直室）へ、通知する

関係資料

1 火災・災害等即報要領（消防庁）【資料編 89 頁】

3 緊急通報の伝達・通知

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）

関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

市町村長は、知事から緊急通報の通知を受けたときは、直ちに、住民・関係のある公私の団体に伝達するとともに、市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知する。

緊急通報とは

武力攻撃により災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民に対する危険が切迫しているときに、当該地域を対象に、知事が緊急に発令するもの

実施手順

1 伝達・通知方法

- ・原則として、警報の伝達・通知（18 頁）と同様とする。

留意事項

1 優先的な伝達・通知

- ・緊急通報において、特定の地域について、武力攻撃災害の予測が示された場合は、当該地域の住民、関係する団体・機関に対し、特に優先して伝達・通知する。

関係資料

- 1 武力攻撃災害緊急通報の発令の通知 様式例（資料編 103 頁）

第2章 第3節 避難の指示・退避の指示

- 1 避難の指示に係る情報の提供
- 2 避難の指示の伝達・通知
- 3 退避の指示

1 避難の指示に係る情報の提供

主担課： 部 課 ××班（内線：9999）

関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

市町村長は、知事が的確かつ迅速に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。

実施手順

1 状況の把握

- ・避難が必要と思われる地域名・住民数、適切と思われる避難施設・避難手段・避難経路などについて、状況を把握する。
- ・状況の把握にあたっては、あらかじめ用意しておいた市町村の地図と標示駒（指定避難施設、医療機関、公共交通機関、緊急交通路、生活関連等施設など）を活用する。

2 府へ情報提供

- ・上記の状況について、府へ情報提供する。

留意事項

1 迅速な情報提供

- ・特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃・緊急処理事態の場合、発生現場の状況等を踏まえ、避難措置の指示(国)、避難指示(府)が行われると思われることから、府からの照会がなくとも、適宜、迅速に情報提供する。

2 地図、写真等を活用した情報提供

- ・府への情報提供にあたっては、可能な限り、文字情報だけでなく、地図や写真などを添付する。

3 統計地理情報システムの活用

- ・要避難地域は基本的に町丁目で示す必要があることから、避難が必要と思われる地域の住民数等を把握する際には、あらかじめ用意しておいた基礎資料のほか、統計地理情報システム（総務省統計局）を活用する。

関係資料

- 1 避難の指示に係る情報の提供（様式例）【資料編 104 頁】
- 2 人口分布【資料編 105 頁】
- 3 指定避難施設一覧【資料編 106 頁】
- 4 地域緊急交通路一覧【資料編 107 頁】
- 5 鉄道・バス一覧【資料編 108 頁】

2 避難の指示の伝達・通知

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）
関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

市町村長は、知事から避難の指示を受けたときは、警報の伝達に準じて、住民・関係のある公私の団体へ伝達するとともに、市町村の他の執行機関、その他の関係機関に通知する。

実施手順

1 伝達・通知方法

- ・原則として、警報の伝達・通知（18 頁）と同様とする。

留意事項

- 1 優先的な伝達・通知
 - ・特定の地域について、避難の指示が行われた場合は、当該要避難地域の住民、関係する団体・機関に対し、特に優先して伝達・通知する。
- 2 避難実施要領の迅速な作成
 - ・特に、避難までに時間的余裕がない場合は、避難の指示の伝達・通知後速やかに（場合によっては同時に）避難実施要領（28 頁）が伝達・通知ができるよう、迅速に作成する。
- 3 外出中の住民への配慮
 - ・事態発生時に外出していた住民が帰宅したときに、円滑に避難施設等へ誘導できるよう、駅周辺などに避難施設の開設状況等を掲示するとともに、避難住民自らも外出中の家族に災害用伝言ダイヤル等を用いて避難状況を連絡するよう促す。

関係資料

- 1 避難の指示の通知 様式例（資料編 109 頁）

3 退避の指示

主担課： 部 課 ××班（内線：9999）

関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民を保護し、又は災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避の指示を行う。

（退避の指示とは）

避難の指示を待っている間は、目前の危険から住民を保護することができないときに、地域の実情に精通し権限のある者が、独自の判断で、災害の及ばない地域・場所（屋内を含む）に、一時的に逃げるよう、指示すること。

実施手順

1 通報の受信

- ・通報の内容を確認する

2 状況の確認

- ・発生現場に市町村職員を派遣し、状況を確認する

3 関係機関との調整

- ・発生現場に府職員、消防吏員、警察官、海上保安官、自衛官がいる場合は、それらの者と退避の必要性、退避が必要な地域、退避先等について調整を行う

4 退避の指示

- ・住民に対し、退避の指示を行う

5 住民へ伝達

- ・防災行政無線、広報車（拡声器）等により住民へ伝達する

6 知事へ通知等

- ・府に通知するとともに、上記機関のほか、放送事業者、退避先市町村に連絡する

7 退避指示の解除

- ・広報車、立看板等で、解除した旨を公示するとともに、知事等へ通知・連絡する

留意事項

1 関係機関への要請

- ・発生現場に市町村職員が到着しておらず、緊急の必要があると認めるときは、市町村長は、現場の警察官又は海上保安官に退避の指示を行うよう要請する。

2 退避先の指示

- ・退避が長期化するおそれがあるときは、最寄りの収容型の指定避難施設を退避先とし、退避の指示を行うことを基本とする。

関連資料

- ・退避の指示 一例（資料編 110 頁）
- ・退避の指示の通知 様式例（資料編 110 頁）

第2章 第4節 避難誘導

- 1 避難実施要領の作成
- 2 避難誘導の実施

1 避難実施要領の作成

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）

関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

市町村長は、住民に対し避難の指示があったときは、あらかじめ作成しておいた避難実施要領のパターンの中から、関係機関の意見を聴いて、最も適切なパターンを選ぶなどして、直ちに避難実施要領を作成する。

避難実施要領に定める事項

避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

避難実施要領のパターン

避難実施要領のパターンは、府の避難パターン等を踏まえ、次の4つとする。

パターン1 ゲリラ・特殊部隊による攻撃・緊急対処事態の場合

パターン2 通常弾頭を搭載した弾道ミサイル攻撃・航空攻撃の場合

パターン3 核弾頭を搭載した弾道ミサイル攻撃・航空攻撃の場合

パターン4 着上陸侵攻による攻撃の場合

実施手順

1 避難の指示の受信

- ・避難の指示の内容を確認する。

2 避難実施要領のパターンの選択

- ・対処基本方針や避難指示の内容、事態発生現場の状況などを踏まえ、あらかじめ作成しておいたパターンの中から、最も適切なパターンを選ぶ。

3 避難者数の把握

- ・町丁目ごとの避難者数を把握する。
- ・災害時要援護者の避難者数を把握する。

4 避難施設の確保

- ・指定避難施設のリスト（データベース）の中から、府と調整して、避難施設を確保する。

5 避難の実施単位ごとの避難先を決定

- ・避難は、原則として、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として行う。
- ・避難の実施単位ごとの避難先を、府と調整して、決定する。

6 避難手段の調整

- ・市町村内の避難にあたり、鉄道・バスを利用する場合は、府と調整のうえ、運送事業者と、避難者数、集合時間・場所など避難住民の運送に関する具体的事項について調整する。
- ・調整にあたっては、運送事業者にあらかじめ作成・提供しておいた、指定避難施設（集合型）の位置図などの資料を活用する。

7 避難経路の調整

- ・避難にあたり、バスを利用する場合は、府を通じて、府警察と交通規制について、国道などの道路管理者と道路状況について、調整する。

8 災害時要援護者の避難誘導

- ・災害時要援護者支援班を設けるなどして、誘導方法を検討し、関係機関・団体等と調整を行う。

9 誘導職員の配置の検討

- ・市町村・消防機関の職員による配置を検討する。

10 応援要請の検討・調整

- ・警察官、海上保安官、自衛官による避難誘導、府職員による避難誘導補助を要請する必要性の有無について検討し、調整を行う。

11 避難実施要領の案を作成

- ・前項までの検討・調整を踏まえ、避難実施要領の案を作成する。

12 関係機関からの意見聴取

- ・市町村の他の執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安本部等、自衛隊などから意見を聴取する。

13 避難実施要領の決定

- ・市町村長は、関係機関の意見を踏まえ、避難実施要領を決定（作成）する。

14 避難実施要領の伝達・通知、連絡

- ・住民・関係のある公私の団体に伝達するとともに、市町村の他の執行機関、消防長、消防本部がない場合は消防団長、警察署長、海上保安部長等（海上保安監部

- 長、海上保安航空基地長、海上保安署長 これらがいない場合は管区海上保安本部長) 自衛隊地方協力本部長、その他の関係機関に通知する。
- ・放送事業者である指定(地方)公共機関に対し、府と調整のうえ、連絡する。

15 避難実施要領の変更

- ・避難の指示の内容が変更された場合、事態の状況が変化した場合は、直ちに、避難実施要領を変更する。

留意事項

- 1 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - ・地域の住所、避難誘導の実施単位を記載する。
- 2 避難先
 - ・避難先の住所、施設名を記載する。
- 3 一時集合場所及び集合方法
 - ・一時集合場所の住所・場所名、それへの交通手段を記載する。
- 4 集合時間
 - ・集合時間、出発時間を記載する。
- 5 集合に当たっての留意事項
 - ・住民間における、集合時の災害時要援護者の所在確認、集合後の不在者確認・残留者の有無確認を記載する。
- 6 避難の手段及び避難の経路
 - ・避難に使う交通手段、経路を記載する。
- 7 市町村職員、消防職団員の配置等
 - ・誘導職員の配置、担当業務、連絡先を記載する。
- 8 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
 - ・災害時要援護者への対応方法を記載する。
- 9 要避難地域における残留者の確認
 - ・残留者の確認方法を記載する。
- 10 避難誘導中の食料等の支援
 - ・食料・水・医療・情報の提供など、支援内容を記載する。
- 11 避難住民の携行品、服装
 - ・必要最低限の携行品、服装について記載する。
- 12 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先
 - ・対策本部の避難誘導担当の電話番号・担当者を記載する。

関係資料

- 1 避難実施要領のパターン 一例 (資料編 111 頁)
- 2 避難実施要領の作成の通知 様式例 (資料編 115 頁)

2 避難誘導の実施

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）

関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

- ・市町村長は、避難実施要領で定めるところにより、市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。

実施手順

避難実施要領パターン1（ゲリラ・特殊部隊による攻撃・緊急対処事態の場合）

防災・危機管理担当職員等を、現場に派遣し、警察・消防・海保・自衛隊などの関係機関と調整したうえで、安全が確保された場所において、広報車等（拡声器）を用いて、誘導を行う。なお、安全確保が確認できない場所においては、自衛隊に誘導を要請する。

- 1 防災・危機管理担当職員等の派遣
 - ・第1報を踏まえ、防災・危機管理担当職員等を現場に派遣する。
- 2 発生現場の状況を把握
 - ・先に到着している関係機関から情報提供を受けるなどして、発生現場の状況を把握する。
- 3 関係機関との調整
 - ・具体的な誘導方法について、警察・消防・海保・自衛隊などの関係機関と調整し、役割分担などを確認する。
- 4 避難誘導の開始
 - ・配置場所の安全を確認したうえで、拡声器等を用いて、避難誘導を行う。
- 5 残留者の確認
 - ・誘導職員は、受け持ち地域に残留者がいないどうか確認し、残留者がいた場合は、直ちに誘導する。
- 6 避難誘導完了の確認・報告
 - ・誘導職員は、避難先地域外へ誘導し終えたことを確認し、市町村対策本部に、その旨の報告を行う。

避難実施要領パターン2（弾道ミサイル攻撃・航空攻撃 通常弾頭 の場合）

防災行政無線、J-ALERT、広報車等により、警報・避難指示を伝達し、近傍の堅ろうな施設や地下施設など、屋内への避難を促すことによって、誘導を行う。

- 1 警報・避難指示の伝達
 - ・防災行政無線を用いて、サイレン吹鳴・音声放送を行うとともに、市町村ホームページ・おおさか防災ネットに、警報・避難指示の内容を掲載する。
- 2 関係機関・団体を通じた伝達
 - ・関係のある公私の団体に対し、電話、ファックス、電子メールにより伝達し、当該団体の構成員等に、警報・避難指示の周知を要請する。
- 3 広報車等による伝達
 - 安全確保が確認できる場合は、市町村域を広報車等で巡回し、拡声器等により、伝達する。

避難実施要領パターン3（弾道ミサイル攻撃・航空攻撃 核弾頭 の場合）

防災行政無線、J-ALERT、広報車等により、警報・避難指示を伝達し、近傍の堅ろうな施設や地下施設など、屋内への避難を促すことによって、誘導を行う。着弾後、核弾頭を搭載していたことが判明した場合は、国からの情報を踏まえ、安全を確保したうえで、利用可能な公共交通機関、借上バスを利用して、誘導を行う。

1～3は、避難実施要領パターン2と同じ

4 着弾現場の状況確認

- ・住民・関係機関より、着弾現場の状況に関する情報を収集する。

5 国からの情報収集

- ・府を通じて、国から、残留放射線の影響を受ける地域・期間、放射性降下物が予測される地域・期間などの情報を収集する。

6 安全の確保

- ・誘導職員に防護服を着用させるとともに、安定ヨウ素剤を服用するなどして安全を確保する。

7 避難誘導の開始

- ・残留放射線の低減などを確認後、駅やバス避難者の集合場所において、避難誘導を行う。

8 残留者の確認

- ・誘導職員は、受け持ち地域に残留者がいないどうか、確認する。残留者がいた場合は、直ちに誘導する。

9 避難者名簿の作成

- ・必要に応じて、自主防災組織や自治会等の地域住民の協力を得て、避難者名簿を作成する。

10 避難誘導完了の確認・報告

- ・誘導職員は、避難住民を避難先地域の避難施設へ誘導し終えたことを確認し、市町村対策本部に、その旨の報告を行う。

避難実施要領パターン4（着上陸侵攻による攻撃の場合）

戦闘が予想される地域から先行して、公共交通機関、借上バスを利用して、市町村域外の避難先地域へ、大規模な攻撃の場合は他府県の避難先地域へ、避難先や避難経路にあたる市町村など関係機関と連携して、誘導を行う。

- 1 誘導職員の選定
 - ・発生した事態の規模等を踏まえ、必要人数を決め、避難誘導に従事する誘導職員を選定する。
- 2 避難実施要領の内容確認
 - ・誘導職員に対し、避難実施要領の内容と各誘導職員の配置場所・担当業務を説明する。
- 3 特殊標章の携行
 - ・誘導職員に、防災服を着用させるとともに、武力攻撃事態（予測事態を含む）の場合においては、特殊標章（腕章・旗等）・身分証明書を携行させる。
- 4 誘導職員等の配置
 - ・避難実施要領で定めた場所に、誘導職員、広報車等（拡声器）の配置、誘導案内板、誘導ロープの設置等を行う。
- 5 避難誘導の開始
 - ・市町村対策本部は、誘導職員に対し、避難誘導の開始の指示を行う。
- 6 残留者の確認
 - ・誘導職員は、受け持ち地域に残留者がいないどうか、広報車等による呼びかけや必要に応じて戸別訪問により、確認する。残留者がいた場合は、直ちに誘導する。地域にとどまろうとする者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、説得に努める。
- 7 避難者名簿の作成
 - ・必要に応じて、自主防災組織や自治会等の地域住民の協力を得て、避難者名簿を作成する。
- 8 避難誘導完了の確認・報告
 - ・誘導職員は、避難住民を避難先地域の避難施設へ誘導し終えたことを確認し、市町村対策本部に、その旨の報告を行う。

留意事項

- 1 安全の確保
 - ・誘導職員に対し、事態の推移、災害の発生状況などの情報を、適宜提供するなどして、避難住民及び誘導職員の安全を確保する。
- 2 食品・飲料水、医療の提供
 - ・長距離・長時間の避難を誘導する場合は、府と連携して、食品・飲料水、医療の提供その他の便宜を図る。
- 3 曜日、時間帯を念頭においた避難誘導
 - ・平日の昼間においては、状況に応じて、事業所や学校を避難の実施単位として、誘導を行う。
 - ・夜間においては、避難経路の要所に、照明器具（投光器、自動車のヘッドライト等）を配備する。
- 4 災害時要援護者の避難誘導
 - ・関係機関・関係団体、関係施設の施設管理者、地域住民・避難住民等の自発的な協力を得ながら、誘導を行う。
- 5 関係機関との連携
 - ・市町村職員・消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等、自衛隊部隊長に対し、避難住民の誘導を要請する。
- 6 退避の指示・警戒区域の設定等
 - ・特に、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、緊急対処事態の場合において、武力攻撃災害の兆候を覚知したときは、必要に応じて、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を実施する。
- 7 被ばくの抑制
 - ・特に、弾道ミサイル攻撃・航空攻撃 核弾頭 の場合において、避難住民に対し、外部被ばくを抑制するため、タオル等による口・鼻の保護、手袋・帽子・雨ガッパ・ゴーグル等の着用を促すとともに、内部被ばくを抑制するため、汚染された疑いのある水・食料の摂取を避けるよう周知する。

関係資料

第3章 第1節 救援の実施

- 1 市町村長による救援
- 2 避難所の開設、管理運営
- 3 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与
- 4 医療の提供及び助産
- 5 被災者の捜索・救出
- 6 遺体の処理
- 7 遺体の火葬
- 8 電話その他の通信設備の提供
- 9 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- 10 学用品の給与
- 11 生活支障物の除去

1 市町村長による救援

主担課： 部 課 × × 班（内線：9999）

関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

市町村長（政令市長を除く）は、知事からの指示を受け、又は知事を補助して、厚生労働省が定めた基準、国民保護計画、府と調整した役割分担等に基づき、関係機関の協力を得て、次の措置を行う。

避難施設の開設・管理運営、応急仮設住宅等の確保
食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与
医療の提供及び助産
被災者の搜索・救出
遺体の処理、埋葬・火葬
電話その他の通信設備の提供
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
学用品の給与、
生活支障物の除去

実施手順

1 救援の程度及び方法の基準

- ・市町村長は、厚生労働省が定めた救援の程度及び方法の基準（平成16年9月17日厚生労働省告示第343号）に基づき、救援の措置を行う。
- ・市町村長（政令市長を除く）は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合は、知事に対して、特別な基準の設定についての意見を厚生労働大臣に申し出るよう要請する。

2 府と市町村の役割分担

- ・市町村長（政令市長を除く）は、あらかじめ府と調整した役割分担に沿って、事態発生後の状況に応じた府と市町村の役割分担を調整する。
- ・知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、その通知に基づき、救援の措置を行う。
- ・上記通知で実施することとされた措置を除き、知事が行う救援を補助する。

留意事項

関係資料

- 1 救援の程度及び方法の基準（厚生労働省告示）【資料編116頁】
- 2 救援における府と市町村（指定都市を除く）の役割分担【資料編123頁】

2 避難施設の開設、管理運営

主担課： 部 課 × × 班（内線：9999）

関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

- ・避難施設は、府が、避難先市町村の意見を聴いたうえで開設し、市町村が管理運営を行う。
- ・市町村が避難先地域に指定されたとき、当該市町村は、府が避難施設の開設を円滑に行えるよう対応するとともに、あらかじめ別に定めておいた避難施設運営マニュアルに基づいて、施設管理者、避難住民等の協力を得て、適切に避難施設を管理運営する。

実施手順

1 候補施設の選定

- ・府が避難先地域に指定されたとき、府は、発生した事態の状況や避難住民数などを踏まえ、市町村に候補施設の選定を依頼する。
- ・ 課は、指定避難施設のリスト（データベース）の中から、適当と思われる候補施設を選び、当該施設及び周辺の安全性を可能な限り確認するとともに、必要に応じて施設管理者と事前調整したうえで、府に意見を述べる。

2 開設する避難施設の決定

- ・府は、市町村の意見を聴取したうえで、開設する避難施設を決定する。
- ・ 課は、避難施設の決定について、府から通知を受けたときは、開設する避難施設の管理者等に対し、通知する。

3 管理運営職員の派遣

- ・ 課は、開設する避難施設に、あらかじめ作成しておいた職員配置計画に基づき、管理運営職員を派遣する。
- ・ 課は、管理運営職員の配置が完了したときは、府へ連絡する。

4 避難施設開設の周知

- ・ 課は、避難施設が開設されたときは、府と連携協力して、警報の伝達・通知（18頁）と同様の方法を用いて、住民に対し周知を行う。

5 避難者の受け入れ

- ・管理運営職員は、施設管理者と調整して決めたスペースへ避難住民を誘導する。
- ・管理運営職員は、誘導が完了した段階で、避難者の概数、水・食料や生活必需品の必要量などを、 課へ報告する。

6 避難者名簿の作成

- ・管理運営職員は、運営委員を通じて、安否情報収集様式（149頁）を配布し、避難住民から直接回収して、避難者名簿を作成する。

7 避難施設運営委員会の設置

- ・管理運営職員は、施設管理者、避難住民の代表者（自治会長等）などを構成メンバーとする運営委員会を設置する。
- ・避難施設内で発生する様々な作業を行うため、運営委員会のもとに、避難住民などで構成する活動班を設置する。
- ・他の地方公共団体から避難住民を受け入れた場合は、避難元の地方公共団体の人材活用を図る。

8 避難施設運営ルールの作成・周知

- ・運営委員会は、避難住民等の意見を聴いたうえで、避難施設の運営ルールを作成し、それに基づき、避難住民等の協力を得ながら、避難施設を運営する。

留意事項

- 1 水・食料、生活必需品の配布
 - ・水・食料、生活必需品などが避難施設に搬入された場合、台帳を作成のうえ、適宜、避難住民へ配布する。
 - ・不足する物資があれば、市町村対策本部へ連絡する。
- 2 情報の収集・提供
 - ・保護措置の実施状況・実施予定などの情報を避難住民へ正確・迅速に提供する。
 - ・保護措置を的確に実施するため、避難住民のニーズを把握する。
- 3 保健福祉・衛生
 - ・健康相談（心のケアを含む）の実施、救護所の設置、仮設トイレの早期設置、風呂・シャワーの設置、清掃・ごみ処理の実施、プライバシーの確保などを行う。
- 4 災害時要援護者への配慮
 - ・施設のバリアフリー化（障害者トイレの設置など）、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所への移送などを行う。
- 5 避難所等における安全確保等
 - ・警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。
- 6 避難生活長期化への対応
 - ・地域コミュニティの維持・形成、生活相談所の開設などを行う。
 - ・応急仮設住宅等については、必要な戸数を把握し、府に報告するとともに、その建設などにあたっては、府を補助し、又は府から委任を受けた場合は、府にかわってこれを行い、確保する。

関係資料

- 1 避難施設を管理運営するために必要なスペース例（資料編 125 頁）
- 2 避難施設を管理運営するために必要な組織例（資料編 127 頁）
- 3 避難施設の管理運営における災害時要援護者への対応例（資料編 128 頁）

3 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）

関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

- ・市町村は、自然災害時の方法に準じて、必要に応じ、他市町村、関係業界団体等の支援・協力を得て、食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与を行う。

実施手順

1 飲料水の供給

- ・水道施設が被害を受け、通常の方法により、住民等に飲料水を供給することができなくなった場合は、次の手順により、応急的な給水活動を実施する。

被害状況を確認し、応急給水の必要量を把握する

備蓄水（パック水、缶詰水等） 拠点給水（浄水池、配水池等） 運搬給水（給水車、トラック等） 水栓給水（仮設給水栓、共用栓等）による供給量を
確認する

上記 の応急給水に必要な資機材を確保する

被災市町村のみでは十分な給水量、資機材が確保できないときは、府を通じて、隣接市町村等に応援を要請する

必要に応じて飲料水の水質検査及び消毒を行う

応急給水の実施計画を作成し、実施体制を整える

応急給水の場所・時間などを避難住民へ広報する

応急給水を実施する

2 食品の給与、生活必需品の給与・貸与

- ・食品、生活必需品は、次の手順により、避難住民等に対し、提供する。

避難住民数を把握し、食品や生活必需品の必要量を確認する

備蓄量や協定締結先からの調達可能量を確認する

被災市町村のみでは必要量を確保できないときは、府を通じて、他市町村等に応援を要請する

配送（受入を含む）・配布計画を作成し、実施体制（人員・車両）を整える

配布場所・時間などを避難住民へ広報する

台帳を作成のうえ、食品、生活必需品を配布する

留意事項

1 災害時要援護者への配慮

- ・食品の提供にあたっては、高齢者にはやわらかい食事など、乳幼児には粉ミルク・離乳食など、内部障害者には疾病に応じた食事などを提供するほか、食事制限のある難病患者・人工透析患者への配慮や文化・宗教上の配慮を行う必要がある。

関係資料

1 市町村における備蓄状況・協定締結状況一覧【資料編 133 頁】

4 医療の提供及び助産

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）

関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

市町村は、市町村国民保護計画、大阪府災害時医療救護活動マニュアルなどを踏まえ、医療関係機関・医療関係者等と連携して、救命医療を最優先とする医療救護活動（助産を含む）を実施する。

実施手順

1 医療情報の収集・提供活動

- ・ 課は、地元医師会、保健所と協力・連携し、広域災害・救急医療情報システムを使用するなどして、災害医療情報を収集し、防災行政無線等を使用して、府医療対策課又は大阪府救急医療情報センターへ報告する。
- ・ 課は、案内板の設置や広報車等により、医療救護所等の情報を住民に提供する。

2 現地医療対策

- ・ 課は、管内の医療救護所に配置すべき医療救護班（救急医療班のほかに診療科別医療班、歯科医療班、薬剤師班）を、市町村災害医療センター及び地元医師会の協力を得て、編成・派遣する。
- ・ 市町村単独では十分対応できない場合は、原則として、府及び府を通じて日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

3 後方医療対策

- ・ 課及び消防機関は、府から得た医療機関の患者受入れ情報を踏まえ、特定の病院へ患者が集中しないよう、患者を搬送する。
- ・ 搬送車両を十分確保できない場合は、府と連携して搬送車両を確保するとともに、必要に応じ、府に対し、搬送用のヘリコプター等、船舶の確保を要請する。

4 医薬品等の確保・供給活動

- ・ 課は、広域災害・救急医療情報システム等により把握した病院及び救護所のニーズを把握し、必要な医薬品等を供給する。
- ・ 困難な場合や不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

留意事項

関係資料

- 1 大阪府災害時医療救護活動マニュアル【資料編 134 頁】
- 2 災害医療機関一覧【資料編 145 頁】

5 被災者の捜索・救出

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）

関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

市町村は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者（死亡した者を含む。）を捜索し、又は救出する。

実施手順

1 情報の収集・提供

- ・ 課は、被災情報・安否情報等を踏まえ、捜索・救出の対象者に関する情報を収集し、警察、消防、海保、自衛隊などの関係機関に提供する。

2 人員・資機材の確保

- ・ 課は、捜索・救出の対象者に関する情報を踏まえ、必要な人員・資機材を確保する。

3 捜索・救出の実施

- ・ 課は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合であることを確認したうえで、警察、消防、海保、自衛隊などの関係機関と連携を図りながら、捜索・救出活動を行う。

4 応援要請

- ・ 課は、自らの市町村だけでは十分な活動ができない場合は、府を通じて、他の市町村へ応援を要請する。
- ・ また、消防機関は、自らの消防力だけでは十分な活動ができない場合は、相互応援協定に基づき、他の消防機関へ応援を要請し、府へ連絡する。

留意事項

関係資料

6 遺体の処理

主担課： 部 課 ××班（内線：9999）

関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

市町村は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合において、遺族が遺体の処理を行うことができないときは、府の指示を受け、遺族に代わって、遺体の洗浄・縫合・消毒等、一時安置、検案を行う。

実施手順

1 死亡者数等の把握

- ・ 課は、警察、消防、医療機関等と連絡をとり、死亡者数を把握する。
- ・ 課は、死亡者数を踏まえ、今後必要となる人員・物品を把握し、自らの態勢を整えるとともに、自らの市町村だけでは十分は対応ができない場合は、府、他の市町村、葬祭業者等へ応援を要請する。

2 遺体安置所の設置

- ・ 課は、警察署と協議しながら、被災地の周辺で安全性が確認された地域にある、遺体の安置に適した施設（体育館等）や広場（天幕等が必要）を確保する。
- ・ 課は、確保した安置所の場所、受入れ可能な遺体数などを、市対策本部、警察・医療機関等に報告・連絡する。
- ・ 課は、葬祭業者に連絡し、棺・ドライアイスなど、安置に必要な物品を調達する。

3 遺体の一時安置

- ・ 課は、被災地、医療機関から遺体安置所へ、関係機関等の協力を得て、遺体を搬送し、遺体を安置する。
- ・ 課は、自らが遺族に安否情報収集様式（153頁）を配布し記入してもらうか、又は警察、医療機関その他の関係機関に照会し得られた情報をもとに自らが記入して、遺体の発見日時・場所、氏名等を確認し、死体処理台帳を作成・保存する。
- ・ 各遺体安置所の責任者は、遺体安置数等を適宜 課に報告する。

4 検案

- ・ 課は、市町村による検案及び警察による見分・検視が円滑に行われるよう、警察署と連絡をとりあい、連携協力する。
- ・ 市町村による検案は、原則として、救護班において行う。救護班ができない場合は、一般開業の医師による検案を行う。

- ・ 検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合又は医師の診療中の患者が最後の診療後 24 時間以上を経過した後に死亡した場合に、その死体について死因その他につき医学的検査をなすこと。

【参考】見分・検視

- ・ 警察官が発見した死体又は警察官に届出がなされた死体については、死体取扱規則の規定により、警察官が遺体の見分調書を作成することになっているので、死体が警察から遺族又は市町村に引き渡されてから後に、必要な遺体の処理を行う。
- ・ 死亡の原因が犯罪によるものではないかという疑いがもたれるような変死体については、刑事訴訟法及び検視規則等の規定により措置を行うことになっているので、変死体を発見した場合は、直ちに警察署に届ける。

5 遺体の洗浄・縫合・消毒等

- ・ 課は、検案、見分・検視が済んだ遺体について、必要に応じて、洗浄・縫合・消毒を行う。
- ・ 課は、洗浄等が済んだ遺体を納棺し、ドライアイスを置く等の措置を行い、一時安置する。

6 遺体の引渡し

- ・ 課は、府や警察等と連携協力しながら、安否情報の照会者への提供や報道機関等を通じた公表により、親族や身元引受人の発見に努め、遺族等に遺体を引き渡す。
- ・ 引渡状況については、各遺体安置所の責任者は、死体処理台帳に記載し、市町村対策本部へ報告し、市町村対策本部は府に報告する。

留意事項

関係資料

- 1 死体処理台帳（様式例）【資料編 147 頁】

7 遺体の火葬

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）

関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

市町村は、遺族が遺体の火葬を行うことができない場合に、遺族に代わって、遺体の火葬を行う。

その際、厚生労働省により、墓地、埋葬等に関する法律に規定する手続の特例を定められたときは、その特例に基づき行う。

実施手順

1 死亡者数等の把握

- ・ 課は、遺体の処理を行う 課などから、死亡者数、行方不明者数、遺体安置数などの情報を収集する。

2 火葬能力の確認

- ・ 課は、死亡者数等を踏まえ、今後必要となる斎場数・人員・物品（火葬用品、灯油、骨つぼ等）を把握し、自らの態勢を整える。
- ・ 自らの斎場だけでは十分に対応できない場合は、府を通じて、他の市町村、葬祭業者等へ応援を要請する。

3 火葬計画の作成

- ・ 課は、火葬を必要とする死亡者数、使用する斎場数（他市町村の斎場を含む）を踏まえ、関係機関と調整のうえ、火葬計画を作成する。
- ・ 課は、火葬計画に基づき、市町村内外の利用可能な斎場の場所・利用方法を遺族等に提供する。

4 遺体の火葬

- ・ 親族や身元引受人のいない遺体については、市町村対策本部が火葬許可書を発行し、 課が、火葬計画に基づき、斎場へ搬送して、火葬を行う。
- ・ 斎場は、火葬後、火葬証明書を発行し、骨つぼを提供する。
- ・ 火葬された遺骨及び遺留品は、遺体が安置されていた安置所又は市町村営の納骨堂で一時保管する。

留意事項

1 外国人等への配慮

- ・外国人等が死亡した場合は、宗教・文化等の違いを踏まえた処置を行う。
具体的には、死亡者の遺族に、遺体の処置の方法を確認する。
遺族が海外にいる場合には、領事館等を通じて確認する。

関係資料

8 電話その他の通信設備の提供

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）
関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

市町村は、電気通信事業者である指定（地方）公共機関が避難施設における避難住民等のための電話その他の通信設備を臨時に設置する場合において、設置場所の提供など必要な協力をを行う。

実施手順

1 避難施設の状況報告

- ・避難施設の管理運営を担当する 課は、避難施設の通信設備の状況及び通信設備の設置希望（設置希望場所の住所・建物名、設置位置等）を府に報告する。

2 電気通信事業者への協力要請

- ・報告を受けた府は、電気通信事業者に対し、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を避難施設などに設置するよう協力を要請する。

3 設置場所の調整

- ・電気通信事業者の協力の了解が得られたとの連絡を府から受けたときは、 課は、当該事業者と、通信設備の具体的な設置場所などについて調整する。

留意事項

関係資料

9 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

主担課： 部 課 ××班（内線：9999）
関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

市町村は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急的に補修する。

実施手順

1 被災状況の把握

- ・ 課は、住宅の被災状況等を把握し、応急修理が必要な住家の有無について、確認する。

（要件）

災害によって住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること

- ・ 応急修理の対象は、住家であること
- ・ 住家が、半壊又は半焼したものであること
- ・ 災害に起因するものであること
- ・ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること

自らの資力をもってしては、応急修理ができない者であること

2 応急修理の実施

- ・ 課は、建築関係業者と直接契約するか又は職員を動員して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分のみを対象に応急修理を実施する。
- ・ 自らの市町村だけでは十分な対応ができない場合は、府へ応援を要請する。

留意事項

関係資料

10 学用品の給与

主担課：教育委員会 課 ××班（内線：6666）

関係課： 部 課 班（内線：9999）

実施内容

市町村は、府の指示を受け、又は府を補助する場合、小学校児童・中学校生徒・高等学校等生徒の被災状況の収集・把握に努め、必要に応じ、児童・生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

実施手順

1 被災状況の確認・報告

- ・教育委員会 課は、 部 課と協力して、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒（ ）のうち、教育委員会が所管する児童・生徒の被災状況を確認し、学用品の給与が必要な児童・生徒の人数を把握し、府教育委員会に報告する。

は、小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を指す。

2 学用品の給与

- ・学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
 - 教科書
 - 文房具
 - 通学用品
- ・学用品の給与は、次の方法により行う。
 - （給与の必要な地域が単一の市町村の場合）
教育委員会 課は、学校及び 部 課と連携協力し、上記学用品の必要数を調達・確保し、配布する。
 - （給与の必要な地域が複数の市町村の場合）
教育委員会 課は、学校及び 部 課と連携協力し、上記学用品の必要数を、府教育委員会に報告し、府教育委員会から支給のあった学用品を配布する。

留意事項

- 1 私立学校の児童・生徒への給与
 - ・市町村区域内にある私立学校の児童・生徒への学用品の給与については、府（私学課）と連携協力し、対応する。

関係資料

- 1 小・中学校、高等学校、特別支援学校一覧【資料編 148 頁】

11 生活支障物の除去

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）

関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

市町村は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対し、障害物を除去する。

実施手順

1 被災状況の把握

- ・ 課は、住宅等の被災状況等を把握し、障害物の除去が必要な住家の有無について確認する。

2 障害物の除去

- ・ 課は、住宅の応急修理の方法に準じて、建築関係業者と直接契約するか又は職員を動員して、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去する。
- ・ 自らの市町村だけでは十分は対応ができない場合は、府へ応援を要請する。

留意事項

関係資料

第3章 第2節 安否情報

- 1 安否情報の収集
- 2 安否情報の整理・報告
- 3 安否情報の提供
- 4 安否情報の公表

1 安否情報の収集

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）
関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

市町村長は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で、当該市町村に在る者及び当該市町村で死亡した者を含む）の安否に関する情報を収集する。

事態発生直後における安否情報の収集・入力にあたっては、特に、身元が判らない意識不明の負傷者や死亡者の情報（否情報）を、避難住民の情報（安情報）より、優先的に取り扱う。

実施手順

1 収集班の編成

- ・ 課は、消防本部、警察署等と連携し、被災者の人数と搬送先等を確認する
- ・ 課は、被災者の状況を踏まえ、収集班を編成する
- ・ 収集班は、収集様式を持参して、各搬送先等に急行する

2 収集様式への記入

- ・ 原則として、被災者本人による記入が可能であれば本人が、不可能であれば市町村職員が記入する
- ・ 医療機関等に搬送された負傷者（入院した者のみ。搬送後死亡した者を含む）
協力が得られれば、医療機関を通じて本人に収集様式を配布し記入してもらうか、又は医療機関に記入してもらう
- ・ 遺体安置所等に搬送された死亡者
市町村職員自らが遺族に収集様式を配布して記入してもらうか、又は警察、医療機関その他の関係機関に照会し得られた情報をもとに市町村職員が記入する
- ・ 避難施設に避難した住民（避難施設に避難した負傷者を含む）
市町村の各避難施設管理運営担当者が避難住民に収集様式を配布し記入してもらう

3 収集様式の回収

- ・ 収集班は、収集様式を回収して、入力班へ、手渡し又は FAX する

4 安否情報の入力

- ・入力班は、原則として、市町村に設置されたパソコンから、安否情報システムを立ち上げて、入力する

留意事項

- 1 個人情報保護
 - ・安否情報という個人情報を取り扱うことから、収集様式の保管やパソコンの設置場所などに留意する
- 2 他市町村へ搬送された場合の対応
 - ・被災市町村は、搬送先市町村に、安否情報の収集・収集した情報の提供を依頼するとともに、依頼した旨を府に連絡する
- 3 被災市町村で安否情報の収集ができない場合の対応
 - ・被害が甚大で、避難・救援等の活動に人手をとられ、安否情報の収集ができない場合は、原則として、隣接市町村に、収集を依頼するとともに、依頼した旨を府に報告する
- 4 医療機関との連携
 - ・発生直後に医療機関から協力が得られない場合は、時間を置いて再度、協力を要請する。また、他の医療機関へ二次搬送された場合は、搬送先を確認し、安否情報を収集する。

関係資料

- 1 様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）【資料編 149 頁】
- 2 様式第1号 記入例【資料編 150 頁】
- 3 様式第1号 チェックリスト【資料編 151 頁】
- 4 様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）【資料編 152 頁】
- 5 様式第2号 記入例【資料編 153 頁】
- 6 様式第2号 チェックリスト【資料編 154 頁】
- 7 他市町村への安否情報の収集の依頼（様式例）【資料編 155 頁】

2 安否情報の整理・報告

主担課： 部 課 ××班（内線：9999）
関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

収集した安否情報については、同一人物の安否情報が重複している等の可能性があることから、市町村は、重複を除去するなどして、安否情報の整理を行ったうえで、大阪府に報告する。

実施手順

1 重複の有無等の確認

- ・整理班の担当者は、市町村に設置されたパソコンから、安否情報システムを閲覧して、4情報（氏名、出生の年月日、男女の別、住所）等をもとに、重複の有無等（同一人物がいないか等）を確認する

2 過誤の判明

- ・重複等がある場合（おそれを含む）整理班の担当者は、収集班などに電話等で確認するなどして、過誤を明らかにし、整理班の責任者へ連絡する

3 重複の除去等

- ・整理班の責任者は、担当者からの連絡を受け、その内容を確認したうえで、市町村に設置されたパソコンから、安否情報システムを操作して、重複の除去などを行う

4 府への報告

- ・整理班の責任者は、整理された安否情報を府へ報告する

留意事項

1 整理責任者の設置

- ・整理事務の作業対象となるデータベースは1つなので、原則として、安否情報システムを操作して重複の削除等を行う整理責任者は1名とする。
また、府への報告は、原則として、整理責任者が行う

2 個人情報の保護

- ・安否情報という個人情報を取り扱うことから、整理事務を行うパソコンの設置場所等について留意する

3 迅速性を優先した報告

- ・迅速性を求められているときは、整理が十分にできていなくても、一旦、府に報告し、後から整理し直して、再報告する

4 他の市町村へ収集を依頼した場合の対応

- ・原則として、依頼先の市町村から、収集様式を回収し、依頼元の市町村が、安否情報システムに入力し、整理したうえで、府知事へ報告する

関係資料

- 1 様式第3号 安否情報報告書様式【資料編 156 頁】

3 安否情報の提供

主担課： 部 課 ××班（内線：9999）

関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

市町村長は、安否情報について、窓口照会又は電話等による照会があったときは、個人情報保護に十分留意したうえで、速やかに回答する

実施手順

1 提供班の編成

- ・ 課は、提供班を編成し、安否情報の照会受付窓口を設置する

2 データ完成の確認

- ・ 安否情報システム管理者である消防庁に、府を通じて、同システムの提供機能がいつから利用可能になるか確認する

【窓口照会の場合】

3 照会の受付

- ・ 安否情報照会書を窓口で受け付ける

4 照会者の本人確認

- ・ 照会者が本人であるかどうかを、身分証明書（運転免許証、健康保険被保健証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等）により確認する
- ・ 被照会者との関係を、口頭等により確認する

5 照会書の内容チェック

- ・ 照会書に記載の内容が妥当かどうか確認する

【電話等による照会の場合】

3 照会の受付

- ・ 電話、FAX、電子メールにより、安否情報の照会を受け付ける
- ・ 電話の場合
照会者の本人確認に必要な4情報（氏名、出生の年月日、男女の別、住所）
照会する理由、照会者の連絡先、被照会者を特定するために必要な事項（氏名等）、被照会者との関係を聴き取り、安否情報照会書に記載する

- ・FAX、電子メールの場合
FAX、電子メールに、上記項目が記載されているか確認し、不足している場合は、照会者に問い合わせ、追記する

4 照会者の本人確認

- ・照会者が、照会を受け付けた市町村の住民であるとしている場合は、住民基本台帳等により、他の市町村の住民であるとしている場合は、当該市町村に電話等で問い合わせることにより、本人確認を行う

5 照会の内容チェック

- ・照会されている内容が妥当かどうか確認する

【窓口照会・電話等照会共通】

6 被照会者の検索

- ・安否情報システムにより被照会者の安否情報を検索する

7 回答書の打ち出し

- ・該当する被照会者の安否情報があった場合、回答書を印刷する

8 提供班の責任者による確認

- ・担当者は、提供班の責任者に回答書を確認してもらう

9 回答書の提供

- ・該当する被照会者の安否情報があった場合は、次の方法により回答する

窓口照会の場合	回答書を交付
電話による照会の場合	電話で回答
FAXによる照会の場合	FAXで回答書を送付
電子メールによる場合	電子メールで回答書を送付
- ・該当する被照会者の安否情報がなかった場合は、当該情報を保有していないと口頭等により回答する

10 回答記録の保管

- ・担当者は、各市町村の文書管理規程に基づき、回答書の控えを保管する

留意事項

1 照会受付窓口の設置

- ・照会を受け付けるときは、照会者の本人確認を行う必要があることから、原則として、住民基本台帳の情報を利用できる場所に設置する

- ・電話、FAX、電子メールによる照会も認められていることから、照会専用の電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスを設ける
- 2 迅速性を優先した回答
 - ・安否情報システムの提供機能が利用可能になる前であっても、迅速性を求められているときは、適宜適切に回答する
 - 3 他市町村が被災した場合の窓口対応
 - ・府内の他市町村が被災した場合は、夜間・休日も対応することを基本に、府外の他市町村が被災した場合は、通常業務時間の対応とすることを基本に、府と協議する
 - 4 親族、知人の範囲
 - ・親族とは、民法上、六親等内の血族及び配偶者並びに三親等内の姻族を指す
 - ・知人とは、被災者とお互いに知り合うなどの関係がある者であって、その関係から見て、社会通念上、当該被災者の安否情報を必要とすることが相当と考えられる者と、国において定義されており、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指すとされている
 - 5 外国人に関する安否情報
 - ・外国人に関する安否情報については、原則として、大阪府から日本赤十字社大阪府支部に提供するが、同支部から直接求めがあった場合は、提供するとともに、その旨を府に連絡する
 - ・本名で照会があった場合には本名で回答し、通称名で照会があった場合には通称名で回答する。

関係資料

- 1 様式第 4 号 安否情報照会書様式【資料編 157 頁】
- 2 様式第 4 号 記入例【資料編 158 頁】
- 3 様式第 4 号 チェックリスト【資料編 159 頁】
- 4 様式第 5 号 安否情報回答書様式【資料編 160 頁】
- 5 様式第 5 号 記入例【資料編 161 頁】

4 安否情報の公表

主担課： 部 課 ××班（内線：9999）

関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

安否情報を報道機関やインターネット等を通じて公表をすることについては、国民保護法に規定はないが、緊急かつやむを得ないと認められるときは、安否情報を収集した市町村は、必要性を判断したうえで、府と調整して、公表する。

実施手順

1 必要性の判断

- ・緊急性、公益性、非代替性の有無を判断する
- ・身元の確認できない死傷者がおり、公表することによって、親族等がより早く捜すことが可能になると判断できる場合や、安否情報システムが機能せず、同システムにより親族等に安否情報を提供できない場合などは、公表の必要性が高いと考えられる

2 公表資料の作成

- ・原則として、収集した安否情報のうち、「否」情報を公表する。例えば、死亡したり、意識不明になったことにより、親族等と連絡がとれない者の情報を対象とする
- ・例外として、「安」情報については、例えば、安否情報システムによる提供ができず、他に有効な提供手段がない場合は、避難施設に避難していて、親族等と連絡がとれず、公表することに同意する者を対象とする
- ・公表内容は、原則として、氏名、年齢、住所（市町村名又は国籍）とし、それらが確認できないときは、個人を識別する情報を、必要最小限の範囲で公表する

3 府との調整

- ・公表の内容・範囲・時期などについて、事前に府と調整する
- ・公表範囲は、原則として、市町村は自ら収集した情報を、府は市町村から報告を受けた情報を公表する

4 情報の公表

- ・府と市町村は、原則として、同時に、報道機関へ資料提供するとともに、各自のホームページに情報を掲載する
- ・情報の公表は、第1回目以降も、府と調整して、定期的に行う

5 公表情報の削除

- ・市町村は、公表後、定期的に、医療機関などに連絡し、親族等と連絡がとれたかどうか確認する
- ・情報を公表した結果、親族等と連絡がとれた場合は、原則として、公表資料から順次、情報を削除する。

6 公表の終了

- ・親族等と連絡がとれない被災者がいなくなった場合など、必要性がなくなったときは、公表を終了する

留意事項

1 事前手続

- ・公表するにあたり、各市町村の個人情報保護条例や情報公開条例などの手続きが必要な場合は、あらかじめ手続きを完了しておく

関係資料

1 安否情報公表資料（様式例）【資料編 162 頁】

第4章 武力攻撃災害への対処

- 1 緊急通報（前掲 21 頁）
- 2 退避の指示（前掲 25 頁）
- 3 警戒区域の設定
- 4 大阪府下広域消防相互応援協定
- 5 緊急消防援助隊
- 6 現地調整所（関係機関による連絡会議）
- 7 生活関連等施設の安全確保
- 8 NBC 攻撃による災害への対処
- 9 保健福祉・衛生
- 10 廃棄物の処理
- 11 被災情報の収集・報告・公表

3 警戒区域の設定

主担課： 部 課 ××班（内線：9999）

関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害対処措置を講ずる者以外の者に対し、立入を制限・禁止し又は退去を命ずる。

また、市町村長等による措置を待ついとまがないとき、又は市町村長等から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、同様の措置を講ずることができる。

実施手順

1 区域の範囲決定

- 課は、市町村対策本部に集約された情報のほか、警察署、海保（大阪市は海上保安監部、堺市・岸和田市は海上保安署、関空は海上保安航空基地）、自衛隊消防本部等と連絡調整のうえ、警戒区域の範囲を決定する

2 区域の明示

- 課は、警察署等の協力のもと、ロープ、標示板等により、警戒区域を明示する

3 住民への広報・周知

- 課は、市町村の広報車・広報媒体を活用し広報・周知を図るとともに、警察署等のほか、放送事業者に対し、協力を要請する

4 関係機関への連絡

- 課は、警戒区域を設定したときは、府、関係市町村、警察署等に連絡する

5 立入制限・禁止、退去命令

- 課は、必要と認める場所に、市町村職員を配置し、警察署等の協力を得つつ、立入制限・禁止、退去命令を行う

6 変更・解除

- 課は、事態の状況の変化等を踏まえ、設定を変更する。また、設定する必要が認められなくなったときは、設定時と同様の手順を踏んで、解除する

留意事項

1 警察・消防との調整

- ・突発的に発生した事案においては、警察・消防が先行して立入禁止区域・消防警戒区域を設定していることがあることから、国民保護法に基づく警戒区域の設定にあたっては、警察・消防と十分調整を図る

2 警察・海保への措置要請

- ・警戒区域を設定する必要があるにもかかわらず、現場に市町村職員がいない等、自らが実施することができないときは、管轄の警察署又は海保（大阪市は海上保安監部、堺市市・岸和田市は海上保安署、関空は海上保安航空基地）に要請して、措置を実施する

3 設定情報の共有化

- ・府、警察・海保、自衛隊から、警戒区域を設定した旨の通知があったときは、その情報を関係機関に伝達し情報の共有化を図るとともに、必要な活動について調整を行う

関係資料

4 大阪府下広域消防相互応援協定

主担課： 消防本部 課（電話：999 - 9999）

関係課： 消防本部××課（電話：888 - 8888）

実施内容

府域内において大規模な災害等が発生した場合において、災害が発生した市町村等（消防の一部事務組合にあっては、当該組合をいう。）の長又は消防長が、自らの消防力によっては、災害の防ぎよ又は救助等が著しく困難と認めるときは、他の市町村等の長又は消防長に対し、応援を要請する

実施手順

【応援を要請する場合】

1 要請主体

- ・消防本部を設置する市町村においては、災害が発生した市町村等の長又は消防長から、他の市町村等の長又は消防長に対し、応援要請を行う
- ・消防本部を設置していない能勢町においては、能勢町長から、知事に対し、応援要請を行う

2 要請方法

- ・応援要請は、電話等により、次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする
 - 災害の発生日時、場所及び状況
 - 必要とする人員、車両及び資器材等
 - 集結場所及び連絡担当者
 - その他必要事項

【応援を実施する場合】

1 応援隊の派遣

- ・応援要請を受けた市町村等の長又は消防長は、自らの地域で大規模災害が発生した場合や他の応援協定により応援出場している場合など、業務に重大な支障がない限り、応援を行う

留意事項

1 他の応援協定との関係

- ・ 応援要請は、概ね近隣応援協定、ブロック応援協定及び大阪府下広域消防相互応援協定の順による

関係資料

- 1 大阪府下広域消防相互応援協定に基づく応援要請書様式【資料編 163 頁】

5 緊急消防援助隊

主担課： 消防本部 課（電話：999 - 9999）

関係課： 消防本部 × × 課（電話：888 - 8888）

実施内容

- ・大規模な災害等が発生した場合において、災害が発生した市町村等（消防の一部事務組合にあっては、当該組合をいう。）の長又は消防長は、災害の状況、当該市町村の消防力及び府内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- ・知事は、その連絡を受け、緊急消防援助隊の応援が必要であると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援を要請する。
- ・知事と連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して、要請する。

実施手順

【応援を要請する場合】

他都道府県から応援を受ける場合は、大阪府緊急消防援助隊受援計画に基づき、対応する。

1 連絡内容

- ・次に掲げる情報を、電話等による口頭又はFAX等による文書により、連絡する。

（第1報として必要な情報）

災害発生日時

災害発生場所

災害の種別・状況

人的・物的被害の状況

応援要請日時

必要応援部隊

その他必要な情報（必要資器材、装備等）

（応援部隊が出動までに必要な情報）

応援部隊の集結場所及び到達ルート

指揮体制及び無線運用体制

気温、積雪その他の参考となる情報

2 連絡先

- ・勤務時間内は、大阪府危機管理室消防防災課に、勤務時間外は、大阪府防災・危機管理当直室に、連絡する。
- ・大阪府と連絡がとれない場合は、勤務時間内・外とも、消防庁応急対策室に連絡する。

【応援を実施する場合】

他都道府県へ緊急消防援助隊を出動させ、応援を実施する場合は、緊急消防援助隊大阪府隊応援等実施計画に基づき、対応する

1 出動可能隊数の報告

- ・消防庁から出動準備及び出動可能部隊数の報告の求めを受けた大阪府は、代表消防機関（大阪市消防局）を通じて、出動可能隊数を調査する。
- ・各消防本部は、ブロック幹事消防本部を通じて、代表消防機関（大阪市消防局）に報告する。
- ・出動可能隊数の報告の求めに対して、特定事項（部隊の種別、部隊数等）について指定があった場合において、大阪府は代表消防機関（大阪市消防局）と協議のうえ、出動部隊を選定し、消防庁に報告する。

2 出動の指示

- ・消防庁長官から出動の指示を受けた知事は、緊急消防援助隊の登録部隊が属する市町村長に対し、緊急消防援助隊の出動の指示を行う。

3 部隊の出動

- ・知事から出動の指示を受けた市町村長は、速やかに部隊を出動させる。その際、代表消防機関（大阪市消防局）は、ブロック幹事消防本部を通じて、各消防機関に集結場所、集結時間等を連絡する。
- ・部隊を出動させた市町村の消防機関の長は、部隊の責任者、出動部隊数などを、幹事消防本部、代表消防本部（大阪市消防局）を通じて、府に報告する。

留意事項

関係資料

- 1 緊急消防援助隊応援要請連絡【資料編 164 頁】
- 2 緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告様式【資料編 165 頁】
- 3 緊急消防援助隊出動隊の連絡・報告様式【資料編 166 頁】

6 現地調整所（関係機関による連絡会議）

主担課： 部 課 × × 班（内線：9999）

関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

市町村は、国民保護措置が実施される個々現場において、複数の現地関係機関が円滑に連携できるよう、互いに活動内容を調整したり、各機関が有する情報を共有するため、必要に応じて、現地調整所を設置する。

なお、ここでいう調整とは、現地での各機関の作業の進め方について打合せをすることをいう。

実施手順

1 現地調整所の設置

- ・ 課は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現場で活動する関係機関が連絡調整を図る現地調整所を迅速に設置する。

2 設置場所

- ・ 現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現場における活動を行う上で適した場所に設置する。なお、設置場所には、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げる。

3 構成メンバー

- ・ 会議の構成メンバーは、市町村、府、消防機関、府警察、自衛隊の国民保護等派遣部隊、第五管区海上保安本部等、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関の各代表者

4 主な役割

- ・ 現地の関係機関が有する情報の共有
- ・ 現場の措置に係る活動内容の確認・調整
- ・ 現場における広報の調整

留意事項

1 設置主体

- ・原則として、市町村が設置する。市町村が設置できない場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等は、府が設置する。
- ・なお、速やかに設置する必要がある場合に、市町村・府以外の現地関係機関が設置したときは、市町村・府は、当該現地調整所に職員を参画させ、積極的に連絡調整に当たらせる。

2 対策本部との連携

- ・市町村の対策本部（現地対策本部が設置されている場合は、当該現地対策本部を含む）は、収集した情報を現地調整所に伝達し、現地調整所は、現地の活動内容等を市町村の対策本部に報告する。

3 NBC テロ対処現地関係機関連携指針との関係

- ・NBC テロ災害への対処における現地関係機関の連携については、原則として、NBC テロ対処現地関係機関連携指針の定めによる。

関係資料

- 1 国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方【資料編 168 頁】

7 生活関連等施設の安全確保

主担課： 部 課 × × 班（内線：9999）

関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

- ・市町村は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、市町村区域内に所在する生活関連等施設の安全確保に関する情報を収集するとともに、自らが管理する生活関連等施設の安全確保に関し必要な措置を行う。
- ・（消防本部等所在市町村及び保健所設置市については、以下の内容を追加記載する）
また、生活関連等施設のうち、危険物質等取扱所については、消防法の危険物並びに毒物及び劇物取締法の毒物劇物を取り扱う者に対し、法令等の規定に基づき、取扱所の使用の一時停止・制限など必要な措置を命ずる。

実施手順

【生活関連等施設の場合】（全市町村が対象）

1 安全確保に関する情報収集

- ・ 課は、市町村区域内の施設の安全に関する情報（例：警備強化の必要性に関する情報）施設の対応状況に関する情報、その他必要な情報を、府から収集する。

2 市町村が管理する施設の安全確保

- ・ 課は、府から、施設の安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請があったときは、施設を管理する課に連絡する。

施設（ 部 課）

施設（ 部 課）

施設（ 部 課）

- ・施設を管理する課は、所管省庁が定めた「生活関連等施設の安全確保の留意点」等を踏まえ、警備の強化その他安全確保のために必要な措置を行う。
この場合において、必要に応じ、府警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、安全確保のため必要な支援を求める。

3 施設管理者に対する周知

- ・施設の管理者に対し、施設の安全確保のため必要な措置を講ずるよう要請するのは、府などが行うことになっているが、府から協力依頼があった場合は、府の要請内容を、施設管理者へ伝達したり、市町村ホームページやおおさか防災ネットに掲載する。

【危険物質等取扱所の場合】(消防本部等所在市町村及び保健所設置市が対象)

1 警備強化の求め

- ・市町村の担当課(消防法の危険物の場合は 消防本部 課、毒物及び劇物取締法の毒物劇物の場合は 保健所 課)は、府から収集した安全に関する情報などを踏まえ、災害発生を防止するため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者(占有者、所有者、管理者等)に対し、警備の強化を求める。

2 災害発生防止措置の実施命令

- ・市町村の担当課(危険物の場合は 課、毒劇物の場合は 課)は、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理状況の報告を求める。
- ・報告等を踏まえ、災害発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、府等の関係機関と十分連携を図ったうえで、取扱者に対し、次に掲げる措置のうち必要なものを講ずべきことを命ずる。
 - 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 - 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 - 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
- ・命令した場合においては、その旨を、標識の設置等により公示等する。

留意事項

関係資料

- 1 生活関連等施設の安全確保の留意点【資料編 175 頁】

8 NBC 攻撃による災害への対処

主担課： 部 課（内線：9999）
関係課： 消防本部××課（電話：000-0000）

実施内容

- ・NBC 攻撃による災害が発生した場合において、知事から協力の要請を受けたとき、市町村は、汚染の拡大を防止するための措置を実施する。

実施手順

1 関係機関による連絡会議

- ・ 課は、市町村の現地における指揮責任者を現場に派遣し、関係機関の円滑な連携を図るため、現地調整所（関係機関による連絡会議）（ 頁）を開催する。
- ・ 連携を図るにあたっては、「NBC テロ対処現地関係機関連携指針」を準用する。

2 初動的な応急措置

- ・ 課は、警察、海保、自衛隊、消防等と連絡調整のうえ、発生現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示（ 頁）警戒区域の設定（ 頁）を行う。

3 被災者の救助等

- ・NBC 災害に対応した装備・資器材（例．防護服）を保有する市町村は、関係機関とともに、被災者の救助などを行う。

4 汚染拡大防止措置

- ・ 課又は 消防本部××課は、府から協力の要請があったときは、警察等の関係機関と調整しつつ、汚染され又は汚染された疑いがあるものについて、下記の措置を講ずる。
- ・ 措置 A を講ずるときは、当該名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、当該名あて人に通知する。
- 措置 B を講ずるときは、適当な場所に、次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、職員の現場における指示をもってこれに代える。

当該措置を講ずる旨

当該措置を講ずる理由

当該措置の対象

当該措置を講ずる時期

当該措置の内容

	対 象	名あて人	内 容
措置 A	飲食物、衣類、寝具等	占有者	移動制限・禁止、廃棄
	飲料水、洗濯用水、炊事用水等	管理者	使用・給水の制限・禁止
	死体	死体の発生場所 に所在する人	移動制限・禁止
措置 B	建物	建物内又は周辺 に所在する人	立入制限・禁止、 封鎖（出入禁止）
	場所	運転者など	交通制限・遮断

留意事項

1 要員の安全確保

- ・措置を実施する要員に危険が及ばないよう、防護服を着用させるほか、武力攻撃災害の状況等の情報収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、要員の安全を確保する。

関係資料

- 1 NBC テロ対処現地関係機関連携指針【資料編 228 頁】

9 保健福祉・衛生

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）

関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

- ・市町村は、避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じ、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

実施手順

1 防疫活動

- ・ 課は、感染症法等に基づき、府（健康づくり感染症課）等と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

2 食品衛生監視活動

- ・ 課は、食品衛生法等に基づき、府（食の安全推進課）、保健所と連携して、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

3 飲料水衛生確保対策

- ・ 課は、水道法等に基づき、府（環境衛生課）と連携して、飲料水の衛生確保のための措置等を実施する。

4 避難住民等の健康維持活動

- ・ 課は、府（健康づくり感染症課、精神保健疾病対策課）、保健所と連携して、巡回健康相談、心の健康相談等を実施する。

5 福祉サービスの提供

- ・ 課は、府（障害保健福祉室、高齢介護室等）と連携し、関係団体と協力して福祉ニーズを迅速に把握し、継続的に福祉サービスの提供を行う。

6 動物の保護等に関する配慮

- ・ 課は、府（動物愛護畜産課）と連携し危険な動物の逸走対策を実施するとともに、府（食の安全推進課）、保健所と連携し狂犬病の発生予防などを実施する。

留意事項

関係資料

10 廃棄物の処理

主担課： 部 課 ××班（内線：9999）

関係課： 部 課 班（内線：3333）

実施内容

- ・市町村は、廃棄物処理法、国民保護法第124条の規定による特例に基づくとともに、地域防災計画の定めに基づいて、震災廃棄物対策指針(厚生労働省)等を参考としつつ、廃棄物の処理を実施する。

実施手順

【し尿処理】

1 状況の把握

- ・ 課は、避難所をはじめ被災地域(安全な地域に限る。)におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- ・ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する

2 仮設トイレの設置

- ・ 課は、必要に応じて、避難所に簡易の仮設トイレを設置する。

3 し尿収集の実施

- ・ 課は、し尿の収集処理体制を確保し、収集処理を実施する。
- ・ 必要に応じて、府(環境衛生課)、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

【ごみ処理】

1 状況の把握

- ・ 課は、避難所をはじめ被災地域(安全な地域に限る。)におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- ・ ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する

2 仮置場等の設置

- ・ 課は、必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

3 ごみ収集の実施

- ・ 課は、ごみの収集処理体制を確保し、収集処理を実施する。
- ・ 必要に応じて、府(資源循環課)、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

【がれき処理】

1 状況の把握

- ・ 課は、がれきの発生量を把握する。

2 仮置場の確保

- ・ 課は、がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保する。

3 がれき処理の実施

- ・ 課は、がれきの最終処分までの処理ルートを確認し、がれき処理を実施する。
- ・ 必要に応じて、府（資源循環課）、隣接市町村、関係団体に応援を要請する。

留意事項

1 高齢者、障害者等への配慮

- ・ し尿処理にあたっては、高齢者、障害者に配慮しつつ、仮設トイレを設置する。

2 防疫上の配慮

- ・ ごみ処理にあたっては、防疫上早期の収集が必要な生活ごみを迅速に処理する。

3 健康・環境への配慮

- ・ がれき処理にあたっては、アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業員の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

関係資料

11 被災情報の収集・報告・公表

主担課： 部 課（内線：9999）
関係課： 消防本部 課（電話：999-9999）

実施内容

- ・市町村は、被災情報を収集し、府に報告するとともに、住民への公表・報道機関への情報提供を行う。

実施手順

1 被災情報の収集

- ・ 課は、消防、警察、海保等と連携し、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

2 被災情報の報告

- ・ 課は、収集した情報を、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、ファクシミリ等により、府（対策本部事務局情報班）に報告する。
併せて、大阪府防災情報システムを活用して、人的・物的被害等を府に報告する。

3 公表・情報提供

- ・ 課は、広報担当者を置くなどし、市町村ホームページ、おおさか防災ネット等市町村が保有する広報手段を活用するとともに、報道機関を通じて、被災情報を公表・情報提供する。

留意事項

関係資料

- 1 火災・災害等即報要領（消防庁）【資料編 89 頁】

第5章 国民生活の安定

- 1 生活関連物資等の価格安定等
- 2 避難住民等の生活安定等
- 3 生活基盤等の確保

1 生活関連物資等の価格安定等

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9）
関係課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3）

実施内容

市町村は、生活関連物資等（食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民経済上重要な物資・役務）の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次の法令に基づき、適切な措置を実施する。

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律
国民生活安定緊急措置法

実施手順

1 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

- ・ 価格動向・需給状況調査、報告徴収・立入検査
国の特定物資の指定に基づき、府からの通知を受け（政令指定都市については国から通知を受け）、事業者について価格動向・需要状況調査を行い、必要に応じて、報告徴収・立入検査を行う。
- ・ 売渡しの指示・命令
買占め又は売惜しみにより特定物資を大量に保有していると認められた場合は、売渡しの指示・命令を行う。

2 国民生活安定緊急措置法

- ・ 価格調査、報告徴収・立入検査
国によって指定物資の標準価格が定められた場合、府からの通知を受け（政令指定都市については国から通知を受け）、価格の表示について調査を行う。
- ・ 表示・販売の指示
表示されていないと認められる場合又は標準価格以上で販売されていると認められる場合は、適正な表示を行うこと、又は適正な価格で販売するよう指示を出す。

留意事項

関係資料

2 避難住民等の生活安定等

主担課： 部 課 ××班（内線：9999）【教育】

主担課： 部 課 班（内線：3333）【市町村税】

実施内容

- ・市町村教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、応急教育等を実施する。
- ・また、市町村は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市町村税の減免等を実施する。

実施手順

1 被災児童・生徒等に対する教育

- ・学校長は、教職員及び児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、市町村教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。
- ・市町村教育委員会は、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、授業料の減免又は免除に必要な措置を講ずる。
- ・市町村教育委員会は、被害を受けた学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保を行う。

2 市町村税の減免等

- ・ 課は、地方税法及び市町村税条例に基づき、市町村税の減免及び納税の猶予等、適切な措置を講ずる。
申告、納入若しくは納付期限の延長
市町村税の還付又は減免
徴収猶予
滞納処分の停止、換価猶予

留意事項

関係資料

3 生活基盤等の確保

主担課： 部 課 × × 班（内線： 9 9 9 9 ）【水道】

主担課： 部 課 班（内線： 3 3 3 3 ）【公共的施設】

実施内容

- ・水道事業者、工業用水道事業者として市町村は、水を安定的かつ適切に供給するために、大阪府と連携して必要な措置を講ずる。
- ・また、河川管理者（政令指定都市のみ）、道路及び港湾等の管理者として市町村は、当該公共的施設を適切に管理する。

実施手順

1 水の安定的な供給

- ・ 課は、大阪府と連携して、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整などを行う。
- ・給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな復旧に努める。
- ・被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。
- ・被害状況等によっては、他の水道事業者及び工業用水道事業者に対し応援を要請する。
- ・被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、住民等に対し広報する。

2 河川管理施設、道路及び港湾

- ・ 課長は、各施設の機能の支障となる障害物を除去し、除去した障害物は、各管理者が廃棄又は保管する。
なお、障害物の除去に時間を要する場合は、可能な限り、代替施設の確保に努める。
- ・施設の安全性や利用可能状況、利用再開の見通しなどを把握し、関係機関に連絡するとともに、住民等に広報する。

留意事項

関係資料

第6章 特殊標章等の交付・管理

1 特殊標章・身分証明書の交付・管理

1 特殊標章・身分証明書の交付・管理

主担課： 部 課 ××班（内線：9999）【市町村職員・消防団員等】

主担課： 消防本部 課（電話：999-9999）【消防職員等】

主担課： 部 課 班（内線：3333）【水防団員等】

実施内容

市町村長、消防長及び水防管理者は、それぞれが定めた交付要綱に基づき、特殊標章及び身分証明書の交付・管理を行う。

実施手順

1 様式

- ・特殊標章（腕章、帽章、旗及び車両章）及び身分証明書の様式は、交付要綱に定めるとおりとする。

2 対象者

- ・市町村長が対象とする者
市町村職員、消防団員、業務受託者、援助協力者
- ・消防長が対象とする者
消防職員、業務受託者、援助協力者
- ・水防管理者が対象とする者
水防団員、業務受託者、援助協力者

3 手続

- ・市町村長、消防長及び水防管理者は、それぞれが定めた交付要綱に基づき、対象者に対し、特殊標章及び身分証明書の交付又は使用許可する。
交付又は使用許可にあたっては、台帳に登録し、適切な管理を行う。
- ・市町村職員、消防職員、消防団員、水防団員
特殊標章及び身分証明書を作成して交付する。
- ・業務受託者、援助協力者
対象者からの交付申請に基づき、特殊標章及び身分証明書を作成して交付する。

留意事項

1 保護される事態

- ・特殊標章等は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書において規定されるものであることから、武力攻撃事態等において、国民保護措置を行う者等が使用した場合は保護されるが、緊急対処事態においては保護されない。

関係資料

- 1 市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱例【資料編 229 頁】
- 2 消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱例【資料編 238 頁】

資料編

火災・災害等即報要領（消防庁）【国民保護関連部分の抜粋・要約】

第1 総則

3 報告手続

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告する。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告する。
- (5) 市町村は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第1報を報告するものとし、以後、逐次報告する。

4 報告方法及び様式

武力攻撃災害及び緊急処理事態が発生した場合には、「第3号様式」に記載し、ファクシミリ等により報告する。
また、画像情報を送信することができる地方公共団体は、被害状況等の画像情報の送信を行う。
ただし、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、電話による報告も認められるものとする。

第2 即報基準

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告する。

- 1) 国民保護法第2条第4項に規定する災害
武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に規定する緊急処理事態
武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

第3 直接即報

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)・2)と同じ

第4 記入要領

3 第3号様式

- (1) 事故災害種別
該当するものの記号を で囲む。
- (2) 事故等の概要
発生した事故等の種別、概略、経過等を記入する。
- (3) 死傷者等
ア 負傷者等には、急病人等を含む。
イ 不明とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否
救助活動を要する又は要したか否かを記入する。

(5) 要救護者数 (見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入する。

また、救助人員は、報告時点で救助が完了した者の数を記入する。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等 (応援出動したものを含む。) について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入する。

(7) 対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が対策本部、災害対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等		
	計 人	重症	人(人)	
	不明	中等症	人(人)	
		軽症	人(人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)	人	救助人員	人	
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等の 設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等の()書きは、救急隊員による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

対策本部各班の所掌事務（例）

部名	班名	班長	事務内容
部	避難統括班	課長	・避難措置の総合調整に関する事 ・避難実施要領の作成に関する事
	伝達・通知班	課長	・警報の伝達・通知に関する事 ・避難指示の伝達・通知に関する事 ・緊急通報の伝達・通知に関する事 ・退避指示の伝達・通知に関する事 ・避難実施要領の伝達・通知に関する事
	避難手段確保班	課長	・避難手段の確保に関する事
	避難誘導第1班	課長	・避難誘導の実施に関する事
	避難誘導第2班	課長	・避難誘導の実施に関する事
	避難誘導第3班	課長	・避難誘導の実施に関する事
	要援護者避難誘導班	課長	・災害時要援護者の避難誘導に関する事
部	救援総括班	課長	・救援措置の総合調整に関する事
	避難施設開設班	課長	・避難施設の開設に関する事 ・避難施設の通信設備に関する事
	避難施設管理運営第1班	課長	・避難施設の管理運営に関する事
	避難施設管理運営第2班	課長	・避難施設の管理運営に関する事
	避難施設管理運営第3班	課長	・避難施設の管理運営に関する事
	応急仮設住宅確保班	課長	・応急仮設住宅の確保に関する事
	食品・生活必需品確保班	課長	・食品・生活必需品の確保に関する事
	食品・生活必需品提供班	課長	・食品・生活必需品の提供に関する事
	医療救護調整班	課長	・医療救護・助産に関する事
	搜索・救出班	課長	・被災者の搜索・救出に関する事
	遺体処理班	課長	・遺体安置所に関する事 ・遺体の処理に関する事 ・遺体の埋葬・火葬に関する事
	応急修理班	課長	・住宅の応急修理に関する事 ・生活支障物の除去に関する事
	学用品班	課長	・学用品の確保・提供に関する事

部名	班名	班長	事務内容	
部	安否情報総括班	課長	・安否情報事務の総合調整に関する こと ・安否情報の整理・報告に関する こと	
	安否情報収集第1班	課長	・安否情報の収集に関する こと	
	安否情報収集第2班	課長	・安否情報の収集に関する こと	
	安否情報収集第3班	課長	・安否情報の収集に関する こと	
	安否情報提供班	課長	・安否情報の提供に関する こと	
部	災害対処総括班	課長	・武力攻撃災害対処措置の総合調整に 関すること ・消火・救助・救急活動に関する こと ・現地調整所に関する こと	
	警戒区域設定班	課長	・警戒区域の設定に関する こと	
	生活関連等施設班	課長	・生活関連等施設の安全確保に関する こと ・危険物質等に係る災害防止に関する こと	
	衛生第1班	課長	・防疫活動に関する こと ・食品衛生監視活動に関する こと	
	衛生第2班	課長	・飲料水の衛生確保に関する こと	
	健康班	課長	・健康維持活動（心の健康を含む）に 関すること	
	福祉班	課長	・福祉サービスの提供に関する こと	
	動物保護班	課長	・動物の保護等に関する こと	
	し尿処理班	課長	・し尿処理に関する こと	
	ごみ処理班	課長	・ごみ処理に関する こと	
	がれき処理班	課長	・がれき処理に関する こと	

注1：国民保護担当課職員は、原則として、対策本部事務局の事務を担当する。

注2：上記事務以外については、地域防災計画に記載されている事務を参考に、追加掲載する。

注3：消防機関が所管する事務は除いているが、できる限り追加記載する。

対策本部事務局各班の所掌事務（例）

班名	班長	事務内容
総務班	課課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部会議の準備・運営 ・対策本部関係文書の管理・保存 ・職員の配備状況の確認 ・職員の食料・仮眠室等の確保 ・現地対策本部との連絡・調整 ・特殊標章の交付・管理 <p style="text-align: right;">等</p>
対策班	課課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・被災情報の分析 ・対策内容の検討・調整 ・現地調整所との連絡・調整 ・各部との連絡・調整 ・府、他市町村、警察、海保、自衛隊等の行政関係機関との連絡・調整 ・交通、医療、ライフライン等の民間関係機関との連絡・調整 <p style="text-align: right;">等</p>
情報班	課課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・被災情報の収集・整理 ・対策情報の収集・整理 ・被災情報・対策情報の報告・共有 ・防災行政無線の維持管理 <p style="text-align: right;">等</p>
報道班	課課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡・調整 ・記者会見の準備・実施 ・報道提供資料の作成 ・住民への広報（ホームページへの情報掲載を含む） <p style="text-align: right;">等</p>
現地調査班	課課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> ・事態発生現場の状況把握 ・現地調整所の設置・運営又は参画 <p style="text-align: right;">等</p>

注：上記所掌事務と対策本部各班との役割分担を明確にし、整合性を図る。

配 備 基 準

事態等の発生場所	配 備 基 準	配備体制
市 町 村 域 内	大規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常5号
	中規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常4号
	小規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常3号
	市町村域で武力攻撃災害の発生が予測されるとき	
他 市 町 村	近隣市町村で武力攻撃災害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき	非常2号
	近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生し、応援の準備をする必要があるとき	非常1号

配 備 職 員 数

(単位：名)

部名	課名	非常1号	非常2号	非常3号	非常4号	非常5号
部	課					
	課					
	課					
部	課					
	課					
	課					
部	課					
	課					
	課					
部	課					
	課					
	課					
部	課					
	課					
	課					
部	課					
	課					
	課					
部	課					
	課					
	課					
部	課					
	課					
	課					
合 計						

国民保護措置の実施要請（様式例）

文 書 番 号
年 月 日

様

市（町村）長

国民保護措置の実施について（要請）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 条第 項の規定により、下記のとおり、貴 の所掌事務に係る国民の保護のための措置の実施を要請します。

記

- 1 要請する理由
- 2 要請する活動の内容
- 3 要請する活動の時期
- 4 その他の必要な事項

連 絡 先	
-------------	--

職員の派遣要請（様式例）

文 書 番 号
年 月 日

様

市（町村）長

職員の派遣について（要請）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 151 条第 1 項の規定により、下記のとおり、貴 市の職員の派遣を要請します。

記

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他、職員の派遣について必要な事項

連 絡 先	
-------------	--

国民保護等派遣要請の求め（様式例）

	文 書 番 号 年 月 日
大阪府知事 様	市（町村）長
自衛隊の部隊等の派遣要請について	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 20 条第 1 項（又は第 183 条において準用する第 20 条第 1 項）の規定により、下記のとおり部隊等の派遣要請を行うよう求めます。	
記	
1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	
連絡先	

	文 書 番 号 年 月 日
大阪府知事 様	市（町村）長
自衛隊の部隊等の撤収要請について	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 20 条第 1 項（又は第 183 条において準用する第 20 条第 1 項）の規定により派遣要請を行うよう求めた部隊等について、下記のとおり撤収要請を行うよう求めます。	
記	
1 撤収要請日時	
2 派遣された部隊等	
3 派遣人員及び従事作業の内容	
4 その他参考となるべき事項	
連絡先	

警報発令・警報解除の通知（様式例）

警報の発令

様	文 書 番 号
	年 月 日
	市（町村）長
警報の発令について（通知）	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく警報が、下記のとおり発令されましたので、同法第 47 条第 1 項の規定により、通知します。	
記	
1 武力攻撃事態等の現状及び予測	
2 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域	
3 その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項	
連絡先	

警報の解除

様	文 書 番 号
	年 月 日
	市（町村）長
警報の解除について（通知）	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく警報が、解除されましたので、同法第 51 条において準用する第 47 条第 1 項規定により、通知します。	
連絡先	

警報の伝達・通知先一覧

伝達先

伝達元		伝達先
消防本部 課		市消防団
部 課		町自治会
部 課		市社会福祉協議会
部 課		農業協同組合
部 課		漁業協同組合
部 課		市森林組合
部 課		商工会議所
部 課		青年会議所
部 課		病院（ 1 ）
部 課		学校（ 2 ）
部 課		民生委員児童委員協議会
部 課		社会福祉法人 会
・・・		・・・

通知先

通知元		通知先
部 課		教育委員会（ 3 ）
部 課		選挙管理委員会
部 課		人事委員会（公平委員会）
部 課		監査委員
部 課		農業委員会
部 課		固定資産評価審査委員会
部 課		市町村議会
部 課		市立病院
部 課		幼稚園（ 4 ）
部 課		保育園（ 5 ）
・・・		・・・

- 1 災害拠点病院、特定診療災害医療センターは府が、市町村災害医療センター（市町村立を除く）災害医療協力病院は市町村が伝達
- 2 市町村立の小・中学校等は市町村（教育委員会）が、府立の高校等、私立学校は府が伝達
- 3 教育委員会～市町村議会は、事務局を通じて通知
- 4 公立の幼稚園は市町村が、私立の幼稚園は府が通知
- 5 保育園は市町村が通知

全国瞬時警報システム< J - A L E R T >

1 概要

対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、国が通信衛星を用いて情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、住民に緊急情報（サイレン吹鳴及び音声放送）を瞬時に伝達する。

受信装置のない市町村等については、府からファックス等により受信した緊急情報を、直ちに、住民へ伝達する。

2 J - A L E R Tで送信する国民保護関連情報（平成19年度送信開始予定）

弾道ミサイル攻撃情報

航空攻撃情報

ゲリラ、特殊部隊攻撃情報

大規模テロ情報（緊急処理事態に該当するような事例を想定）

3 J - A L E R Tによる放送例

使用場面	警報音	音声放送
弾道ミサイル攻撃	有事サイレン 14秒吹鳴	ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。 当地域に着弾する可能性があります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。
航空攻撃	有事サイレン 14秒吹鳴	航空攻撃情報。航空攻撃情報。 当地域に航空攻撃の可能性がります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。
ゲリラ等による攻撃	有事サイレン 14秒吹鳴	ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。 当地域にゲリラ攻撃の可能性がります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。
大規模テロ	有事サイレン 14秒吹鳴	大規模テロ情報。大規模テロ情報。 当地域にテロの危険が及ぶ可能性がります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。

有事サイレンは、内閣官房のホームページ（国民保護ポータルサイト）で試聴可能

武力攻撃災害緊急通報の発令の通知（様式例）

文 書 番 号

年 月 日

様

市（町村）長

武力攻撃災害緊急通報の発令について（通知）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく緊急通報が、下記のとおり発令されましたので、同法第 100 条第 2 項において準用する第 47 条の規定により、通知します。

記

- 1 災害が発生した日時
- 2 災害が発生した場所・地域
- 3 発生した災害の種類
- 4 災害の状況又は予測
- 5 住民等が留意すべき事項

連 絡 先	
-------------	--

避難の指示に係る情報の提供（様式例）

事務連絡
年月日

様

市（町村） 課

避難の指示に係る情報の提供について

標記については、下記のとおり、情報提供します。

記

- 1 避難が必要と思われる地域名（町丁目ごと）
- 2 避難が必要と思われる住民数（地域別住民数・災害時要援護者数）
- 3 適切と思われる避難施設とその状況（収容可能員数など）
- 4 適切と思われる避難手段とその状況（鉄道・借上バスなど）
- 5 適切と思われる避難経路とその状況（地域緊急交通路など）
- 6 その他避難に関する事項

連絡先	
-----	--

鉄道・バス一覧

【鉄道】

(電鉄 線)

駅名	行き先(方面)		駅前広場の有無(面積)
	上り	下り	
			有(m ²)・無

【バス】

(バス)

路線番号	出発地	経由地	目的地	区間距離(km)

(バスターミナル)

名称	所在地	面積(m ²)	主要路線の目的地

避難の指示の通知（様式例）

文 書 番 号
年 月 日

様

市（町村）長

避難の指示について（通知例）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第54条第1項の規定により、大阪府知事が、下記1及び2の住民に対し、避難の指示を行いましたので、市（町村）国民保護計画で定めるところにより、通知します。

記

- 1 住民の避難が必要な地域
- 2 住民の避難が必要な地域に近接する地域
- 3 住民の避難先及び避難経路となる地域
- 4 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
- 5 主要な避難の経路
- 6 避難のための交通手段
- 7 その他避難の方法

連絡先	
-----	--

退避の指示（一例）

退 避 の 指 示

市（町村）長
月 日 時現在

市 において、日 時に、武力攻撃災害が発生したので、要退避地域の住民は、次に掲げる方法に従って、退避されたい。

- (1) 町 丁目、町 丁目の住民は、屋外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物など、屋内に一時退避すること。
- (2) 町 丁目、町 丁目の住民は、地区の避難場所に一時退避すること。

（注）退避の必要がなくなったときは、退避の解除を、広報車、立看板等により、公示するので、それまでの間、退避の指示に従うこと。

退避の指示の通知（様式例）

文 書 番 号
年 月 日

様

市（町村）長

退避の指示について（通知）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、別紙により退避の指示を行いましたので、同法第 112 条第 3 項の規定により、通知します。

連 絡 先	
-------------	--

避難実施要領パターン1（ゲリラ・特殊部隊による攻撃・緊急対処事態の場合）

大阪府 A 市長
平成 年 月 日 時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

(1) 屋外で事案が発生した場合

A市の要避難地域（ 1丁目・2丁目・3丁目及び 4丁目）の住民は、要避難地域以外の近傍の堅ろうな施設を避難先として、原則として徒歩により、直ちに、避難する。

(2) 屋内で事案が発生した場合

A市の要避難地域（ 会館及び××5丁目・6丁目）の住民は、要避難地域以外の地域を避難先として、原則として徒歩により、直ちに、避難する。

2 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

(1) 屋外で事案が発生した場合

市の職員X名・消防機関の職員Y名を、事案発生場所周辺の安全が確保された場所に配置し、必要に応じて警察官、自衛官による誘導の要請を行いつつ、拡声器等を用いて、避難誘導を行う。

(2) 屋内で事案が発生した場合

市の職員Y名・消防機関の職員Z名を、 会館周辺の安全が確保された場所に配置し、必要に応じて警察官、自衛官による誘導の要請を行いつつ、拡声器等を用いて、避難誘導を行う。

(1)(2) 共通

・残留者の確認

避難誘導を行った者は、避難住民等に残留者がいないか確認するとともに、関係機関から情報を収集する。

・災害時要援護者の避難誘導

自力歩行困難者については、車椅子や担架による移動の補助、車両による搬送などの必要な措置を実施する。

3 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

(1) 屋外で事案が発生した場合

逃げ遅れて要避難地域内の建物に避難した者については、攻撃が一時的に沈静化した場合で移動の安全が確認できたときは、より安全な地域へ避難誘導する。

避難実施要領パターン2（通常弾頭を搭載した弾道ミサイル攻撃・航空攻撃の場合）

大阪府 A 市長
平成 年 月 日 時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

A市（全域）の住民は、警報の発令がなされた場合は、近傍の堅ろうな施設（コンクリート造りなど）や地下施設（地下街、地下駅舎、地下駐車場など）等の屋内を避難先として、原則として徒歩により、直ちに、避難する。

2 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

・警報の伝達

防災行政無線の警報サイレンを最大音量で吹鳴すること等により、住民に警報を伝達し、避難を促すことにより誘導を行う。

・災害時要援護者の避難誘導

特に、自力歩行困難者については、国の予測事態認定後は、不要不急の外出は控えるよう、周知する。

3 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

今後の事態の予測、警報の解除などについては、防災行政無線のほか、テレビ・ラジオにより情報を収集するよう、住民に周知する。

避難実施要領パターン3（核弾頭を搭載した弾道ミサイル攻撃・航空攻撃の場合）

大阪府 A 市長
平成 年 月 日 時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

（1）第1段階の避難

A市（全域）の住民は、警報の発令がなされた場合は、近傍の堅ろうな施設（コンクリート造りなど）や地下施設（地下街、地下駅舎、地下駐車場など）等の屋内を避難先として、原則として徒歩により、直ちに、避難する。

（2）第2段階の避難（核攻撃であることが判明した場合）

熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域（ 1丁目～3丁目、 1丁目～4丁目）については、残留放射線の低減確認後、放射線の影響を受けない安全な地域（B市甲会館、C市乙ホール）へ、原則として公共交通機関や借上バスを利用して避難する。

熱線・爆風等による直接の被害を受けないが、放射性降下物の被害を受けるおそれがある地域（ 1丁目～9丁目、××1丁目～7丁目）については、できる限り、風上方向の安全な地域へ（B市丙会館、 県C市丁ホール）へ、原則として公共交通機関や借上バスを利用して避難する。

2 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

（1）第1段階の避難

省略（パターン2と同じ）

（2）第2段階の避難

・誘導職員の配置

他の自治体の応援を受け、防護服を着用した関係機関の職員を、避難で利用する駅やバス避難者の集合場所に配置し、避難誘導する。

3 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

（1）第1段階の避難

屋内への避難にあたっては、窓を閉め、目張りをするなどして、密閉性を高める。

（2）第2段階の避難

- ・屋外における避難にあたっては、タオル等による口や鼻の防護、手袋・帽子・雨ガッパ等の着用により、外部被ばくを抑制するとともに、汚染された水・食料の摂取回避により、内部被ばくを抑制する。

避難実施要領パターン4（着上陸侵攻による攻撃の場合）

大阪府 A 市長
平成 年 月 日 時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

(1) A市 1丁目～9丁目の住民

- ・ A市 小学校に、日 時まで集合し、借上バスに乗り、日 時に出発して、国道 号を経て、B市の 中学校に避難する。

(2) A市 1丁目～7丁目の住民

- ・ 鉄道 駅前広場に、×日×時まで集合し、日 時発の××行きの電車に乗り、 駅で下車し、 県C市の 体育館に避難する。

2 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

・ 誘導職員の配置

(1)の避難にあたっては、市の職員X名を、集合場所に配置し、避難誘導を行う。

(2)の避難にあたっては、 駅に市の職員X名を、 駅に市の職員Y名と府の職員Z名を配置し、避難誘導を行う。

・ 残留者の確認

避難開始が完了した地域から、順次、残留者がいないかを確認する。

・ 災害時要援護者の避難誘導

自力歩行困難者については、寝台車や介護タクシーを確保するなどして、避難誘導を行う。

3 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

・ 携行品

数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。

・ 服装

身軽で動きやすいものとし、帽子などで頭を保護し、底の丈夫な履き慣れた運動靴を着用する。

・ 緊急連絡先（避難誘導から離脱してしまった場合など）

A市対策本部 担当 山 男

TEL 000-000-0000

FAX 000-000-0000

避難実施要領の作成の通知（様式例）

文 書 番 号
年 月 日

様

市（町村）長

避難実施要領の作成について（通知）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第に基づき、避難実施要領を別添のとおり作成しましたので、同法第 61 条第 3 項の規定により、通知します。

連絡先	
-----	--

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

〔平成16年9月17日 厚生労働省告示第343号〕

改正 平成17年4月1日 厚生労働省告示第203号

改正 平成18年3月31日 厚生労働省告示第283号

改正 平成19年3月30日 厚生労働省告示第80号

改正 平成19年3月30日 厚生労働省告示第110号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成16年9月17日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第2条 法第75条第1項第1号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な

建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

八 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり300円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

二 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（1）1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,326,000円以内とすること。

（2）長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり300円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,326,000円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,010円以内とすること。

2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4月から9月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	7,300円
冬季	28,600円	37,000円	51,600円	60,500円	75,900円	10,400円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第5号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器

具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人199,000円以内、小人159,200円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。

2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり500,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教

育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

（１）小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

（２）高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

（１）小学校児童 1人当たり 4,100円

（２）中学校生徒 1人当たり 4,400円

（３）高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（死体の捜索及び処理）

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

2 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（２）死体の一時保存

（３）検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（１）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり5,000円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,000円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

避難住民等の救援における府と市町村（指定都市を除く）の役割分担

府国民保護計画における記載内容	事態発生の際の役割分担
<p>収容施設の供与 避難所の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、市町村の意見を聴いたうえで、開設 ・府は、市町村を経由して、施設管理者へ通知 <p>避難所の管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、府の指示のもと、管理運営 <p>避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、施設を確保 <p>避難住民等を収容する期間が長期にわたる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、市町村と協力し、応急仮設住宅の建設等により、確保 	<p>避難所の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、開設の手順を定める 【 頁のとおり】 <p>避難所の管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、「避難所運営マニュアル作成指針」を定める ・市町村は、あらかじめ、避難所運営マニュアルを定める <p>応急仮設住宅の建設・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、建設の手順を定める 【 頁のとおり】 ・府は、市町村と管理委託契約を締結し、維持管理を委託する
<p>食品の給与・飲料水の供給 食品の確保・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、市町村が円滑に提供できるよう、記載の措置を講ずる ・市町村は、必要な物資を確保するため、記載の措置を講ずる <p>飲料水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、市町村の給水活動が円滑に実施されるよう、記載の措置を講ずる ・市町村は、給水活動を円滑に実施するため、記載の措置を講ずる 	<p>食品の確保・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、記載の食品を確保し、市町村から要請があった場合又は必要と認められた場合は、市町村に提供する ・市町村は、避難所等において、市町村が確保した食品と併せ、避難住民等に提供する <p>飲料水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府及び市町村は、府国民保護計画に記載の措置を講じ、相互に協力して、飲料水を供給する ・府は、市町村から要請があった場合又は必要と認められた場合は、隣接市町村等に対し、必要な応援の措置を命じる
<p>生活必需品の給与・貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の給与と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の市町村の場合は、府が、物資確保計画・物資配分計画を作成し、市町村は、府と市町村が確保した生活必需品を、避難所等において配布する ・単一の市町村の場合は、市町村が確保した生活必需品を配布する不足する場合は、府に要請し、府が確保した生活必需品を併せて配布する
<p>医療救護・助産 医療情報の収集・提供活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、医療情報を収集し、市町村・医療関係機関・ライフライン事業者等、住民に提供 ・市町村は、医師会等の協力を得て収集し、府へ報告・住民に提供 <p>現地医療対策</p> <p>医療救護班の編成・派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、医療救護班の派遣、医療関係機関への協力要請を行う ・府は、国・他府県への派遣要請、受入れ調整を行う ・市町村は、医療救護班を派遣 ・市町村単独では十分対応できない場合は、府・日赤に派遣要請 <p>医療救護班の搬送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府・市町村は、医療関係機関が搬送手段を有しない場合、確保救護所の設置・運営 ・市町村は、応急救護所・医療救護所を設置・運営 ・市町村は、承諾を得られた場合は、医療機関を医療救護所とする <p>医療救護班の受入れ・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、医療救護班の派遣調整 ・市町村は、府等と連携して、救護所への配置調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・府及び市町村は、府国民保護計画に記載の役割分担を踏まえ、医療救護の提供・助産を行う

府国民保護計画における記載内容	事態発生の際の役割分担
<p>後方医療対策 受入れ病床の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、医療関係機関と協力・他府県へ要請して確保し、市町村へ情報提供 受入れ病院への搬送 ・市町村は、府からの情報を踏まえ受入れ病院を調整し、関係機関が患者を搬送 患者搬送手段の確保 ・陸路搬送：市町村の救急車で実施し、十分確保できない場合は、府・市町村が確保 ・空路搬送：府は、市町村から要請があった場合又は必要と認めた場合は、関係機関・消防庁（他府県）に要請し、ヘリを確保 ・海路搬送：府は、関係機関に要請する等して、確保 医薬品等の確保・供給活動 ・府は、市町村から要請があった場合又は必要と認めた場合、関係機関・団体の協力を得て、調達・供給 国・他府県に応援要請し、受入れ調整 ・市町村は、地域の関係機関・団体の協力を得て、調達・供給 不足が生じた場合は、府に要請 	
<p>被災者の捜索・救出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、捜索・救出に従事する関係機関に情報提供するとともに 捜索・救出を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村（消防機関）は、捜索・救出活動を行う 単独では十分に活動できない場合は、相互応援協定に基づき、応援を要請する ・府は、府域の市町村で対処できないときは、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣を要請する
<p>遺体の処理、埋葬又は火葬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、遺体の処理、埋葬・火葬を行う 単独で実施することが困難である場合は、府に要請 ・府は、市町村から要請を受けた場合は、「大阪府広域火葬計画」に基づき、他市町村・他府県へ応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・府及び市町村は、府国民保護計画に記載の役割分担に基づき、遺体の処理、埋葬・火葬を行う
<p>電話その他の通信設備の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、電気通信事業者の協力を得て、通信手段を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・府は、電気通信事業者に対し、避難所などに通信設備を設置するよう協力要請する ・市町村は、通信設備の具体的な設置場所などについて、電気通信事業者と調整する
<p>住宅の応急修理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、被災状況を把握し、市町村への指示・市町村の補助により、応急修理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、応急修理を行う 単独では十分に対処できないときは、府へ要請する ・府は、市町村から要請を受けたときは、応急修理を行う
<p>学用品の給与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、市町村を指示するなどして、教科書、教材、文房具、通学用品を支給する 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の市町村の場合は、府が調達・確保し、市町村が配布する ・単一の市町村の場合は、市町村が調達・確保し、配布する
<p>生活支障物の除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、状況を把握し、市町村への指示・市町村の補助により、支障物の除去を行う 市町村から要請があったときは、必要な措置を講ずる 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、生活支障物の除去を行う 単独では十分に対処できないときは、府へ要請する ・府は、市町村から要請を受けたときは、生活支障物の除去を行う

避難施設を管理運営するために必要なスペース例
 (「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」より)

避難所を管理運営するため、避難住民の就寝場所のほか、次のようなスペースを確保する。
 ただし、小規模な施設の場合は、最寄りの避難施設との間で、補完する。
 なお、「」は、避難所を開設した当初から設けることが望ましいスペース
 「・・室」は、独立させることが望ましいスペース

区 分		設 置 場 所 等
避 難 所 運 営 用	避難者の受付所	・避難スペースの玄関近くに設ける。
	事務室	・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設ける。 ・部屋を確保できない場合は、長机等で囲って事務スペースを設け、重要物品や個人情報は別室（施錠できるロッカー等）で保管する。
	広報場所	・避難スペースの玄関近くに、受付とともに設ける。 ・避難者や在宅被災者に市町村災害対策本部等からの情報を伝えるための「広報掲示板」と避難所運営用の「伝言板」を区別して設置する。
	会議場所	・事務室や休憩所等において、避難所運営組織等のミーティングが行える場所を確保する。（専用スペースとする必要はない。）
	仮眠所 （避難所運営者）	・事務室や仮設テント等において、スタッフ用の仮眠所を確保する。
救 護 活 動 用	救護所	・すべての避難所に行政機関等の救護所が設置されるとは限らないが、救護テントの設置や施設の医務室を利用するなどして、応急の医療活動ができる空間を作る。
	育児室	・就寝場所から離れた場所をできるだけ早く確保する。 （乳幼児の泣き声など、両親や家族の心理的なプレッシャーを和らげるとともに周辺の避難者の安眠を確保する）
	物資等の保管場所	・救援物資などを収納・管理する場所。 ・食料は、常温で保存できるものを除き、冷蔵庫が整備されるまで保存はしない。
	物資等の配布場所	・物資や食料を配布する場所を設ける。天候に左右されないよう、屋根のある広い場所を確保するか、又は屋外にテントを張ることが考えられる。
	特設公衆電話の設置場所	・当初は、屋根のある屋外など、在宅被災者も利用できる場所に設置する。 ・日が経過するにつれ、避難所内の就寝場所に声が聞こえないところに設ける。

避難生活用	更衣室 (兼授乳場所)	・女性用更衣室は、授乳場所も兼ねることがあるため、速やかに個室を確保する。(又は仕切りを設ける。)
	相談室	・できるだけ早く、個人のプライバシーが守られて相談できる場所(個室)を確保する。
	休憩所	・共用の多目的スペースとして設ける。当初は部屋でなくても、いすなどを置いたコーナーを作ることでよい。会議場所、娯楽場所などとしても活用する。
	調理場 (電気調理器具)	・電気が復旧してから、電気湯沸しポット、オーブントースター等を設置するコーナーを設ける。(電気容量に注意が必要。)
	遊戯場、勉強場所	・昼間は子どもたちの遊び場として、夜間は勉強の場として使用する。就寝場所からは少し離れた場所に設置する。
屋外	仮設トイレ	・原則として、屋外で就寝場所に臭いが届かない所、し尿収集車の進入しやすい所、就寝場所から壁伝いで行ける(高齢者や障害者が行きやすい)場所とする。
	ゴミ集積場	・原則として、屋外で就寝場所に臭いが届かない所、ゴミ収集車が侵入しやすい所に、分別収集に対応できるスペースを確保する。
	喫煙場所	・原則として、屋外に設ける。
	物資等の荷下ろし場	・トラックが進入しやすい所に確保する。 ・屋内に広い物資等の保管・配布場所が確保できないときは、屋外に仮設テント等を設ける。
	炊事・炊き出し場	・衛生状態が安定してから、避難者が自ら炊事、炊き出しができる仮設設備等を屋外に設置する。
	仮設入浴場 洗濯・物干場	・原則として、屋外でトラックが進入しやすく、ボイラー等の使用や排水の確保ができる場所とする。
	駐輪場・駐車場	・原則として、自動車・自転車の乗り入れは認めないが、住まいを失い、置き場を失った場合は、他の用途に支障がない場合に限って一時的に許可する。
	ペット飼育場所	・原則として、屋外に設ける(余裕がある場合には、室内も可)

避難施設を管理運営するために必要な組織例
 (「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」より)

避難所を管理運営するため、避難施設運営委員会のもとに、次のような役割を担う組織(活動班)を設置する。

班名	役割
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村対策本部との調整 ・避難所レイアウトの設定・変更 ・防災資機材や備蓄品の確保 ・避難所の記録 ・苦情相談窓口の設置 ・避難所運営委員会の事務局 ・地域との連携
被災者管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の作成、管理 ・安否確認等問い合わせへの対応 ・取材への対応 ・郵便物・宅配便等の取次ぎ
情報広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・情報発信 ・情報伝達
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の安全確認と危険箇所への対応 ・防火・防犯
食料・物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・物資の調達 ・炊き出し ・食料・物資の受入れ ・食料の管理・配布 ・物資の管理・配布
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護活動
衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミに関すること ・風呂に関すること ・トイレに関すること ・掃除に関すること ・衛生管理に関すること ・ペットに関すること ・生活水の確保
ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入れ ・ボランティアの活動調整

避難施設の管理運営における災害時要援護者への対応例
(「大阪府避難所運営マニュアル作成指針」より)

避難所の管理運営にあたっては、次の事項に留意して、災害時要援護者に配慮した措置を実施する。

- (1) 避難者の中で、特に災害時要援護者については心身の状態によっては避難所の生活に順応することが難しく、体調を崩しやすいので、よりきめ細やかな対応が必要である。
- (2) 保健・福祉部門の職員等が同席するなどして、健康状態、家屋の状況、同居家族・援助者等の状況、必要なサービス内容を的確に把握し、名簿登録を行う。
- (3) 災害時要援護者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるとともに、避難者一人ひとりの人権が尊重されるよう、災害時要援護者対応の相談窓口の設置が必要である。
相談窓口には、手話ができる者、要約筆記ができる者、盲ろう者通訳・介助者、点訳ができる者、外国語が堪能な者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー、臨床心理士、保健師等、保健・医療・福祉的相談に応じられる者を確保し、配置することが望ましい。
- (4) 避難所に指定された施設は、あらかじめできる限りバリアフリー化に努めることとするが、バリアフリー化されていない場合は早急に段差解消や、洋式仮設トイレの設置等、災害時要援護者に配慮した施設整備が必要である。
必要スペースについては、災害時要援護者の状況に配慮し、介護ができるスペースや車いすの通れるスペース等の確保、また、災害時要援護者や介護者等が静養できる空間の確保について検討する必要がある。
- (5) 障害の状態や心身の健康状態を考慮し、避難所での生活が困難と判断される場合には、本人の意思も踏まえ、直接又は府にあっせんを要請して、福祉施設等への緊急一時入所を行う必要がある。
- (6) 身体等の状況が専門施設への入所に至らない程度の人には、福祉避難所への避難を勧める。
- (7) 避難所及び福祉避難所において、災害時要援護者のニーズを把握し、適切に対応できるよう手話ができる者、要約筆記ができる者、盲ろう者通訳・介助者、点訳ができる者等の人材の確保や福祉用具等の確保を図ることが望ましい。
- (8) 高齢者等要援護者の状態に応じた温かい食事ややわらかい食事など、乳幼児には粉ミルク、離乳食、内部障害者には、疾病に応じた食事など、災害時要援護者に配慮した食料の提供が必要である。
なお、食事制限のある難病患者・人工透析患者への配慮、文化・宗教上の配慮が必要である。
- (9) 車いす等の補装具や日常生活用具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレや、日常生活用品等についても迅速に手配し、確保したうえ、必要性の高い人から優先的に支給・貸与を行う必要がある。
また、難病患者・人工透析患者等には、個々の治療に要する医薬品の確保を図ることが必要である。

- (10) 災害発生直後は、情報が不足しがちとなり、必要以上に不安感を抱くこととなるため、ラジオやテレビを設置するなど報道機関からの情報が得られるよう配慮することが必要である。その際、できるだけ文字放送対応機器も併せて準備することが望ましい。
- また、避難所内部における物資の供給場所や供給方法の連絡などの情報は、拡声器等の音声によるものと併せて、掲示やビラ等文字による提供を行うとともに、保健・医療・福祉に関する相談に応じられる者が、障害者に対応したコミュニケーション手段を用いて提供を行うなど、災害時要援護者に確実に提供できるよう配慮することが必要である。
- なお、掲示物等については、可能な限り図やイラストを用いるなど、わかりやすい表示にする必要がある。
- (11) トイレへの移動や食料・水等を受け取る際などに、介助を必要とする人のために人材が必要な場合は、ボランティアと協力して対応する。
- また、避難所での生活が長期化する場合は、ボランティア等の協力を得て、継続的な見守り等を行う必要がある。
- (12) 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、身ぶり・手ぶりなどによる伝達や外国語に堪能な人の協力を得て、必要な情報を確実に提供できるよう配慮することが必要である。
- (13) 要援護者に応じた対応

肢体不自由者

- ・本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮することが必要である。
- ・車いす対応が可能な洋式トイレを用意し、本人の意向を確認の上、できるだけトイレに近い場所を確保する必要がある。
- ・車いすが通れる通路の確保が必要である。
- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補装具が必要である。
- ・車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて修理・支給することが望ましい。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。

視覚障害者

- ・本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮することが必要である。
- ・避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う必要がある。
- ・視覚障害者には、館内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流す必要がある。
- ・情報は、正確に伝える必要があるため、指示語（あれ・これ・あちら等）を使わず、できるかぎりわかりやすく具体性のある表現にすることが必要である。
- ・仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が安全に行えるよう配慮することが必要である。
- ・特に重要な情報については、音声情報を録音したカセットテープの配布や点字による紙媒体などにより、情報を提供することが望ましい。また、必要に応じボランティアを配置するほか、カセットレコーダ、点字器を設置することが望ましい。
- ・点字や拡大文字のほか、指文字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。

- ・白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給することが望ましい。

聴覚障害者・言語障害者

- ・聴覚障害者には、広報掲示板を設置するなどし、音声により連絡する場合は、必ず文字で掲示する必要がある。
- ・手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要である。
- ・手話通訳などの支援が必要な人同士はできるだけ近くに集ってもらい、情報がスムーズに行き渡るよう配慮することが必要である。
- ・重複聴覚障害者の場合には、更に併せ持つ障害に応じた配慮が必要になる。
- ・手話などができる者の配置に努め、掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送対応機器等を活用するなど報道機関からの情報が得られるよう配慮することが望ましい。その際、できるだけわかりやすい言葉を使い、正面から口を大きく動かして話すこととし、漢字にはルビをふるよう配慮する必要がある。
- ・補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給することが望ましい。
- ・盲ろう者通訳・介助者、手話ができる者及び要約筆記ができる者を避難所等に派遣することが望ましい。

盲ろう者

- ・障害が重度で重複している場合、災害の状況によっては、全面的な介助が必要となることが予想される。また、単独でいると全ての情報から閉ざされてしまうことがあることを考慮する必要があるため、状況に応じて盲ろう者通訳・介助者、ホームヘルパー等の配置などの支援が必要である。

身体障害者補助犬使用者

- ・避難所生活が長期化するときのために、親類・知人・動物病院などに一時預けることを考慮し、その場合は、補助犬に変わり避難所内での移動や生活動作の介助等の支援が必要である。

内部障害

- ・避難所で生活する場合は、常時使用する医療機器（酸素ボンベ等）や薬を調達し、支給する必要がある。
- ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）用のストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）を調達し、支給する必要がある。
- ・医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送することが必要である。
- ・医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける必要がある。
- ・食事制限の必要な人の確認も必要である。
- ・薬やケア用品の確保も必要である。
- ・各種装具・器具用の電源確保が必要である。
- ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補装具が必要である。
- ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮することが望ましい。

知的障害者

- ・災害時の救出の際に、強い不安のため座り込んでしまうことなど、ショックによる行動をとることも考えられる。
- ・周囲とコミュニケーションが十分にとれず、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、適切な情報提供と精神の安定を図るために、適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせられるようきめ細かい対応が必要である。
- ・具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える必要がある。
- ・絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える必要がある。

精神障害者

- ・災害時のショックやストレスは、精神障害者の病状悪化や再発のリスクを高める可能性がある。
- ・また、精神科医療施設の罹災が起ころうる一方で、入院が必要と思われる患者数が通常以上に増加する可能性もある。
- ・そこで、これらの病状悪化や再発を可能な限り防止するとともに、入院の緊急性の高い患者への適切な対応が必要である。
- ・さらに、外来診察や往診、訪問相談などが必要である。
- ・精神障害者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、本人が孤立しないように知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮した支援が必要である。
- ・具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える必要がある。
- ・精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する必要がある。
- ・心的外傷後ストレス障害等に対する長期的な心のケア対策が必要である。
- ・精神障害者の状態の早期の安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが重要である。
- ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮することが望ましい。

難病患者・人工透析患者

- ・市町村は、避難誘導、搬送方法を事前に府、患者団体などと十分協議のうえ、細部を取り決めておく必要がある。
- ・難病患者については、疾患に応じた必要な医薬品を調達し、支給するなど医療の確保を図る必要がある。
- ・慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助を行う必要がある。
- ・人工透析患者については、透析医療の確保を図る必要がある。（確保日数の目安は、透析の間隔である3～4日以内）
- ・人工呼吸器装着者については、電気の停止が生命に直結することから、最優先の救援が必要である。
- ・在宅酸素療法や薬物療法等が継続的に必要な患者に対しての医療の確保が必要である。

- ・緊急に医療的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された医療機関へ速やかに移送することが必要である。
- ・視覚、聴覚に障害がある場合や、認知症をとまなう場合もあり、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝えることが必要である。
- ・医療機関の協力を得て、巡回診療について配慮することが望ましい。

高齢者

- ・本人の意向を確認の上、できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮することが必要である。
- ・移動が困難な人に対しては車いすなどの貸与が必要である。
- ・トイレに近い場所を確保し、居室の温度調整をすることが望ましい。
- ・援助が必要な介護・福祉サービスの提供が受けられるようサービスの提供主体と対応策を進めることが望ましい。
- ・認知症高齢者の場合、環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮することが望ましい。

妊産婦

- ・保健医療サービスの提供や、心のケア対策などが必要である。
- ・十分な栄養（栄養食品等）が採れるようにすることが望ましい。
- ・居室の温度調整（身体を冷やさないように）をすることが望ましい。

乳幼児

- ・粉ミルク、離乳食、哺乳瓶、おむつ等の確保が必要である。
- ・授乳場所を速やかに確保することが必要である。
- ・育児室を就寝場所から離れた場所（乳幼児の泣き声が聞こえないよう）にできるだけ早く確保し、両親や家族の心理的プレッシャーを和らげることが望ましい。

外国人

- ・情報の伝達には、できるだけわかりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふったりイラストなども使用することが必要である。
- ・宗教・文化の違いに配慮することが必要である。（食事、拝礼の習慣等）
- ・在関西外国公館等との連携により、母国との連絡手段を確保することが必要である。
- ・通訳、翻訳者の配置をすることが望ましい。

市町村における備蓄状況・協定締結状況一覧
 (自然災害を想定した備蓄・協定を含む)

【備蓄物資】

品目	数量	備蓄場所	担当課
アルファ化米等			
高齢者用食			
粉ミルク			
哺乳瓶			
毛布			
おむつ			
生理用品			
簡易トイレ			
・・・			
・・・			
・・・			

アルファ化米等には、乾パン、クラッカー等の主食を含み、精米等は含まない。

【協定締結】

品目	数量	協定名(締結先名)	担当課

大阪府災害時医療救護活動マニュアル (基本編)

平成18年6月改定

大阪府健康福祉部医務・福祉指導室医療対策課

このマニュアルは、大規模な自然災害等が発生した場合に、災害医療機関及び関係機関の協力により大阪府地域防災計画等に基づく医療救護活動が迅速・適切に行えるよう、府内の災害医療関係機関がどのように行動すべきかの基本指針を示したものである。

1 基本原則

- (1) 災害時に一人でも多くの患者を救命する観点から、全ての災害医療機関（災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、災害医療協力病院）及び関係機関（消防機関、行政機関等の災害医療に関わる全ての機関）は、医療救護活動に参画し、取り組む。
- (2) 災害医療関係機関（災害医療機関及び関係機関）は、災害医療情報（各医療機関における被災情報、支援要請情報、支援提供情報等）の収集に全力を尽くすとともに、入手した災害医療情報の共有に努める。
- (3) 全ての災害医療機関は、災害が発生した場合には、速やかに自宅療養可能な患者を退院させるなど、災害医療に必要な病床の確保に努める。
- (4) 災害医療機関は、患者の重症度と医療機関の受け入れ能力を踏まえた効率的な患者の流れを基本とした災害医療に取り組む。
- (5) 災害医療関係機関は、災害の規模によっては、被災地内に限らず、被災地外の医療機関にも患者を搬送する。

2 大規模な地震・自然災害（広域型災害）への対応

(1) 災害医療情報の収集・発信

災害医療情報の収集・発信は、医療対策課（大阪府健康福祉部医務・福祉指導室医療対策課）が中枢となることを原則とし、災害の発生を認知した者は、医療対策課へ直ちに把握した災害情報を報告する。

医療対策課

ア 医療対策課は、府内で震度5弱以上の地震及び大規模な自然災害が発生した場合又は発生したと判断した場合は、広域災害・救急医療情報システムにおける災害運用を行うとともに、災害医療機関に対し、災害医療情報を入力するように同システムの斉通報（メール、FAX等）で要請する。

イ 災害の発生が夜間・休日の場合には大阪府救急医療情報センターが、また、同センターが機能していない場合には基幹災害医療センター（大阪府立急性期・総合医療センター）が、医療対策課に代わって入力要請する。

ウ 大阪府救急医療情報センター又は基幹災害医療センターが入力要請を行った場合は、後刻その旨を医療対策課に連絡する。

エ 医療対策課は、電話回線の断絶等により広域災害・救急医療情報システムが機能しない場合は、防災行政無線を使用して災害拠点病院等との間で災害医療情報の収集・提供を行う。

オ 医療対策課は、広域災害・救急医療情報システム等を用いて各災害医療関係機関からの災害医療情報を収集し、必要に応じてその情報を他の災害医療関係機関へ提供し、情報の共有化を図る。

市町村及び府保健所

ア 市町村及び府保健所は、電話回線の断絶等により広域災害・救急医療情報システムによる情報収集が出来ない場合は、連携・分担して災害医療情報の収集にあたりるとともに、防災行政無線等を使用して把握した災害医療情報を医療対策課又は大阪府救急医療情報センターに報告する。

イ 市町村及び府保健所は、案内板の設置や広報車等により、医療救護所等の情報を住民に提供し周知する。

災害医療機関

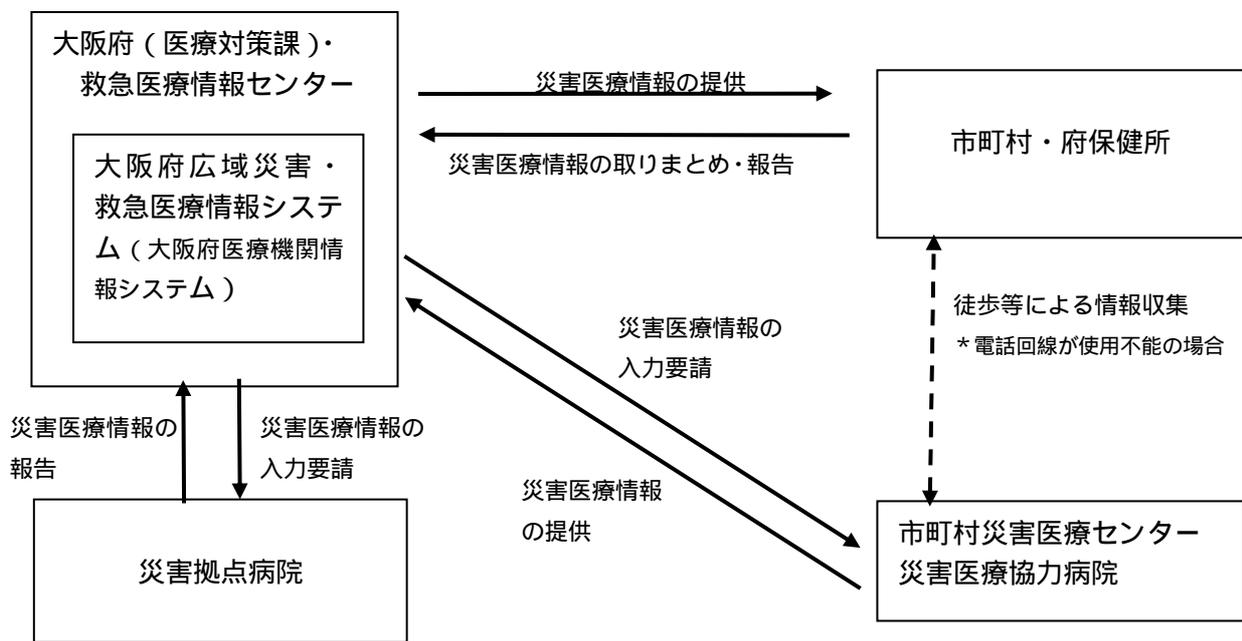
災害医療機関は、府内で震度5弱以上の地震及び大規模な自然災害が発生した場合又は発生したと判断した場合は、広域災害・救急医療情報システムに災害医療情報を入力する。

なお、これら災害時における支援提供情報に関しては、普段からの入力に努めるものとする。

災害拠点病院（基幹災害医療センター、地域災害医療センター）

- ア 災害拠点病院は、府内で震度5弱以上の地震及び大規模な自然災害が発生した場合又は発生したと判断した場合は、速やかに当該病院の機能及び周辺の被災の有無及び概況、応援要請等の災害医療情報を医療対策課又は大阪府救急医療情報センターに報告する。
- イ 災害拠点病院は、緊急医療班の派遣を通じて災害医療に必要な情報の把握に努めるとともに、把握した災害医療情報を医療対策課又は大阪府救急医療情報センターに報告する。
- ウ 災害拠点病院は、電話回線の断絶等により広域災害・救急医療情報システムが使用できない場合、防災行政無線等を使用して把握した災害医療情報を医療対策課又は大阪府救急医療情報センターに報告する。

(図1) 大規模な地震・自然災害(広域型災害)の場合の情報の流れ



* 各災害医療機関はインターネットを利用して広域災害・救急医療情報システムへ災害医療情報の入力を行う。ただし、電話回線の断絶等により、情報システムによる情報収集が出来ない場合は、市町村及び府保健所が連携して情報を取りまとめ、防災行政無線（電話・FAX）等を用いて、医療対策課又は大阪府救急医療情報センターに報告する。

(2) 医療救護班の派遣

医療救護班は、緊急医療班のほかに診療科別医療班、歯科医療班、薬剤師班に分類される。

緊急医療班の派遣

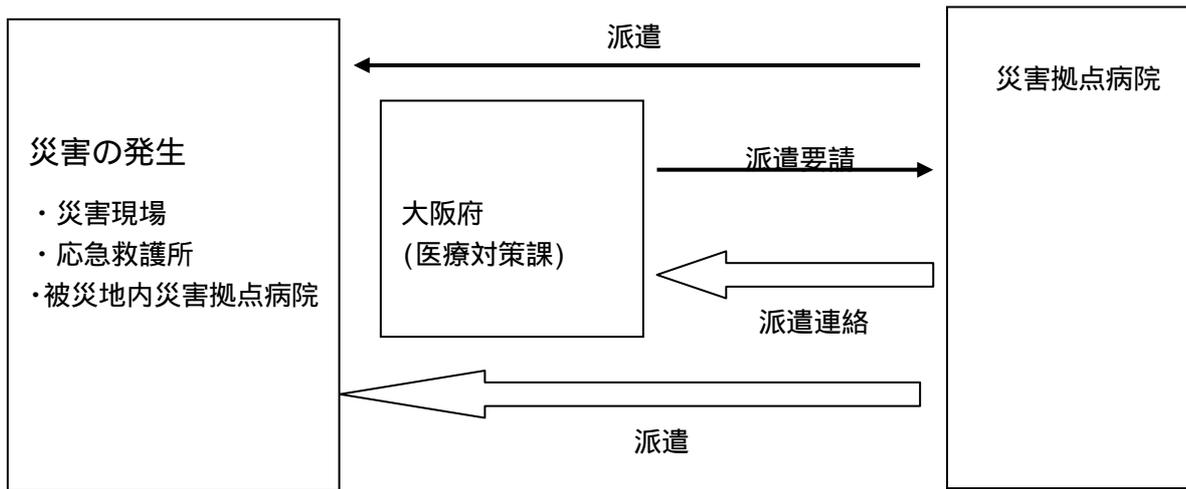
- ア 緊急医療班は、被災地の災害拠点病院等からの情報収集により現地の被災状況を把握し、災害の現場や応急救護所、被災地の災害拠点病院等において関係機関との連携のもと情報の共有化を図り、トリアージ、応急処置等を行う。緊急医療班には、災害派遣医療チーム（DMAT）（災害の急性期に災害現場に駆けつけ、直ちに救命医療を行うトレーニングを受けた医療チーム）を含むものとする。
- イ 医療対策課は、府内で大規模な地震・自然災害が発生し、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班を派遣するよう要請する。
- ウ 災害拠点病院は、府内で震度6弱以上の地震が観測された場合又は消防機関等からの連絡や情報収集等から、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、医療対策課に連絡のうえ緊急医療班を派遣する。

ただし、通信の途絶等により医療対策課と連絡が取れない場合には、緊急医療班を派遣し、後刻医療対策課に連絡する。

エ 災害拠点病院は、緊急医療班の派遣にあたっては災害拠点病院で所有する緊急車両等を活用することを原則とする。なお、確保が困難な場合は、医療対策課へ搬送手段の確保を要請する。

オ 災害拠点病院は、緊急医療班を通じて災害医療情報を収集するとともに、収集した情報を医療対策課及び基幹災害医療センターへ報告する。

(図 2 - 1) 災害拠点病院からの緊急医療班派遣の流れ

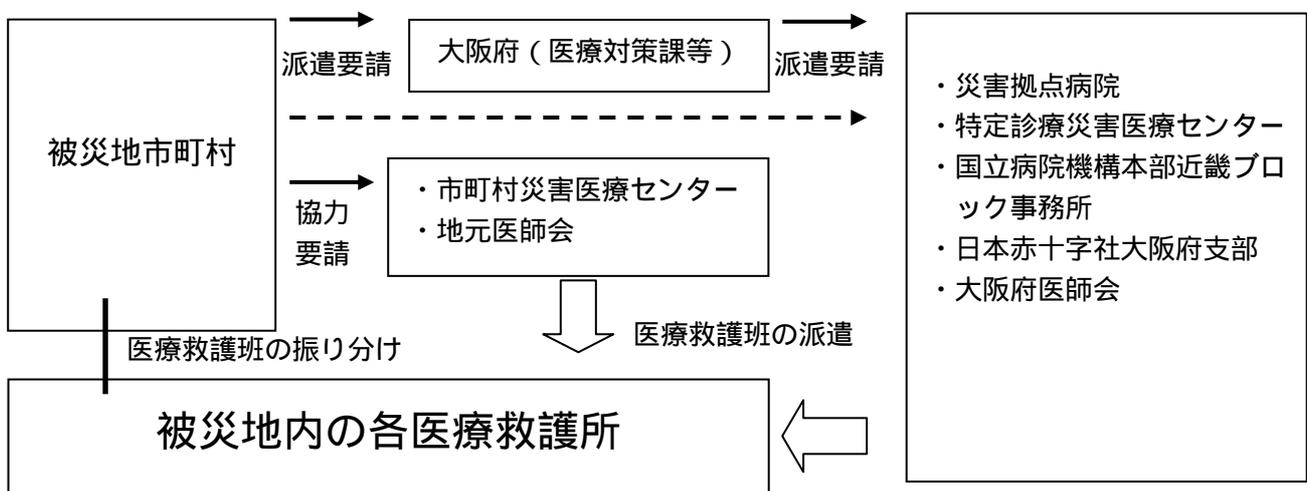


医療救護班の派遣

ア 市町村は、管内の医療救護所に配置すべき医療救護班（緊急医療班のほかに診療科別医療班、歯科医療班、薬剤師班）を、市町村災害医療センター及び地元医師会の協力を得て自ら編成・派遣するほか、災害の規模によっては、医療対策課及び大阪府の専門医療担当課（健康づくり感染症課、精神保健疾病対策課、薬務課）並びに日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

イ 医療対策課及び大阪府の専門医療担当課は、市町村から医療救護班の派遣要請を受けた場合又は自ら必要と認めた時は、災害拠点病院、特定診療災害医療センター、国立病院機構本部近畿ブロック事務所、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会等に必要な医療救護班の派遣を要請する。

(図 2 - 2) 医療救護班派遣の流れ



(3)災害時の患者の流れ

被災地内

ア トリアージの原則

- (ア) 全ての患者をトリアージにより、緊急治療が必要な重症・重篤患者（トリアージタグ赤色）入院を要する中等症患者（同黄色）入院を要しない軽傷の患者（同緑色）死亡等（同黒色）に区分する。
- (イ) 大地震や自然災害等により、広範囲において多数の患者が発生している場合、直近の災害拠点病院に重症・重篤患者（同赤色）を一旦集結させ、そこから必要に応じて転送等を行うことを原則とする。

イ 災害現場での対応

- (ア) トリアージは、救急隊員及び災害拠点病院等が派遣する緊急医療班等が行う。
- (イ) 緊急治療が必要な重症・重篤患者（同赤色）は、被災地内の災害拠点病院へ搬送する。
- (ウ) 入院を要する中等症患者（同黄色）は、市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ搬送する。

ウ 応急救護所での対応

- (ア) トリアージは、緊急医療班等が行う。
- (イ) 緊急治療が必要な重症・重篤患者（同赤色）は、被災地内の災害拠点病院へ搬送する。
- (ウ) 入院を要する中等症患者（同黄色）は、市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ搬送する。
- (エ) 入院を要しない軽傷の患者（同緑色）は、応急処置を行った後、帰宅させる。

エ 医療機関での対応

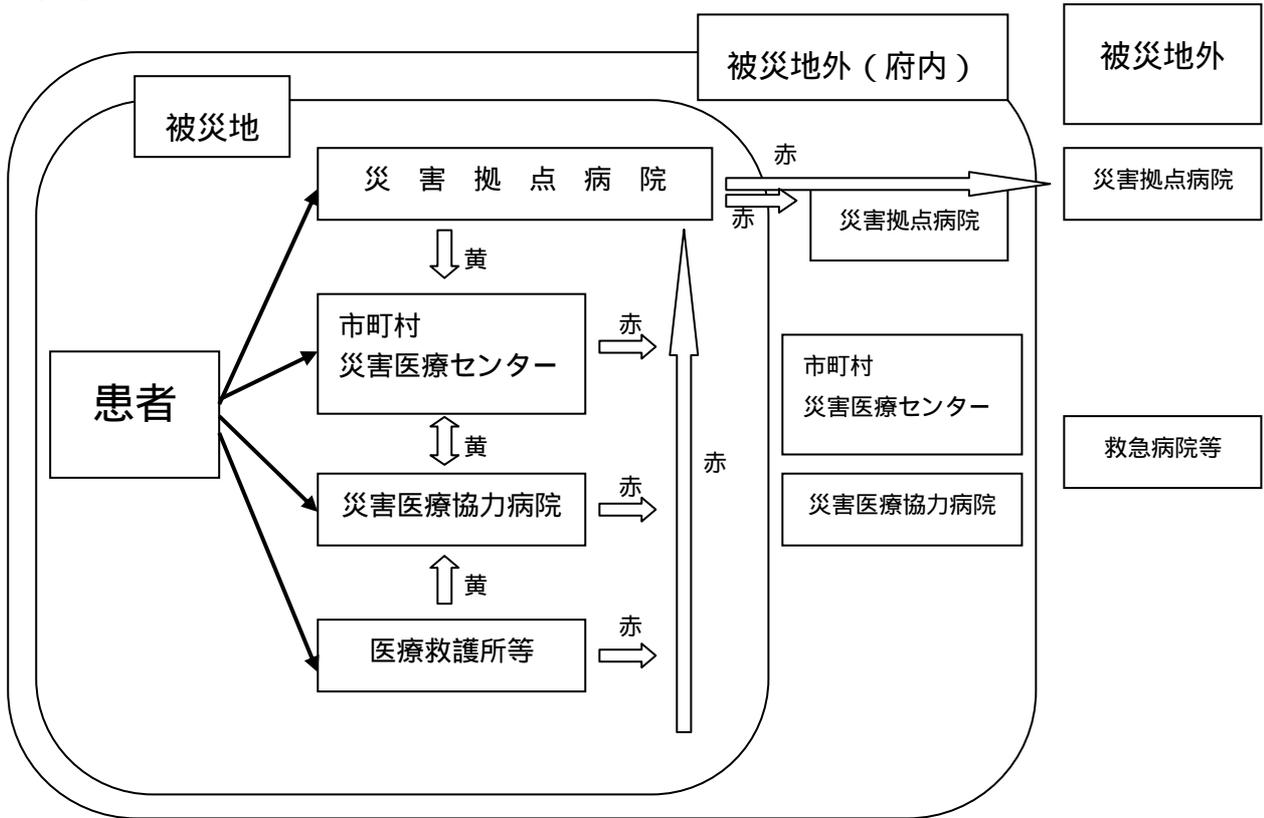
- (ア) 災害が大規模な場合、被災地内の災害拠点病院で2次トリアージが行われることを想定し、中等症患者は当該市町村災害医療センターに、重症患者は当該災害拠点病院に集結させる。
- (イ) 災害医療協力病院は、被災患者が重症化した場合は当該地域の災害拠点病院へ、受け入れ能力を超える被災患者が来院した場合は、当該市町村災害医療センターへ、それぞれ速やかに転送する。
- (ウ) 災害拠点病院及び市町村災害医療センターは、受け入れ能力を超える患者が搬入された場合、被災地外（他府県を含む）の災害拠点病院へ転送する。この際、災害拠点病院間の重症・重篤患者の搬送調整は基幹災害医療センターが行う。但し、基幹災害医療センターがその役割を担えない場合は、医療対策課が指定する府立の災害拠点病院がその役割を担う。
- (エ) 入院を要しない軽傷の患者（同緑色）は、応急処置を行った後、帰宅させる。

被災地外

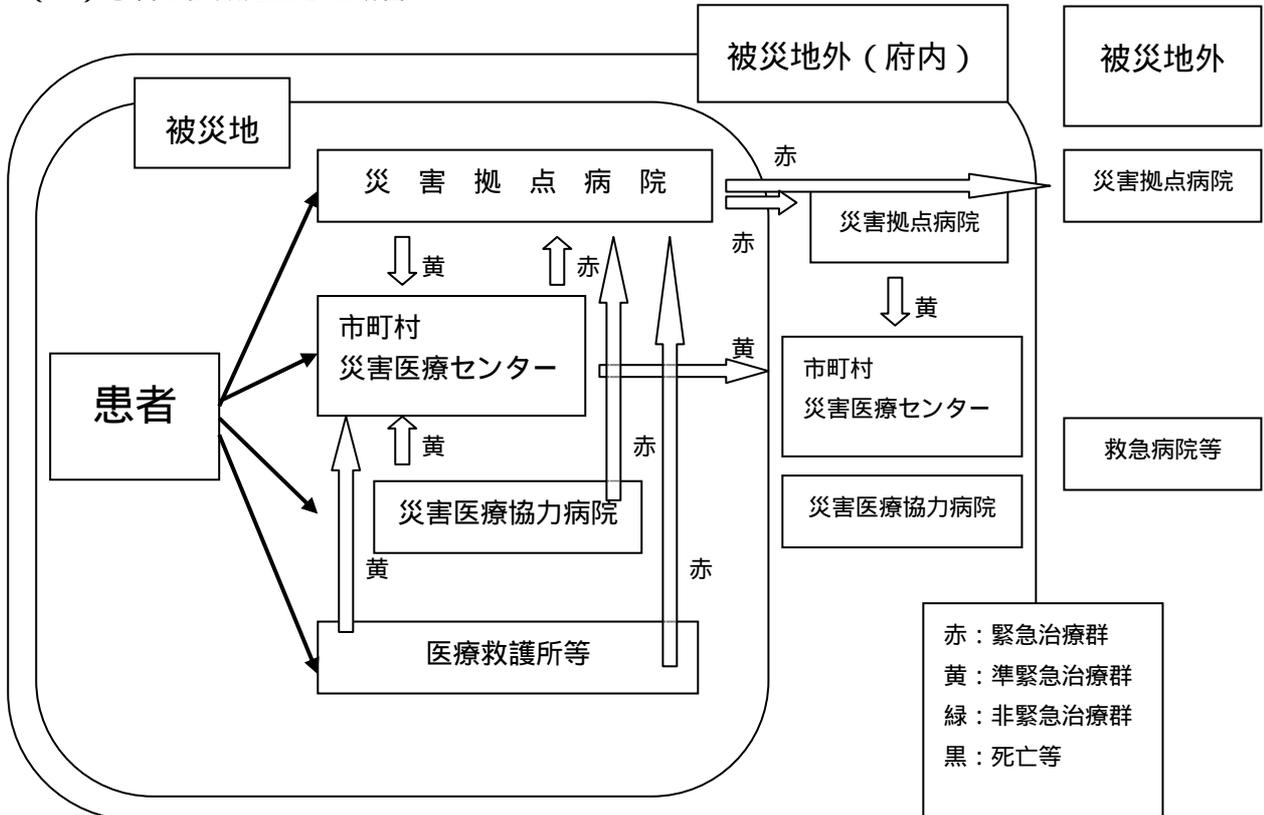
- ア 災害拠点病院は、重症・重篤患者を受け入れるとともに、症状の安定した患者を主として同一二次医療圏内の市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ転送する。
- イ 市町村災害医療センターは、中等症患者を中心に受け入れ、その治療にあたる。
- ウ 災害拠点病院は、中等症患者を含む大量の患者が搬送された場合、調整された重症患者を受け入れるとともに、重症度に応じて圏内の市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ患者を分散し、2次トリアージの拠点としての役割を果たす。

(図 3) 災害時の患者の流れ

(1) 患者が比較的少数の場合



(2) 患者が多数発生した場合



専門医療

大阪府の専門医療担当課は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、呼吸器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、特定感染症、精神疾患等の患者について、特定診療災害医療センター及び各専門医会等関係機関の協力を得て受け入れ病院の調整を行う。

(4)患者搬送

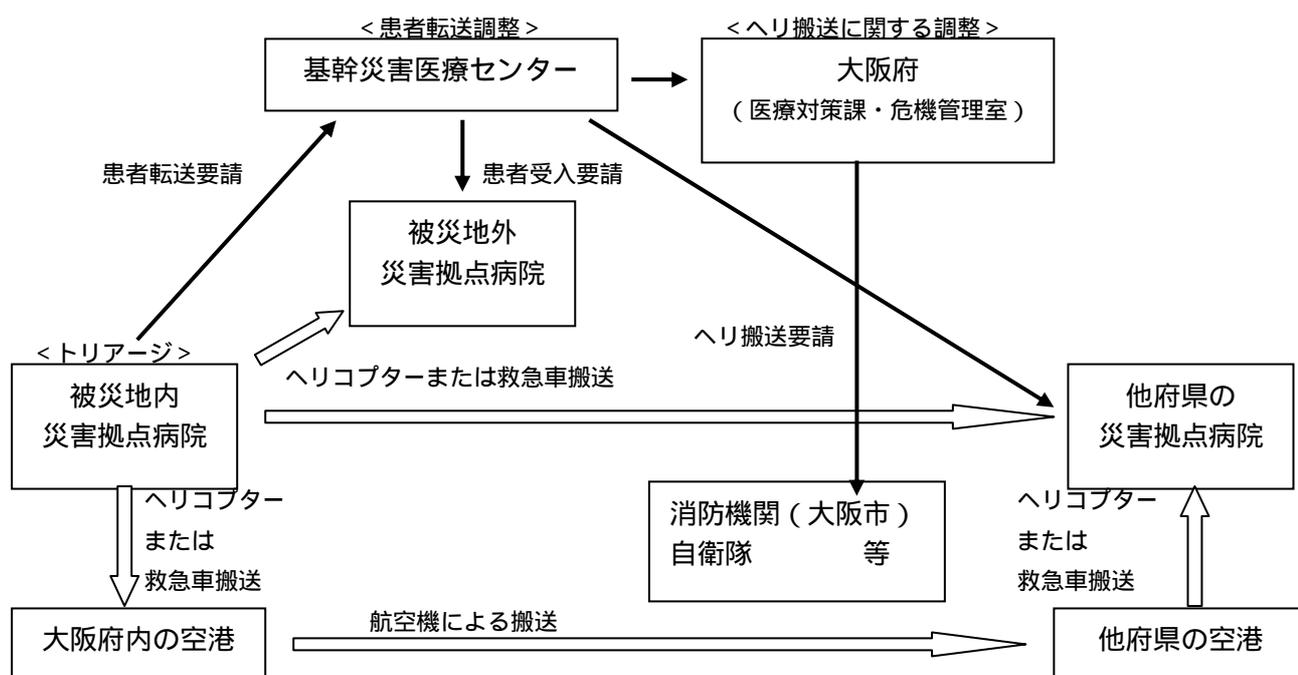
被災地内の患者の搬送は、原則として被災地内の救急隊が行う。

被災地外へ搬送する場合は、原則として被災地外の救急隊及び災害拠点病院のドクターカー等が、被災地内の災害拠点病院等へ集結し、患者を被災地外の災害拠点病院等へ搬送する。

基幹災害医療センターは、災害拠点病院間の重症・重篤患者の転院搬送調整及び他府県の災害拠点病院等への患者受け入れ要請を行う。その際、患者搬送にヘリコプター及び航空機を利用する必要があると判断した場合は、医療対策課に搬送要請を行う。

医療対策課は、ヘリコプター等による搬送要請を受けた場合は、大阪府総務部危機管理室を通じ、消防機関、自衛隊、警察、日本赤十字社、海上保安庁等に要請を行う。

(図4) 広域患者搬送の流れ(ヘリコプター等による患者搬送)



(5)医薬品、血液等の供給

市町村

市町村は、広域災害・救急医療情報システム等により把握した病院及び救護所のニーズを把握し、必要な医薬品等を供給する。

薬務課

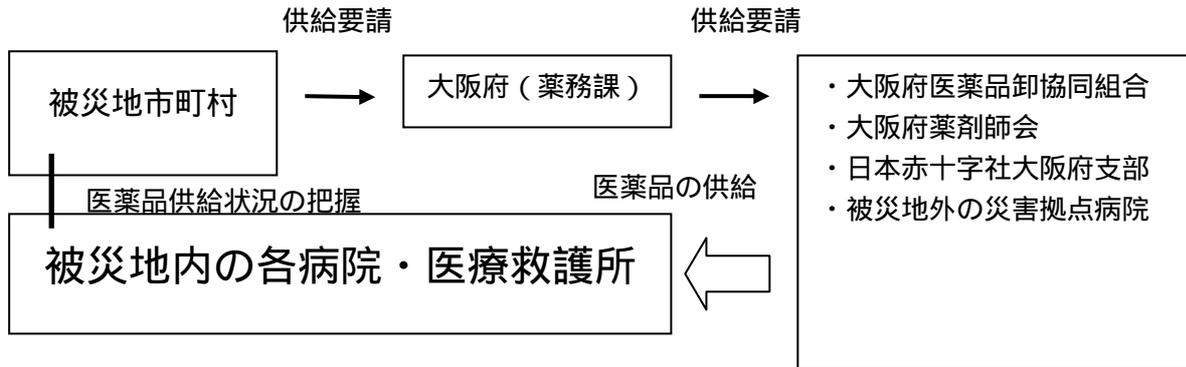
ア 薬務課(大阪府健康福祉部薬務課)は、大阪府医薬品卸協同組合、大阪府薬剤師会、日本赤十字社をはじめ医薬品等関係団体と連携し災害時に備え医薬品等の供給体制を構築する。

イ 薬務課は、市町村からの医薬品等の供給要請を受けて必要な医薬品等を供給する。

災害拠点病院

被災地外の災害拠点病院は、自らの医療救護活動に支障の出ない範囲で薬務課の要請を受けて被災地内医療機関に必要な医薬品等を提供する。

(図 5) 医薬品供給の流れ



(6) ライフラインの確保要請

市町村は、広域災害・救急医療情報システム等により各病院等のライフラインに係るニーズを把握し、医療救護に不可欠な水、電気並びに食料等の病院及び救護所への優先使用を関係機関に要請する。

(7) 遺体の検視・検案

医療対策課は、警察からの要請を受けた場合は、遺体収容所等に監察医を派遣する。

監察医は、所轄警察により検視が行われた遺体の検案及び死体検案書の発行など、必要な協力を行う。

医療対策課は、災害が大規模な場合においては、日本法医学会の協力を要請し、監察医を確保する。

3 大規模な事故・事件等(局地型災害)への対応

(1) 災害医療情報の収集・提供

医療対策課は、府内で大規模な事故・事件等(自動車、列車、船舶並びに航空機等による事故、危険物等による事故、高層ビルや地下街等における事故、事件等)が発生した場合、消防機関等から通報を受けた大阪府総務部危機管理室からの緊急連絡により災害情報を入手する。

医療対策課は、府内で大規模な事故・事件等が発生した場合又は発生したと判断した場合は、広域災害・救急医療情報システムにおける災害運用を行うとともに、災害医療機関に対し、災害医療情報を入力するように同システムの一斉通報で要請する。

災害の発生が夜間・休日の場合には大阪府救急医療情報センターが、また、同センターが機能していない場合には基幹災害医療センターが、医療対策課に代わって入力要請する。

大阪府救急医療情報センター又は基幹災害医療センターが入力要請を行った場合は、後刻その旨を医療対策課に連絡する。

災害医療機関は、府内で大規模な事故・事件等が発生した場合又は発生したと判断した場合は、広域災害・救急医療情報システムに災害医療情報を入力する。

大規模な事故・事件等の発生現場に直近の災害拠点病院は、緊急医療班の派遣等を通じて災害医療に必要な情報の把握に努めるとともに、把握した災害医療情報を医療対策課又は大阪府救急医療情報センターに報告する。

(2) 緊急医療班の派遣

府内で大規模な事故・事件等の発生を察知したもの(特に消防機関)は、直ちに直近の災害拠点病院に把握した災害情報を報告するとともに、緊急医療班の出動要請を行う。

緊急医療班は、災害の現場や応急救護所、近隣の災害拠点病院等の医療機関において、トリアージ、応急処置等を行う。

医療対策課は、府内で大規模な事故・事件等が発生し、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班の派遣を要請する。

災害拠点病院は、府内で大規模な事故・事件等が発生し、消防機関等からの連絡や情報収集等から現地医療救護活動が必要と判断した場合には、医療対策課に連絡のうえ緊急医療班を派遣するものとする。ただし、医療対策課と連絡が取れない場合には、緊急医療班を派遣し、後刻医療対策課に連絡する。

(3) 現地における指揮本部への参画

直近の災害拠点病院が派遣する緊急医療班は、現地において設定された指揮本部（以下「現地指揮本部」という。）に参加し、消防機関、警察等関係機関との連携を図る。

直近の災害拠点病院が派遣する緊急医療班の医師が、現地指揮本部における医療責任者の役割を果たす。

医療責任者は、関係機関との情報の共有化を図り、医療対策課及び基幹災害医療センターへ必要な情報の報告や要請を行う。

(4) 患者の受け入れ

現地指揮本部は、同時に複数の重症患者が同一の病院に搬送されないよう留意するとともに、各患者受け入れ先医療機関の受け入れ状況を把握する。

災害拠点病院は重症・重篤患者（同赤色）を、市町村災害医療センター及び近隣の災害医療協力病院は中等症患者（トリアージタグ黄色）を中心に、それぞれ受け入れる。

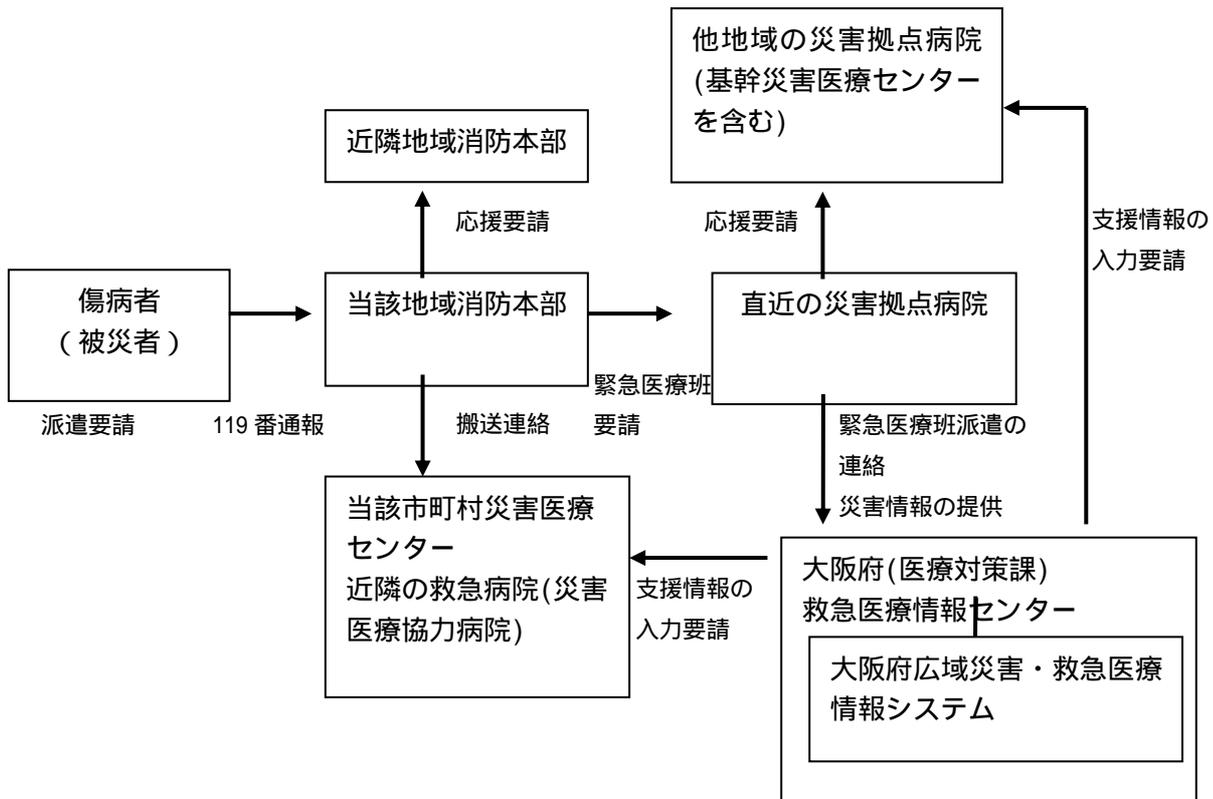
直近の災害拠点病院は、重症・重篤患者について、災害拠点病院間の搬送調整や他府県の災害拠点病院等での患者受け入れが必要と判断した場合は、基幹災害医療センターに対し調整を要請する。

基幹災害医療センターは、災害拠点病院間の重症・重篤患者の搬送調整及び他府県の災害拠点病院等への患者受け入れ要請を行う。その際、患者搬送にヘリコプター及び航空機を利用する必要があると判断した場合は、医療対策課に搬送要請を行う。

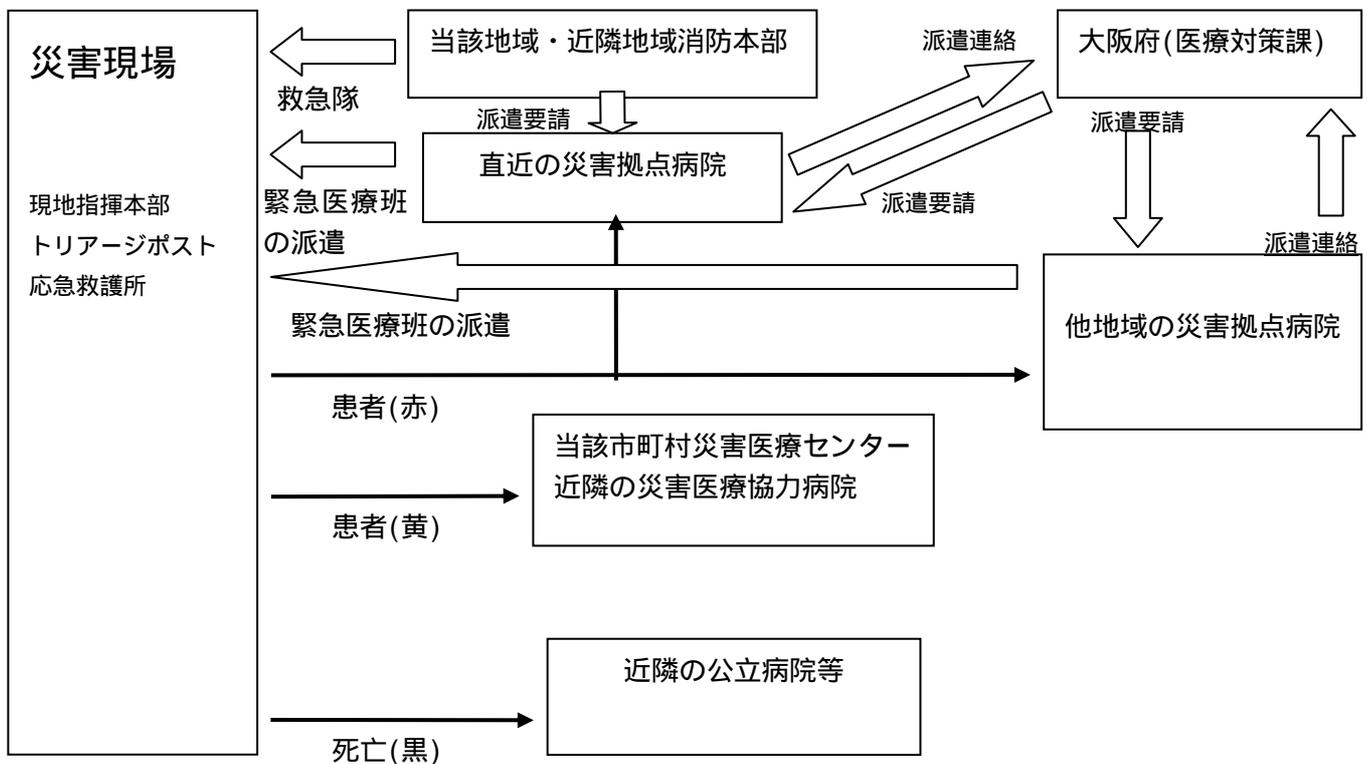
医療対策課は、ヘリコプター等による搬送要請を受けた場合は、大阪府総務部危機管理室を通じ、消防機関、自衛隊、警察、日本赤十字社、海上保安庁等に要請を行う。

死亡等（同黒色）の患者は、近隣の公立病院等が受け入れることを原則とする。

(図 6 - 1) 大規模な事故・事件等 (局地型災害) 発生時の情報の流れ



(図 6 - 2) 大規模な事故・事件等 (局地型災害) の場合の緊急医療班派遣と患者の流れ



4 他府県で発生した大規模な自然災害・事故等に対する対応

(1) 災害医療情報の収集・提供

医療対策課は、他府県で大規模な自然災害・事故等が発生し、情報収集等により医療支援が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し大阪府の広域災害・救急医療情報システムへ患者受け入れ等の支援情報を入力するよう同システムの一斉通報で要請する。

災害の発生が夜間・休日の場合には大阪府救急医療情報センターが、また、同センターが機能していない場合には基幹災害医療センターが、医療対策課に代わって入力要請する。

大阪府救急医療情報センター又は基幹災害医療センターが入力要請を行った場合は、後刻その旨を医療対策課に連絡する。

災害拠点病院は、医療対策課から入力要請があった場合又は情報収集等により患者受け入れ等の支援情報を入力することが必要と判断した場合には、支援情報を入力する。

基幹災害医療センターは、重症・重篤患者の受け入れについて府内の災害拠点病院間の調整を行い、受け入れ可能数等の情報を収集する。

医療対策課及び基幹災害医療センターは、広域災害・救急医療情報システム等を用いて被災府県及び被災府県の基幹災害医療センター等に支援情報を提供する。

(2) 緊急医療班等の派遣

医療対策課は、他府県で大規模な自然災害・事故等が発生し、被災府県等から応援要請があった場合又は情報収集等から現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班の派遣を要請する。

災害拠点病院は、他府県で大規模な自然災害・事故等が発生し、消防機関等からの連絡や情報収集等から現地医療救護活動が必要と判断した場合には、医療対策課に連絡のうえ緊急医療班を派遣するものとする。ただし、医療対策課と連絡が取れない場合には、緊急医療班を派遣し、後刻医療対策課に連絡する。

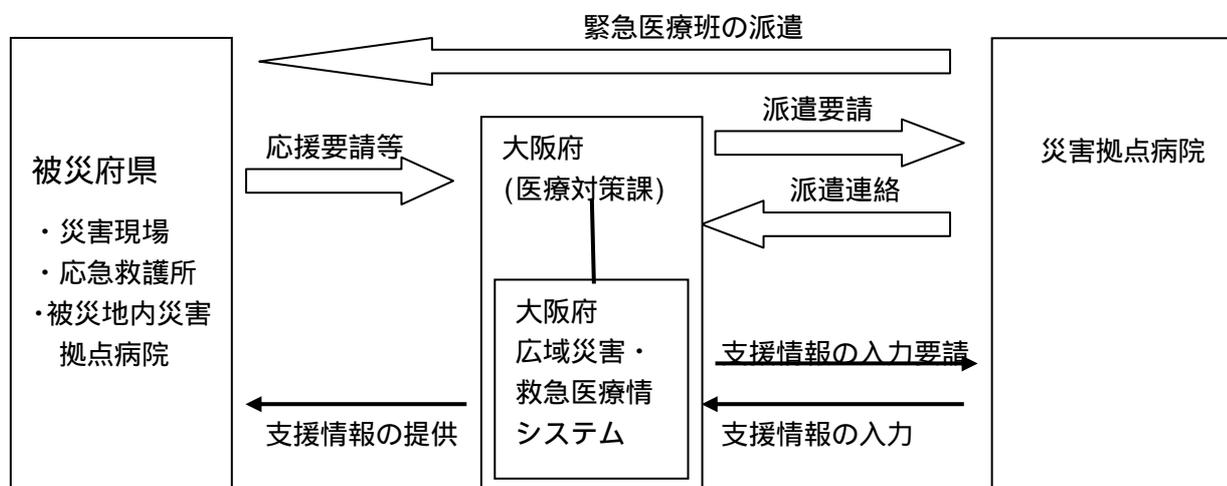
緊急医療班は、現地での医療救護活動にあたっては、災害医療の中心となる災害拠点病院等の指揮により行うことを基本とし、情報の共有化を図りながら対応する。

緊急医療班を派遣した災害拠点病院は、緊急医療班を通じて現地の状況や患者搬送に関する情報を収集し、医療対策課又は基幹災害医療センターへ報告する。

(3) 重症・重篤患者の受け入れ

基幹災害医療センターは、被災府県からの重症・重篤患者の受け入れについて、災害拠点病院を中心に大阪府広域災害・救急医療情報システム等を用いて調整する。

(図7) 他府県で災害が発生した場合の支援情報の提供と緊急救護班派遣の流れ



大阪府内災害医療機関一覧

(平成18年10月30日現在)

災害拠点病院(基幹災害医療センター)

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数	ICU病床数
大阪府立急性期・総合医療センター	558-8558	大阪市住吉区万代東3丁目1番56号	06-6692-1201	06-6606-7000	778	6

災害拠点病院(地域災害医療センター)

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数	ICU病床数
大阪市立総合医療センター	534-0021	大阪市都島区都島本通2-13-22	06-6929-1221	06-6929-2041	1063	7
国立病院機構 大阪医療センター	540-0006	大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331	06-6943-6467	698	8
大阪赤十字病院	543-8555	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111	06-6774-5131	1021	12
大阪市立大学医学部附属病院	545-8586	大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2121	06-6632-7114	1020	4
済生会千里病院	565-0862	吹田市津雲台1-1-D6	06-6871-0121	06-6871-0148	343	12
大阪大学医学部附属病院	565-0871	吹田市山田丘2-15	06-6879-5111	06-6879-5019	1076	10
大阪府三島救命救急センター	569-1124	高槻市南芥川町11番1号	072-683-9911	072-683-6111	41	8
大阪医科大学附属病院	569-8686	高槻市大学町2番7号	072-683-1221	072-682-3822	1026	6
関西医科大学附属枚方病院	573-1191	枚方市新町2-3-1	072-804-0101	072-804-0131	700	7
関西医科大学附属滝井病院	570-8507	守口市文園町10-15	06-6992-1001	06-6993-9623	744	8
大阪府立中河内救命救急センター	578-0947	東大阪市西岩田3-4-13	06-6785-6166	06-6785-6165	30	8
東大阪市立総合病院	578-8588	東大阪市西岩田3丁目4番5号	06-6781-5101	06-6781-2194	573	4
近畿大学医学部附属病院	589-8511	大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221	072-366-0206	1000	10
市立堺病院	590-0064	堺市堺区南安井町1-1-1	072-221-1700	072-225-3303	493	3
大阪府立泉州救命救急センター	598-0048	泉佐野市りんくう往来北2-24	072-464-9911	072-464-9941	30	8
市立泉佐野病院	598-8577	泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111	072-469-7929	358	8

特定診療災害医療センター

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数	ICU病床数
大阪府立成人病センター	537-8511	大阪市東成区中道一丁目3番3号	06-6972-1181	06-6981-3000	500	6
大阪府立精神医療センター	573-0022	枚方市宮之阪3-16-21	072-847-3261	072-840-6206	592	
大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	583-8588	羽曳野市はびきの3-7-1	0729-57-2121	0729-58-3291	640	6
大阪府立母子保健総合医療センター	594-1101	和泉市室堂町840	0725-56-1220	0725-56-5682	375	6

市町村災害医療センター（市町村分のみ）

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数	ICU病床数

災害医療協力病院（市町村のみ）

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	総病床数	ICU病床数

死体処理台帳（様式例）

市町村名 _____

処理年月日	死体発見日時場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存料	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
計											人

小・中学校、高等学校、特別支援学校一覽

【小学校】

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	児童・生徒数

【中学校】

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	児童・生徒数

【高等学校】

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	児童・生徒数

【特別支援学校】

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	児童・生徒数

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～ を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、 で囲んでください。	回答を希望しない
知人からの照会があれば を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は を囲んでください。	回答を希望しない
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(2007年 3月 27日 12時 30分)

氏名	厩戸 皇子(聖徳 太子)
フリガナ	ウマヤト オウジ(ショウトク タイシ)
出生の年月日	昭和49年 2月 7日
男女の別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
住所(郵便番号を含む。)	〒583-0000 大阪府南河内郡太子町太子
国籍	<input checked="" type="radio"/> 日本 <input type="radio"/> その他()
その他個人を識別するための情報	
負傷(疾病)の該当	<input checked="" type="radio"/> 負傷 <input type="radio"/> 非該当
負傷又は疾病の状況	軽傷(左手打撲、全治3日間)
現在の居所	病院(東京都港区虎ノ門)
連絡先その他必要情報	03 - -
親族・同居者からの照会があれば、 ～ を回答する予定ですが、回答を希望しない 場合は、 で囲んでください。	回答を希望しない
知人からの照会があれば を回答す る予定ですが、回答を希望しない場合は を囲んでください。	回答を希望しない
～ を親族・同居者・知人以外の者か らの照会に対する回答又は公表すること について、同意するかどうか で囲んで下 さい。	<input checked="" type="radio"/> 同意する <input type="radio"/> 同意しない
備考 (知人・その他)からの照会には は回答しない。	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

チェックリスト(様式第1号)

項目	確認内容		
記入日時	誤りがないか		
氏名 フリガナ	外国人の表記	アルファベットで記載できる場合は、 「氏名」欄 アルファベット 「フリガナ」欄 カタカナ	
	通称の表記	希望がある場合、本名の横に括弧書きで記入(「氏名」 欄、「フリガナ」欄ともに記入)	
出生の年月日			
男女の別			
住所	外国の場合	アルファベットで記載できる場合は、アルファベット で記入	
国籍	日本以外の場合	その他を で囲んでいる場合は、()内に記入	
その他個人を識別 する情報	氏名、フリガナ、 生年月日、性別、 住所のいずれかが 不明な場合	身体的特徴等を記載 (記入例)	
		身長 身長 cm 程度	
		体型 (ex.肥満、中肉、やせ)	
		顔型 顔(ex.丸、三角、逆三角、四角)	
		頭髪 髪(ex.金、茶、白、長、短)	
		目の色 目(ex.黒、青、茶、緑)	
		血液型 型(ex.A、B、O、AB)	
		年齢 才前後 「歳」は使わない	
		その他の の身体 的特徴	どこにどんな (ex.右頬に大きなほくろ、 右足に大きな傷) がどんなである(ex.右足が義足である)
		服装	どんな (ex.白いセーター、黒いズボン)
所持金品	どんな (ex.黒縁の眼鏡、赤い財布)		
同伴者	(同伴者がいれば) 同伴者 人		
負傷(疾病)の該当			
負傷又は疾病の状 況	負傷している場合	「重傷」又は「軽傷」で記入 「重傷」 1月以上の治療を要する見込み 「軽傷」 1月未満で治療できる見込み	
	負傷していない場合	空欄	
	意識不明の場合	「意識不明」と記入	
現在の居所	居所の住所・避難施設の名称などをできるだけ具体的に記入		
連絡先その他必要 情報	避難住民本人と連絡を取りえる連絡先を記入		
親族・同居者からの 照会に対する回答	同意・不同意が矛盾していないか確認 〔例1〕 、 で回答を希望していないにも関わらず、 で公表に同意し ている 、 の囲みを外すか、 の同意しないに変えてもらう 〔例2〕 に関して備考欄に「公開には同意しないが回答は同意する」旨 が記載している 公開と回答は切り離すことができないため、いずれかが不同 意である場合は、「同意しない」に書き変えてもらう		
知人からの照会に 対する回答			
親族・同居者、知人 以外の者からの照会 に対する回答又は公 表			
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児、意識不明者等で ~ が未記入の場合は、 を必ず記入 ・ 幼児、意識不明者等で が未記入の場合は、未記入でも可 ・ 各欄に不明事項がある場合は、空欄でも可 		

は記入必須項目

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）の回答者は、配偶者又は直系親族を原則とします。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（20 年 3月24日 15時 30分）

氏名	消防 花子
フリガナ	シヨウホウ ハナコ
出生の年月日	昭和55年 7月29日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	100 - 8927 東京都千代田区霞ヶ関
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	20 年3月23日13:00 駅ホーム 爆発により死亡
遺体が安置されている場所	病院（東京都千代田区虎ノ門 ）
連絡先その他必要情報	03 - -
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者名	消防 次郎	連絡先	03 - -
同意回答者住所	東京都千代田区霞ヶ関	続柄	

（注5）の回答者は、配偶者又は直系親族を原則とします。

チェックリスト(様式第2号)

項目	確認内容等	
記入日時	誤りがないか	
氏名 フリガナ	外国人の表記	アルファベットで記載できる場合、 「氏名」欄 アルファベット 「フリガナ」欄 カタカナ
	通称の表記	希望がある場合、本名の横に括弧書きで記入(「氏名」 欄、「フリガナ」欄ともに記入)
出生の年月日	元号表記	
男女の別		
住所	外国の場合	アルファベットで記載できる場合は、アルファベッ トで記入
国籍	日本以外の場合	その他を で囲んでいる場合は、()内に記入
その他個人を識別 する情報	氏名、フリガナ、 生年月日、性別、 住所のいずれかが 不明な場合	身体的特徴等を記載 (記入例)
		身長 身長 cm 程度
		体型 (ex.肥満、中肉、やせ)
		顔型 顔(ex.丸、三角、逆三角、四角)
		頭髪 髪(ex.金、茶、白、長、短)
		目の色 目(ex.黒、青、茶、緑)
		血液型 型(ex.A、B、O、AB)
		年齢 才前後 「歳」は使わない
		その他 どこにどんな (ex.右頬に大きなほくろ、 の身体 右足に大きな傷) 的特徴 がどんなである(ex.右足が義足である)
		服装 どんな (ex.白いセーター、黒いズボン)
所持金品 どんな (ex.黒縁の眼鏡、赤い財布)		
同伴者 (同伴者がいれば) 同伴者 人		
死亡の日時、場所及 び状況		
遺体が安置されて いる場所	居所の住所・施設の名称などをできるだけ具体的に記入	
連絡先その他必要 情報	遺体が引き取られ た場合	「親族引き取り」と記入 引き取った親族と連絡を取りえる連絡先を記入
親族・同居者、知人 以外の者からの照会 に対する回答又は公表		
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ~ が未記入の場合は、 を必ず記入 ・ が未記入の場合は、未記入でも可 ・ 各欄に不明事項がある場合は、空欄でも可 	

は記入必須項目

【他市町村への安否情報の収集の依頼（様式例）】

平成 年 月 日
第 号

市（町村）長 様

市（町村）長

事態における被災者の安否情報の収集について（依頼）

平成 年 月 日 時頃、本市（町村） 町において、 事態が発生しました。

この事態により本市（町村）において被災された者のうち、下記の者が貴市（町村）に搬送されました。

つきましては、国民保護法の規定に基づき、当該被災者の安否情報を収集し、本市（町村）あて、提供くださいますようお願いいたします。

記

1 病院（ 市 町）へ搬送された者 名

	氏名	生年月日	性別	負傷の程度	その他個人を識別するための情報
1					

2 病院（ 市 町）へ搬送された者 名

	氏名	生年月日	性別	負傷の程度	その他個人を識別するための情報
1					

3 病院（ 市 町）へ搬送された者 名

	氏名	生年月日	性別	負傷の程度	その他個人を識別するための情報
1					

注：氏名など個人を識別するための情報は、搬送した消防機関等から聴取し、可能な限り、記載すること

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日
申請者 住所（居所） 氏 名	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）
備 考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名 フ リ ガ ナ 出生の年月日 男 女 の 別 住 所 国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。） その他個人を識別するための情報
※ 申請者の確認	
※ 備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		19年 4月 1日
申請者 住所（居所） ○○県□□市▲▲町1-1 氏名 ○山 ×子		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考	連絡先 0**－253－****	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	○山 ×男
	フリガナ	マルヤマ バツオ
	出生の年月日	昭和33. 2. 2
	男女の別	男
	住 所	○○県××市△△町2-2-2
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

チェックリスト(様式第4号)

項目	確認内容等	
申請者	本人確認の実施	<p>身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等）の提示を求める</p> <p>写真入りの身分証明書を持っていない場合 姓の相違、住所地の相違、年齢の大幅乖離等が身分証明書と齟齬がないかチェックし、疑義を生ぜしめる特段の事情がある場合は、口頭で質問を行う</p> <p>身分証明書の提示がない場合 申請者の4情報を聴取し、申請者住所地市区町村に連絡して、当該市区町村が保有する住民基本台帳の情報と照合</p>
	法人その他団体の場合	<p>申請者の氏名の下にその名称、代表者の氏名及び事務所の所在地を記入</p> <p>本人確認は、窓口で照会する者自身の本人確認を行う</p>
備考	連絡先等を記入	
照会をする理由	<p>・ 姓の相違がないか ・ 住所地の相違がないか ・ 年齢の大幅乖離がないか</p> <p>書面により形式的に実施</p> <p>家族、同居者、友人、会社同僚等の照会理由に応じて、姓の相違、住所地の相違、年齢の大幅乖離等が身分証明書と齟齬がないかチェックし、疑義を生ぜしめる特段の事情がある場合等は、口頭で質問</p> <p>理由が の「親族・同居人」であるのに、「氏名」、「フリガナ」、「生年月日」、「住所」が空欄の場合</p> <p>照会が不当な目的によるものでないか確認</p> <p>〔例〕・ 差別的事象につながる場合</p> <p>・ 債務者の所在を聞き出すための目的</p> <p>・ 「住民名簿」を作成し、これを頒布、販売する目的 等</p> <p>親族とは、民法上、六親等内の血族及び配偶者と、三親等内の姻族を指す</p> <p>理由 の知人とは、「被災者と互いに知り合うなどの関係がある者であって、その関係から見て、社会通念上、当該被災者の安否情報を必要とすることが相当と考えられる者」で、具体的には友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指す</p> <p>理由が のその他の場合</p> <p>不当な目的によるものでないか確認（例：上記 と同じ）</p>	
被照会者を特定するために必要な事項	<p>「氏名」、「フリガナ」、「出生の年月日」、「男女の別」、「住所」が全て記入されているか</p> <p>どうしてもわからない場合は未記入でも可</p> <p>ただし、「その他個人を識別するための情報」欄に極力思いつくものを全て記入してもらう</p>	
申請者の確認	申請者の本人確認を行った方法を職員が記入	
備考	<p>照会方法を職員が記入</p> <p>（例）「窓口における書面の提出」、「電子メール」、「電話」</p>	

安否情報回答書

殿	年 月 日 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る。）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所および状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

安否情報回答書

○山 ×子 殿		19年 4月 1日
		□□市長
19年 4月 1日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		該当
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		負傷
被 照 会 者	氏 名	○山 ×男
	フリガナ	マルヤマ バツオ
	出生の年月日	昭和33. 2. 2
	男女の別	男
	住 所	〇〇県××市△△町2-2-2
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	〇〇県立病院（〇〇県××市△△町5-5-5）
	負傷又は疾病の状況	軽傷（落下物による頭部打撲）
連絡先その他必要情報		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所および状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

安否情報公表資料（様式例）

事態における被災者の安否情報について

市町村 対策本部
(年 月 日 時 分公表)

事態により被災された方のうち、死亡・負傷されたことなどにより、ご親族等と連絡がとれていない方は、次のとおりです。お心当たりのある方は、下記担当あてご連絡ください。

【死亡された方】

	お名前	年齢	住所（市町村名又は国籍）	個人を識別する情報
1				
2				

【負傷された方】

	お名前	年齢	住所（市町村名又は国籍）	個人を識別する情報
1				
2				

（ご注意）

- ・個人を識別する情報は、お名前等が確認できない場合に限り、記載しております
- ・ご親族等と連絡がとれた方は、個人情報保護のため、順次、お名前等を削除しております

担 当	市 課
	TEL
	FAX
	Email

大阪府下広域消防相互応援協定に基づく応援要請書 様式

文 書 番 号
平成 年 月 日

様

要 請 者
市町等名
職、氏名



応 援 要 請 書

大阪府下広域消防相互応援協定書第4条の規定により応援を次のとおり要請します。

要請年月日及び時間	
災害の種別	
災害発生日時	
災害発生場所	
被害の状況	
必要とする車両、資器材等の種類 及び数量並びに人員	
応援隊の主な任務	
集結場所	
連絡担当者の氏名	
その他必要な事項	

緊急消防援助隊応援要請連絡

第	報
平成	年 月 日

都 道 府 県 知 事 } 殿
消 防 庁 長 官 }

市 町 村 長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名にし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊	毒 劇 物 等 対 応 隊	
	救 助 部 隊			N 災害対応隊	
	救 急 部 隊		災 害 部 隊	B 災害対応隊	
	航 空 部 隊			C 災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特 に 指 定 な し		特 殊 装 備 部 隊	密閉空間火災等対応隊	
		遠距離大量送水隊			
			その他の部隊		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ F A X 番 号
	市町村				TEL - - FAX - -

緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告

平成 年 月 日 時 分
(消防本部名)

都道府県消防防災主管部長 } 殿
代表消防機関消防長 }

(災害名) _____

部 隊 種 別		隊 数	人 数	備 考	登録隊数
指揮支援隊					
都道府県指揮隊					
消火部隊					
救助部隊					
救急部隊					
後方支援隊					
特殊 災害 部隊	毒劇物等対応隊				
	大規模危険物火災対応隊				
	密閉空間火災等対応隊				
特殊 装備 部隊	水難救助隊				
	遠距離大量送水隊				
	消防活動二輪隊				
	震災対応特殊車両隊				
	その他の特殊な装備隊				
航空部隊(ヘリ)					
水上部隊					
合 計					

連絡担当課 _____

連絡責任者 _____

電話番号 防災無線 _____

NTT _____

応援隊責任者

ブロック幹事消防本部

消防本部名	氏名	階級	職	連絡方法	乗車車両	無線呼出名称

国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の
在り方について

平成 19 年 4 月 9 日

内閣官房

地方公共団体を含む関係機関（消防、警察、自衛隊等）は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）に規定する武力攻撃事態等又は緊急対処事態（以下この文書において「事態」という。）においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の定めるところにより、相互に連携して国民保護措置（緊急対処事態にあつては、緊急対処保護措置をいう。以下同じ。）を実施し、国民の生命、身体及び財産を保護することとされている。こうした活動において複数の関係機関が同一の現場において円滑に連携するためには、現地で活動する各関係機関が互いに活動内容を調整したり、各関係機関が有する情報を共有することが不可欠である。

本文書は、対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部の方針に沿って国民保護措置を実施する関係機関の現場における連絡調整を図るために設置される現地調整所の標準的なモデルを下記のとおり示し、関係機関の的確かつ迅速な対処に資することを目的とする。また、本文書は、事態が認定される前の関係機関による避難誘導、被災者の救助等の活動にも活用されることを念頭に置いている。

本文書における用語の意義は、特段の規定のない限り、事態対処法、国民保護法又は国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）の定めるところによる。

記

第1章 基本方針

国民保護措置を実施する現地関係機関（注1）は、基本指針第1章「4 関係機関相互の連携協力の確保」の規定を踏まえ、相互に緊密な連携を図り、もって国民の生命、身体及び財産を保護するものとする。

注1) 現地関係機関」とは、市町村、都道府県、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。

第2章 現地調整所の活動等

第1節 現地調整所の性格

現地調整所とは、現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うために、個々の現場に設けるものである。

第2節 現地調整所の設置

1 地方公共団体（国民保護措置が実施される区域を管轄する市町村又は都道

府県をいう。以下同じ。)は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現場で活動する関係機関が連絡調整を図る場(以下「現地調整所」という。)を迅速に設置するものとする(注2)。

注2)なお、現地調整所を速やかに設置する必要がある場合に地方公共団体以外の現地関係機関が現地調整所を設置したときは、地方公共団体は、当該現地調整所に職員を参画させ、関係機関による円滑な連携が図られるよう積極的に連絡調整に当たらせることが必要である。

2 現地調整所は、災害(武力攻撃事態においては、武力攻撃災害を、緊急対処事態においては、緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。)の規模、災害の影響を受ける区域の範囲等を勘案して、市町村又は都道府県のうち、最も適切に対処し得る団体(注3)により設置されるものとする。

注3)市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等には、都道府県知事が設置することが想定される。

3 現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置されるものとする。地方公共団体は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現地調整所の設置場所を決定するものとする。また、現地調整所には、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げるものとする。

第3節 現地調整所の活動

1 現地調整所の運営

現地調整所の運営(注4)は、原則として現地調整所を設置した地方公共団体の職員が、他の現地関係機関の協力を得て行う(注5)ものとする。現地関係機関の各代表者は、活動内容の確認等及び情報の共有を行うために、随時参集し、協議を行うものとする。

注4)「運営」とは、会議の開催等の各現地関係機関の間の連絡調整に係る事務を行うことを意味する。

注5)都道府県知事が現地調整所を設置する場合には、対応の困難性、災害の重大性、市町村の区域を超えた広域的観点等に対応して、円滑な国民保護措置が行われるよう留意する必要がある。

2 活動内容に関する確認等

現地調整所に派遣された現地関係機関の各代表者は、各機関の機能や能力

(人員、装備等)に応じて効果的な活動が行われるよう、活動内容の確認及び調整を行うものとする。

確認及び調整を行う活動の例としては、以下のものが考えられる。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 消防活動
- ・ 被災者の救援(医療の提供、被災者の捜索及び救出等)
- ・ 汚染原因物質の除去又は除染
- ・ 警戒区域の設定、交通の規制
- ・ 応急の復旧
- ・ 広報

3 情報共有

各現地関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、適時適切に情報を提供するものとする。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については、できる限り迅速に共有することとする。各現地関係機関は、現地調整所を通じて入手した最新の情報を、所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、その保全に努めるものとする。

現地調整所において共有する情報の例としては、以下のものが考えられる。

ア 現地関係機関の活動に関する情報

- ・ 現地関係機関の部隊等の編成状況(人員数等)
- ・ 現地関係機関の活動状況(作業の進捗状況等)

イ 災害に関する情報

- ・ 攻撃による被害の状況(火災の状況等)
- ・ 交通に関する情報(道路、線路、橋等の破損状況、交通規制の状況等)
- ・ 二次災害の状況(危険性に係る情報を含む)
- ・ 有毒物質の有無や大気中の放射線又は放射性物質の量

ウ 住民に関する情報

- ・ 被災者の数、負傷者等の状況
- ・ 住民の避難状況、避難施設の状況
- ・ 住民の安否に関する情報

エ 活動の安全を確保するために必要な情報

- ・ 現地で活動する職員や住民の安全に係る事態の展開等

第3章 各対策本部と現地調整所との連携

地方公共団体の対策本部(現地対策本部が設置されている場合には、当該現地

対策本部を含む。以下同じ。)は、収集した情報を現地調整所に伝達することとし、現地調整所は、現地の活動内容等を地方公共団体の対策本部に対して報告するものとする。この際、それぞれの伝達及び報告は迅速に行い、国民保護措置が円滑に行われるよう努めるものとする。

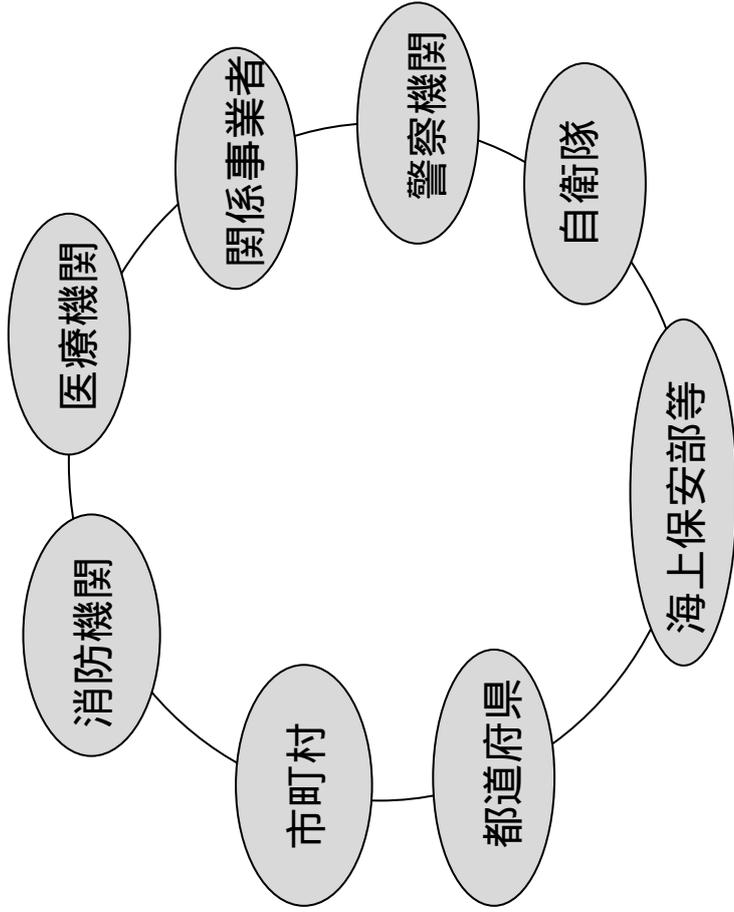
雑則

- 1 このモデルの適用については、特別区は、市とみなす。
- 2 原子力災害並びに核物質、生物剤又は化学剤若しくはこれらを用いた大量破壊兵器による災害への対処における現地関係機関の連携については、他に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

現地調整所における「調整」について

- 1 本マニュアルに規定している現地調整所は、国民保護法第28条第8項に規定する地方公共団体が設置する現地対策本部のように国民保護対策本部の事務（地方公共団体の管轄区域内における国民保護措置の総合的な推進に関する事務）の一部を行う行政機関と異なり、関係機関の円滑な連携を図るために設けられる、関係機関の間における情報共有の促進等を行う場である。
- 2 各対策本部長が行う総合調整は、国民保護措置を実施する各機関の役割分担や任務に係る政策的な調整であるのに対し、現地調整所における「調整」は、現地での各機関の作業の進め方について打ち合わせをすることを意味しており、言わば即地的な調整（作業ベースの調整）である。
- 3 現地調整所においては、上記のような活動内容に関する調整のほか、国民保護措置を実施する上で必要となる情報や作業の進捗状況に関する情報の共有が行われる。こうした情報は、市町村又は都道府県の職員を通じて各対策本部にフィードバックされ、各対策本部における政策判断や各対策本部長による総合調整に資することになる。また、各対策本部で決定された事項や調整された内容については、各対策本部員を通じて関係機関に伝わるほか、現地調整所にいる市町村又は都道府県の職員を通じて、迅速に現場に到達することになる。

現地調整所



各機関の機能や能力(人員、装備等)に応じた、避難誘導、消防活動、救援等が効果的に行われるよう調整する。

現地関係機関の活動に関する情報、災害に関する情報、住民に関する情報、活動の安全を確保するために必要な情報を共有する。

国等から提供された情報の伝達
現地調整所への職員派遣

都道府県 市町村現地対策本部

現地の対応状況の報告
関係機関から入手した情報の報告

都道府県 市町村対策本部

生活関連等施設の安全確保の留意点

施行令 第 27 条	施設の種類	施設の対象範囲	留意点
1 号	発電所、変電所	電気事業法上の電気事業者又は卸供給業者がその事業の用に供する発電所（最大出力 5 万 kw 以上）又は変電所（使用電圧 10 万 V 以上）	177 頁
2 号	ガス工作物	ガス事業法上のガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備。簡易ガス事業用を除く）	178 頁
3 号	水道施設、配水池	水道法上の水道事業又は水道用水供給事業の用に供する取水施設、貯水施設、浄水施設又は配水池（供給能力 10 万 m ³ /日以上）	179 頁
4 号	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法上の鉄道施設又は軌道法による軌道施設で、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの（平均利用者数 10 万人/日以上）	180 頁
5 号	電気通信設備	電気通信事業法上の電気通信事業者が事業の用に供する交換設備（利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備と接続される交換設備。電気通信回線数 3 万未満及び移動端末設備数 3 万未満のものを除く）	182 頁
6 号	放送設備	日本放送協会又は放送法上の一般放送事業者（受託放送事業者及び委託放送事業者を除く）が国内放送を行う放送局（人工衛星の無線局、他の放送局からの番組を再送信する放送局を除く）の無線設備	183 頁
7 号	港湾施設	港湾法第 52 条第 1 項第 1 号の国土交通省令で定める水域施設又は係留施設	184 頁
8 号	空港施設	空港整備法上の空港の滑走路等、旅客ターミナル施設及び航空保安施設	186 頁
9 号	ダム	河川管理施設等構造令第 2 章の規定の適用を受けるダム	188 頁

施行令 第 27 条	施設の種類	施設の対象範囲	留意点
10 号	危険物物質等の取扱所 (施行令第 28 条第 1 号～第 11 号)	(1 号) 消防法上の危険物の取扱所	190 頁
		(2 号) 毒物劇物取締法上の毒物及び劇物の取扱所	192 頁
		(3 号) 火薬類取締法上の火薬類の取扱所	195 頁
		(4 号) 高圧ガス保安法上の高圧ガスの取扱所	197 頁
		(5 号) 原子力基本法上の核燃料物質及びこれによって汚染された物の取扱所	199 頁
		(6 号) 原子力基本法上の核原料物質の取扱所	201 頁
		(7 号) 放射線障害防止法上の放射性同位元素及びこれによって汚染された物の取扱所	203 頁
		(8 号) 薬事法上の毒薬及び劇薬の取扱所	206 頁
		(9 号) 高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所	210 頁
		(10 号) 細菌兵器禁止条約の実施に関する法律に規定する生物剤・毒素の取扱所	211 頁
		(11 号) 化学兵器禁止条約の実施に関する法律に規定する毒性物質の取扱所	227 頁

生活関連等施設の安全確保の留意点（発電所及び変電所）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

- ・ 発電所（最大出力5万キロワット以上）
- ・ 変電所（使用電圧10万ボルト以上）
（国民保護法施行令第27条第1号）

2. 施設の特徴

- ・ 発電所：電気を発生している電力供給の根幹施設。一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。
- ・ 変電所：発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

電話 03 - 3501 - 1742

FAX 03 - 3580 - 8486

生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第27条第2号）

2. 施設の特徴

- ・ 可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。
- ・ ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設がある事業所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀、有刺鉄線又は生け垣等を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をする等、施設の管理を徹底すること。
- ・ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）第6条に定める離隔距離を有すること。
- ・ 施設の規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。
- ・ 施設の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況及び当該施設の扱うガスの種類に応じた防爆性能を有すること。
- ・ 施設の外面から火気を取り扱う設備に対して適切な距離を有すること。
- ・ 施設の管理者は、施設の維持・運用のために、定期的に巡視、点検を行うこと。
- ・ 遠隔操作弁を設ける等、必要に応じてガスを安全に遮断及び放出ができるよう措置を講ずること。
- ・ 施設に対する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課

電話 03 - 3501 - 4032

FAX 03 - 3501 - 1856

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月
厚生労働省

1. 施設の種類

水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第27条第3号）

2. 施設の特性

- ・国民が直接口にする飲料水を供給する。
- ・水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。

3. 安全確保の留意点

- ・関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。
- ・水源の監視を強化すること。
- ・水道施設の防護対策を確認すること。
- ・バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
- ・当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
- ・備品、薬品等の管理を徹底すること。
- ・施設関係図面等の管理を徹底すること。
- ・一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
- ・緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること。
- ・給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。
- ・応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。

4. 所管官庁の連絡先

厚生労働省健康局水道課 担当者 柳田
電話 03 - 3595 - 2368
FAX 03 - 3503 - 7963
E-mail yanagida-takahiro@mhlw.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設）

平成 17 年 8 月
国土交通省

1. 施設の種類

鉄道施設、軌道施設（国民保護法施行令第 27 条第 4 号）

2. 施設の特徴

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との緊急連絡体制の確認、各事業者内での連絡・指示体制の確認を行うこと。また、適宜、連絡訓練を行うこと。

避難経路の確認

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。また、適宜、避難訓練を行うこと。

（武力攻撃事態等における留意点）

自主警戒の強化

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、駅係員・ガードマン等による巡回

警備や防犯カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に新幹線の駅については、重点的に巡回警備等の実施を行うこと。

- ・ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

利用者等への協力要請

- ・利用者等に対し、電子掲示板・放送等により、不審物・不審者発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

施設の適切な管理

- ・武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の利用停止などの措置を講ずること。

なお、上記の「3．安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4．連絡先

国土交通省鉄道局総務課危機管理室

電話：（代表）03 - 5253 - 8111（内線40182、40183）

（直通）03 - 4416 - 5119

F A X：03 - 5253 - 1634

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月
総 務 省

1. 施設の種類

電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備(国民保護法施行令第27条第5号)

2. 施設の特性

当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。当該施設が中継交換設備に係るものによっては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 平素から都道府県警察、総務省等関係機関との緊密な連携の下、必要に応じて施設(当該交換設備が設置される建物等を含む。以下同じ。)の巡回を実施する等、自主警戒の強化に努めること。
- ・ 関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設(特に、交換設備を設置する通信機械室)への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ その他、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号)に定める対策の実施に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 担当者 中沢、原
電話 03 - 5253 - 5858
FAX 03 - 5253 - 5863
E-mail: j-nakazawa@soumu.go.jp
d-hara@soumu.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月
総務省

1. 施設の種類

国内放送を行う放送局の無線設備（国民保護法施行令第27条第6号）

2. 施設の特徴

当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 事案発生時に施設の警備等を実施する関係機関（都道府県警察等）との緊密な連絡の下、施設の巡回その他の自主警戒の強化に努めること。
- ・ 事案発生時に迅速な対応が可能となるよう、上記の関係機関（都道府県警察等）との連絡体制を確立すること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ 同一の施設を複数の放送事業者で利用している場合には、上記の各措置について、放送事業者間で緊密な連絡をとること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省情報通信政策局地上放送課 担当者 藤井
電話 03 - 5253 - 5792
FAX 03 - 5253 - 5794
E-mail y2.fujii@soumu.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点（水域施設、係留施設）

平成17年8月
国土交通省

1. 施設の種類

水域施設、係留施設（国民保護法施行令第27条第7号）

2. 施設の特徴

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 係留施設及び係留施設と一体的に利用される荷さばきの用に供する施設、旅客の乗下船の用に供する施設を含めて安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素からの都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

自主警備の強化に関する備え

- ・ 定期点検等により、埠頭施設内の通信設備、照明設備等の機能が武力攻撃事態等において適正に使用できることを確認しておくこと。

施設の管理に関する備え

- ・ 蔵置された貨物等のうち、危険物については管理責任者及び内容と蔵置場所を把握しておくこと。

- ・ 水域施設については、船舶の利用に支障がでないよう必要な水深及び幅員を確保しておくこと。
- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時防災備蓄倉庫等に救命胴衣、拡声器等武力攻撃事態等において必要な資機材を利用可能な状態にしておくこと。

(武力攻撃事態等における留意点)

自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 避難住民や緊急物資の運搬拠点として適正に機能することを確保するため、不審な船舶、不審な貨物、不審者及び不審車両が水域施設及び係留施設に紛れ込まないように巡視・監視又は出入り管理をするとともに貨物の適正な管理をするなど必要な措置を講ずること。

利用者への協力要請

- ・ 不要不急の船舶の航行の自粛要請を行うこと。

その他

- ・ 船舶や港湾施設利用者との間の連絡手段を確保すること。

なお、上記の「 3 . 安全確保の留意点 」は、緊急対処事態に準用する。

4 . 連絡先

国土交通省港湾局管理課港湾保安対策室

電 話 : (代表) 03 - 5253 - 8111 (内線46283)

(直通) 03 - 5253 - 8070

F A X : 03 - 5253 - 1648

生活関連等施設の安全確保の留意点 (滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)

平成17年8月
国土交通省

1. 施設の種類

滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設(国民保護法施行令第27条第8号)

2. 施設の特性

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・ 安全確保にあたっては、各管理者および関係機関と密接な連携のもと、生活関連等施設を含めた空港の一体的な安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと(海域に面している空港については、管区海上保安本部との連絡体制の確認も行うこと。)

施設の管理に関する備え

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時、当該空港に乗り入れる航空機材に対応した消火・救難体制を整備

すること。

(武力攻撃事態等における留意点)

自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 空港の敷地内においては、職員等による巡回警備を徹底し、センサー等による監視体制を強化すること(必要に応じて、敷地周辺を含めた監視体制の強化を行うこと。)
- ・ 航空保安対策基準等に従い、保安検査など航空保安対策を適切に講じること。
- ・ 制限区域への出入り口については可能な限り限定し、職員等による監視を行うとともに不審な者については、身分確認、携行品の確認を行うこと。また、ゲート付近では夜間の照明を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

住民等への協力要請

- ・ 旅客や空港周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の供用停止などの措置を講ずること。

なお、上記の「3.安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4.連絡先

国土交通省航空局

(滑走路等、旅客ターミナル施設)

飛行場部管理課

電話：(代表)03-5253-8111(内線49120)

(直通)03-5253-8715

F A X : 03 - 5253 - 1658

(航空保安施設)

管制保安部保安企画課

電話：(代表)03-5253-8111(内線51123)

(直通)03-5253-8739

F A X : 03 - 5253 - 1663

生活関連等施設の安全確保の留意点（ダム）

平成 17 年 8 月
国土交通省

1. 施設の種類

ダム（国民保護法施行令第 27 条第 9 号）

2. 施設の特徴

- ・ 大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大となるおそれがある。
- ・ 生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

自主警備の強化に関する備え

- ・ 操作室・機械室等への侵入を防止するために鍵の二重化、センサー等の設置を行うこと。
- ・ 駐車場（出入り口など）については夜間の照明を行うこと。
- ・ 水源となっているダムについては、定期的に水質の検査を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

施設の管理に関する備え

- ・ 常時管理所にオイルフェンス、吸着マット、水質調査キット等の資機材を備え付けること。

(武力攻撃事態等における留意点)

自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、職員等による巡回警備や監視カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に操作室・機械室等については、重点的に巡回警備の実施を行うこと。
- ・ 操作室・機械室への出入り管理に当たっては、施設への出入り口等の限定を行うとともに、施設へ出入りする者の確認を行うこととし、職員以外の出入りは原則禁止とすること。なお、その際、身分確認、携行品の確認を行うこと。

住民等への協力要請

- ・ ダム周辺の住民等に対する不審者・不審物発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

その他

- ・ 武力攻撃事態等が発生した際には、貯水量は必要最小限にすること。

なお、上記の「 3 . 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4 . 連絡先

国土交通省河川局河川環境課ダム管理係

電 話：(代表) 03 - 5253 - 8111 (内線35 - 494)

(直通) 03 - 5253 - 8449

F A X：03 - 5253 - 1603

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月
総務省消防庁

1. 施設の種類

危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所）
（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第1号）

2. 施設の特性

- (1) 危険物の規制に関する政令第8条の2の3第3項の特定屋外タンク貯蔵所
- ・施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。
 - ・石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。
- (2) 消防法第12条の7に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設
- ・大量の危険物を取り扱う施設である。
- (3) その他((1)、(2)を除く)の危険物施設
- ・火災危険性が高い物品を貯蔵し、又は取り扱っている。

3. 安全確保の留意点

(1) 平素からの備え

【都道府県知事】

- ・施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。
- ・都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。
- ・武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。
- ・市町村の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。

【事業者】

- ・施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者の侵入に注意すること。
- ・都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。

- ・避難経路の確認を行うこと。
- ・武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。

（２）武力攻撃事態等における留意点

【都道府県知事】

- ・特に、２（１）及び（２）の施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。
- ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。
- ・都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。
- ・消防法第12条の３にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・国民保護法第103条第3項第2号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・消防法第16条の3第3項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。

【事業者】

- ・都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。
- ・消防法第16条の3第1項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。

4．所管省庁の連絡先

消防庁危険物保安室

担当 秋葉理事官、山口

TEL 03 - 5253 - 7524

FAX 03 - 3581 - 7534

E-mail: yamaguchi-k@fdma.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設）

平成 17 年 8 月
厚生労働省

1. 施設の種類

毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 2 号）

2. 施設の特徴

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者が所持し、毒物又は劇物を保有する施設。なお、毒物又は劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。

施設のうち、毒物においては 20 トン程度、劇物においては 200 トン程度貯蔵している施設は特に安全確保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかかわらず、特に安全確保に留意すべきと考える。

3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態において的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備にあたっては、まず、今ある毒物劇物の保管又は取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する

武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭においた設備に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取り扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。
漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮
不審者に容易に見つけれ、盗取等されないよう配慮
- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備には施錠及び柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外へ流出しないよう措置を講ずる。
漏洩した毒物劇物を収容する設備（防液堤や排液処理設備）などの設置
- ・ 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な中和剤及び措置を行う者のための保護具等を準備する。
保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備
中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確保できる手段を整備
土嚢（漏洩のせき止め）、ビニールカバー（飛散を防ぐため）や空容器（漏洩した毒劇物を回収するため）等災害の拡大を防止するための部材等を準備

反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備

- ・ 上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。

武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。
- ・ 施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。
管理台帳、又は事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備
夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒劇物があるか確認ができるよう現場事務所以外の守衛所等にも情報提供
毒劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）にも情報提供
- ・ 毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。
- ・ 武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。
- ・ 毒劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、搬送経路が武力攻撃の危機にさらされている場合に当該経路の毒劇物の輸送を最小限になるよう体制を検討する。
- ・ 海上輸送の場合においては、毒劇物輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 施設全体の警備体制を整備する。
施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討
平素から自治体（県庁担当部局や保健所等）、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める
- ・ 上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。
訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、平素より実施する。

武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項

- ・ 通報体制を整備する
消防機関、都道府県警察、海上保安部等^{注1}（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制及び連絡先一覧の作成
注1：海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。以下同じ
災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見やすいところに掲げる。特に、拡散しやすい毒物劇物など（ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど）、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐

れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡を取る体制やマニュアル等を整備

消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようM S D S等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備

災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有

- ・ 応急措置体制を整備する。
毒物劇物の保管又は取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法
- ・ 避難体制を整備する。
関係者及び関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める
- ・ 被害の拡大防止体制を整備する。
周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談の上作成するとともに、周辺住民への周知に努める。
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画及び訓練・教育計画を立て、実施する。

その他の留意事項

- ・ 上記の留意点は、緊急処理事態についても準用する。

4 . 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

担当者 樋口政純

電話 3 5 9 5 - 2 2 9 8

F A X 3 5 9 3 - 8 9 1 3

E-mail: higuchi-masazumi@mhlw.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬庫）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

火薬庫（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）

2. 施設の特性

- ・ 爆発性を有する火薬類を貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬庫は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 火薬庫の周囲は土堤等で囲むこと。
- ・ 貯蔵施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03 - 3501 - 1706

FAX 03 - 3501 - 2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所）

平成17年8月
経済産業省

1．施設の種類

火薬類の製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第3号）

2．施設の特徴

- ・ 爆発性を有する火薬類を製造している。

3．安全確保の留意点

- ・ 火薬類の製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 火薬類の製造を行う区域の周囲には、関係者以外が立ち入ることができないよう、境界柵を設置すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、施錠等の管理を強化、徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合は、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 製造作業終了後、火薬類の製造作業を行う建築物内に、火薬類をやむを得ず存置する場合には、見張りを置く等の措置を講ずること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4．所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03 - 3501 - 1706

FAX 03 - 3501 - 2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）

平成17年8月
経済産業省

1．施設の種類

高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）

2．施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを製造している。

3．安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界さく等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講じること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4．所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03 - 3501 - 1706

FAX 03 - 3501 - 2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）

平成17年8月
経済産業省

1．施設の種類

高圧ガス貯蔵所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第4号）

2．施設の特性

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。

3．安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4．所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院保安課

電話 03 - 3501 - 1706

FAX 03 - 3501 - 2357

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成17年8月
文部科学省

1. 施設の種類

試験研究用原子炉施設、核燃料物質の使用施設、核原料物質の使用施設、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者等から運搬を委託された者、試験研究用原子炉設置者及び核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く）を委託された受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号、第6号）

2. 施設の特性

- ・ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を取り扱っている。核燃料物質はプルトニウム、ウラン、トリウム等であり、原子炉の燃料及び試験分析用等に使用されている。また、プルトニウム、ウランは核兵器等に転用される可能性がある。
- ・ 核原料物質及び核原料物質によって汚染された物を取り扱っている。核原料物質は、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であり、試験分析用等に使用されている。

3. 安全確保の留意点

- (1) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者、核原料物質使用者及び試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く。）を委託された受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく技術上の基準等を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。

核燃料物質及び核原料物質等の管理状況の確認の徹底

周辺監視区域及び管理区域への出入り管理の徹底

武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

- (2) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者及びこれらの者から核燃料物質の貯蔵（使用済み燃料の貯蔵を除く。）を委託された受託貯蔵者のうち、原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、(1)の留意点に加えて、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実にを行うこと。特に以下の点について徹底すること。

文部科学省及び治安当局等の関係機関との平素からの緊密な連携

武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認

防護区域等の巡視及び監視の実施

防護区域等への人の出入り管理

核物質防護設備の点検及び整備
防護対象特定核燃料物質の管理
防護対象特定核燃料物質の防護のための措置に関する情報の管理
その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備

- (3) 試験研究用原子炉設置者、核燃料物質使用者及びこれらの者から運搬を委託された者(文部科学省所管の施設のものに限る。)は、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の運搬を行う場合、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を遵守すること。特に、核燃料物質等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について留意すること。

武力攻撃事態等及び緊急処理事態における事業所内及び文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

4. 所管省庁の連絡先

文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課

原子力規制室 担当者：村山、猪俣

電話：03 - 6734 - 3926

FAX：03 - 6734 4037

E-mail：rmuraya@mext.go.jp、kinomata@mext.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点（原子力施設）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

製錬施設、加工施設、原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第5号及び第6号）

2. 施設の特性

- ・ 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物、これらによって汚染された物を取り扱っている。
- ・ 原子力施設で特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（防護区域の設定、出入管理、監視装置、見張り人の巡視等）等を講ずべきことが義務付けられている。

（注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

3. 安全確保の留意点

- ・ 事業者等及び事業者等から運搬を委託された者並びに受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置、簡易運搬に係る技術上の基準等を遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所及び経済産業省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。
- ・ 原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実にを行うとともに、特に以下の点について徹底すること。
 - 経済産業省及び治安当局等の関係機関との緊密な情報交換
 - 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、経済産業省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認
 - 防護区域等の巡視及び監視の実施
 - 防護区域等への人の出入り管理
 - 核物質防護設備の点検及び整備
 - 特定核燃料物質の管理
 - その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備
- ・ 訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4 . 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院原子力防災課

電話 03 - 3501 - 1637

FAX 03 - 3580 - 8539

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月
文 部 科 学 省

1. 施設の種類

放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 7 号）

2. 施設の特徴

- ・放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等は、ダーティボム の材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。
- ・事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。
- ・医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。
（ ダーティボム（汚い爆弾）：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾）

3. 安全確保の留意点

（ 1 ）放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - 施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
 - 放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - 管理区域に出入りする場合の管理の徹底
 - 管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
 - 事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
 - 事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサー等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせる措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。
- ・平素から文部科学省及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

（ 2 ）放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底

放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底

管理区域に出入りする場合の管理の徹底

管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底

事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底

事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

- ・実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサー等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせ措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。
- ・関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。
- ・平素から文部科学省及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

施設の出入り口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底

放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底

管理区域に出入りする場合の管理の徹底

管理区域に出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底

事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底

事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

- ・平素から文部科学省及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者

- ・放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

事故・トラブル等が発生した場合の文部科学省及び治安当局等の関係機関への通

報連絡体制の整備・確認

4. 所管省庁の連絡先

文部科学省原子力安全課放射線規制室 担当者 北村

電 話：03 - 6734 - 4043

F A X：03 - 6734 - 4048

E-mail: genhosha@mext.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）

平成 17 年 8 月
厚生労働省

1. 施設の種類

薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 8 号）

2. 施設の特性

- ・ 薬事法第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近いため、蓄積作用が強いため、又は薬理作用が激しいため、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（薬事法第 48 条第 1 項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（薬事法第 48 条第 2 項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。（平成 13 年 4 月 23 日医薬局長通知 医薬発第 418 号）
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。（同上）
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。（同上）
- ・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防及び警察、海保（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。
- ・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

その他留意事項

- ・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

【薬局、医薬品の販売業の店舗に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局総務課 担当者 永井

電話 5253-1111(2712)

FAX 3591-9044

E-mail nagai-hirotada@mhlw.go.jp

【医薬品の製造所に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課 担当者 吉野

電話 5253-1111(2739)

FAX 3597-9535

E-mail yoshino-toshinari@mhlw.go.jp

【医薬品の製造販売の事務所】

厚生労働省医薬食品局安全対策課 担当者 太田

電話 5253-1111(2756)

FAX 3508-4364

E-mail oota-fumiki@mhlw.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成17年8月5日
農 林 水 産 省

1. 施設の種類

動物用医薬品の販売業の店舗、動物用医薬品の製造所及び動物用医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第27条第10号・第28条第8号）

2. 施設の特性

- ・ 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第44条第1項に規定する毒薬又は同条第2項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近い場合、蓄積作用が強い場合、又は薬理作用が激しい場合、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（薬事法第48条第1項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（薬事法第48条第2項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。
- ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒態勢の強化に努める。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するための、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防、警察及び海上保安部署（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講ずること。

- ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

その他留意点

- ・ 毒物又は劇物を取り扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取り扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急処理事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局衛生管理課 担当者 永井

電話 3502-8701

FAX 3502-8275

E-mail hidetaka_nagai@nm.maff.go.jp

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス取扱所）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第9号）

2. 施設の特徴

- ・ LNGタンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院電力安全課

電話 03 - 3501 - 1742

FAX 03 - 3580 - 8486

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 17 年 8 月
文 部 科 学 省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）

2. 施設の特性

- （1）細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する生物剤、毒素（以下、「生物剤等」という。）を保有している施設。
- （2）対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- （1）生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等の BSL 及び BSL に応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）。
- （2）施設を有する機関の長は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、施設を有する機関の長は、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。

施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。

保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。

生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。

生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。

生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。

生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。

紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る。）等への通報体制を整備すること。

都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、右関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課 担当者 植木 鉄也

電話 6734 - 4113

FAX 6734 - 4114

E-mail: tetsuya@mext.go.jp

1. 人に病原性を有する微生物及び毒素

(1) ウイルス

痘そうウイルス	重症急性呼吸器症候群 (SARS) コロナウイルス
エボラウイルス	マールブルグウイルス
クリミア・コンゴ出血熱ウイルス	黄熱ウイルス
チクングニヤウイルス	デング熱ウイルス
日本脳炎ウイルス	ウエストナイル熱
ニパウイルス	Bウイルス
狂犬病ウイルス	サル痘ウイルス
西部ウマ脳炎ウイルス	東部ウマ脳炎ウイルス
ベネズエラウマ脳炎ウイルス	ダニ媒介性脳炎ウイルス
高病原性トリインフルエンザウイルス	ハンタウイルス
フニン(アルゼンチン出血熱)ウイルス	マチュポウイルス
ラッサ熱ウイルス	リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス
ホワイトポックスウイルス	リフトバレー熱ウイルス
ポリオウイルス	E型肝炎ウイルス
A型肝炎ウイルス	リッサウイルス

(2) 細菌(クラミジア、リケッチアを含む。)

炭疽菌	Q熱菌
コレラ菌	塹壕熱リケッチア
赤痢菌	チフス菌
パラチフスA菌	発疹チフスリケッチア
鼻疽菌	類鼻疽菌
ウシ流産菌	ブタ流産菌
マルタ熱菌	ペスト菌
ボツリヌス菌	野兎病菌
日本紅斑熱リケッチア	ロッキー山紅斑熱リケッチア
ブルセラ属菌	ジフテリア菌
腸管出血性大腸菌	オウム病クラミジア
シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア	ライム病ボレリア
レジオネラ属菌	レプトスピラ

(3) 真菌

コクシジオイデス・イミチス

(4) 原生動物

単包条虫又は多包条虫	オリエンチアツツガムシ
熱帯熱マラリア原虫	三日熱マラリア原虫
卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫	

(5) 毒素

ボツリヌス毒素	ウェルシュ菌毒素
黄色ブドウ球菌毒素	ベロ毒素
コレラ毒素	赤痢菌毒素
デアセトキシシルペノール毒素	アフラトキシン

アブリン
T - 2トキシソ
テロドトキシソ
ボルケンシソ
モデシソ

コノトキシソ
HT - 2トキシソ
ビスカムアルバムレクチソ
ミクロシスチソ

2 動物に病原性を有する微生物

牛疫ウイルス
口蹄疫ウイルス

牛肺疫菌
アフリカ豚コレラウイルス

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）

平成 17 年 7 月 25 日
厚生労働省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第27条第10号、第28条第10号）。

2. 施設の特徴

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等のBSL及びBSLに応じた措置については、別表および国立感染症研究所病原体等安全管理規程（国立感染症研究所バイオセーフティ管理室ホームページ <http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html>）に準拠すること）。
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、平素から巡回等により施設の自主的な警備に努めるとともに、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施設された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
 - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。
 - ⑧ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

【国立感染症研究所に関する連絡先】

厚生労働省大臣官房厚生科学課 金子
電話 03-3595-2171
FAX 03-3503-0183
e-mail kaneko-kentarou@mhlw.go.jp

【診療所に関する連絡先】

厚生労働省医政局総務課 宮邊
電話 03-3595-2189
FAX 03-3501-2048
e-mail miyabe-kana@mhlw.go.jp

【病院に関する連絡先】

厚生労働省医政局指導課 田川
電話 03-3595-2194
FAX 03-3503-8562
e-mail tagawa-kouta@mhlw.go.jp

【医薬品産業に関する連絡先】

厚生労働省医政局経済課 黒田
電話 03-3595-2421
FAX 03-3507-9041
e-mail kuroda-keita@mhlw.go.jp

【衛生検査所に関する連絡先】

厚生労働省医政局経済課医療関連サービス室 上野
電話 03-3595-2421
FAX 03-3507-9041
e-mail ueno-akihiro@mhlw.go.jp

【保健所・地方衛生研究所に関する連絡先】

厚生労働省健康局総務課地域保健室 須藤・岡本
電話 03-3595-2190
FAX 03-3503-8563
e-mail communityhealth@mhlw.go.jp

【ワクチン・抗毒素に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局血液対策課 小林
電話 03-3595-2395
FAX 03-3507-9064
e-mail kobayashi-hiroyuki@mhlw.go.jp

【医薬品製造所に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課 秋山
電話 03-3595-2431
FAX 03-3507-9535
e-mail akiyama-yusuke@mhlw.go.jp

生物剤等リスト及びBSL

生物剤等については、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。

これに記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。

- レベル1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
(2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はない。

1. ウイルス : 2. 細菌 : 3. 真菌 : 4. 原生動物 : 5. 毒素 :	} ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。
6. 家畜に病原性を有する生物剤 :	

ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。

- レベル2 (1) 通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。
(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。
(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。

1. ウイルス :	重症急性呼吸器症候群 (SARS) コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、
2. 細菌 :	コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、塹壕熱リケッチア、腸管出血性大腸菌
4. 原生動物 :	単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫
5. 毒素 :	ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン
6. 家畜に病原性を有する生物剤 :	牛疫ウイルス、牛肺疫菌

- レベル3 (1) 実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。
- (2) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
- (3) 排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。

- | | |
|------------------|---|
| 1. ウイルス | 黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス（ [*] 大量に保持する場合はレベル4）、リッサウイルス |
| 2. 細菌 | 炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兔病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア |
| 3. 真菌 | コクシジオイデス・イミチス |
| 5. 毒素 | 赤痢菌毒素 |
| 6. 家畜に病原性を有する生物剤 | 口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス |

※…25cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。

- レベル4 (1) 独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。
- (2) 壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分（吸排気管、電気配線、ガス、水道管等）も気密構造とする。
- (3) 作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。
- (4) 実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。
- (5) 実験室への給気は、1層のHEPAフィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPAフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。
- (6) 実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス（エチレンオキサイド又はホルマリン）滅菌装置を設ける。
- (7) 実験室からの排水は120℃加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。
- (8) 実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。
- (9) 作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

- | | |
|---------|---|
| 1. ウイルス | 痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトポックスウイルス |
|---------|---|

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素を取扱う施設）

平成 17 年 8 月
農 林 水 産 省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和 57 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）

2. 施設の特徴

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する生物剤又は毒素（以下、「生物剤等」という）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等の BSL 及び BSL に応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること。）
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。

施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。

保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。

生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。

平素から自主的な巡回の実施等、施設の警備に努めること。

生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。

生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに

適切な管理を行うこと。

生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理による滅菌、薬剤処理等）により確実に不活化すること。

紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4 . 所管省庁の連絡先

農林水産省 消費・安全政策課 担当者 藤井

電話 03 - 3502 - 2319

FAX 03 - 3597 - 0329

E-mail: kouichi_fujii@nm.maff.go.jp

(別 表)

生物剤等リスト及びBSL

生物剤等のリストについては、平成16年7月23日付、内閣官房発文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省担当官宛「生物剤等のリストの今後の取扱いについて」による。

- レベル1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
(2) 一般外来者の立入りを禁止する必要はない。

1. ウイルス： 2. 細菌： 3. 真菌： 4. 原生動物： 5. 毒素：	ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を起こす可能性のないもの。
6. 家畜に病原性を有する生物剤：	

ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。

- レベル2 (1) 通常の微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。
(2) エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。
(3) 実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。

1. ウイルス：	重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、
2. 細菌：	コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、塹壕熱リケッチア、腸管出血性大腸菌
4. 原生動物：	単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫
5. 毒素：	ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシシルペノール毒素、アフラトキシン、アプリン、コノトキシン、T-2 トキシン、HT-2 トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン
6. 家畜に病原性を有する生物剤：	牛疫ウイルス、牛肺疫菌

食品や飼料中の毒素の微量分析を行なうために毒素を保有する事業所にあつては「微生物学実験室」を「化学分析を行なうための実験室」と読み替えて運用する。

- レベル3 (1) 実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。
- (2) 壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
- (3) 排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。

- | | |
|---------------------|---|
| 1 . ウイルス : | 黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス (大量 に保持する場合はレベル4)
リッサウイルス |
| 2 . 細菌 : | 炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兔病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱リケッチア |
| 3 . 真菌 : | コクシジオイデス・イミチス |
| 5 . 毒素 : | 赤痢菌毒素 |
| 6 . 家畜に病原性を有する生物剤 : | 口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス |

2.5 cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。

- レベル4 (1) 独立した建物として、隔離域とそれを取り囲む、サポート域を設ける。
- (2) 壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを貫通する部分 (吸排気管、電気配線、ガス、水道管等) も気密構造とする。
- (3) 作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。
- (4) 実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。
- (5) 実験室への給気は、1層のHEPAフィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPAフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は予備を含めて2組設ける。
- (6) 実験室とサポート域の間に実験器材の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス (エチレンオキサイド又はホルマリン) 滅菌装置を設ける。
- (7) 実験室からの排水は 120℃ 加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。
- (8) 実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。
- (9) 作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

- | | |
|------------|---|
| 1 . ウイルス : | 痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトボックスウイルス |
|------------|---|

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素取扱施設）

平成17年8月
経済産業省

1. 施設の種類

生物剤及び毒素取扱施設（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第10号）

2. 施設の特徴

- ・ 危険度の高い生物剤及び毒素（別紙1参照）を保有している。
- ・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。

3. 安全確保の留意点

- ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程 (<http://www0.nih.go.jp/niid/Biosafety/kanrikitei/kanrikitei-bunyo.html>)における病原体等のレベル分類に準じた安全設備を整備するとともに、別表2及び同規程に基づいた運営の実施を図ること。
- ・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。
- ・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。
- ・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。
- ・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
- ・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。
- ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省製造産業局生物化学産業課

電話 3501-8625

FAX 3501-0197

国民保護法施行令第28条第10号で定める生物剤及び毒素

1 人に対して病原性を有する生物剤及び毒素

(1) ウイルス

痘そうウイルス、重症急性呼吸器症候群（SARS）コロナウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、ウエストナイルウイルス、ニパウイルス、Bウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、ハンタウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ホワイトポックスウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス、リッサウイルス

(2) 細菌（クラミジア、リケッチアを含む。）

炭疽菌、Q熱菌、コレラ菌、塹壕熱リケッチア、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兎病菌、日本紅斑熱リケッチア、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、ジフテリア菌、腸管出血性大腸菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ

(3) 真菌

コクシジオイデス・イミチス

(4) 原生動物

単包条虫又は多包条虫、オリエンチアツツガムシ、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫、卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫

(5) 毒素

ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、赤痢菌毒素、デアセトキシシルベノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コノトキシン、T₂トキシン、HT₂トキシン、テトロドトキシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、ミクロシスチン、モデシン

2 家畜に対して病原性を有する生物剤

牛疫ウイルス、牛肺疫菌、口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス

生物剤等リスト及びBSL

- レベル1 (1)通常微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
 (2)一般外来者の立入りを禁止する必要はない。

- | | | |
|---|---|--|
| 1. ウイルス: | } | ヒトに重篤な疾病を起こし、或いは動物に獣医学的に重要な疾患を
起こす可能性のないもの。 |
| 2. 細菌: | | |
| 3. 真菌: | | |
| 4. 原生動物: | | |
| 5. 毒素: | | |
| 6. 家畜に病原性を有する生物剤:ヒト及び動物に対して重篤な疾患を起こす可能性がなく、伝播の危険性もないもの。 | | |

- レベル2 (1)通常微生物学実験室を、場所・用途を限定した上で用いる。
 (2)エアロゾル発生のおそれのある実験は生物学用安全キャビネットの中で行う。
 (3)実験進行中はドアを閉め、一般外来者の立入りを禁止する。

- | | |
|-------------------|--|
| 1. ウイルス: | 重症急性呼吸器症候群(SARS)、コロナウイルス、デング熱ウイルス、日本脳炎ウイルス、狂犬病ウイルス、サル痘ウイルス、高病原性トリインフルエンザウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ポリオウイルス、E型肝炎ウイルス、A型肝炎ウイルス |
| 2. 細菌: | コレラ菌、赤痢菌、ボツリヌス菌、ジフテリア菌、オウム病クラミジア、シラミ媒介性回帰熱ボレリア又はダニ媒介性回帰熱ボレリア、ライム病ボレリア、レジオネラ属菌、レプトスピラ、塹壕熱リケッチア、腸管出血性大腸菌 |
| 4. 原生動物: | 単包条虫又は多包条虫、熱帯熱マラリア原虫、三日熱マラリア原虫卵形マラリア原虫又は四日熱マラリア原虫 |
| 5. 毒素: | ボツリヌス毒素、ウェルシュ菌毒素、黄色ブドウ球菌毒素、ベロ毒素、コレラ毒素、デアセトキシスシルペノール毒素、アフラトキシン、アブリン、コトキシシン、T-2トキシシン、HT-2トキシシン、テロドトキシシン、ビスカムアルBUMレクチン、ボルケンシン、マイクロシスチン、モデシン |
| 6. 家畜に病原性を有する生物剤: | 牛疫ウイルス、牛肺疫菌 |

- レベル3 (1)実験室及びそこへの廊下を含めた管理区域の立入り制限、二重ドア又はエアロックにより外部と隔離された実験室を用いる。
 (2)壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
 (3)排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。

1. ウイルス:

黄熱ウイルス、チクングニヤウイルス、ウエストナイル熱、Bウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ダニ媒介性脳炎ウイルス、ハンタウイルス、リフトバレー熱ウイルス、ニパウイルス(大量に保持する場合はレベル4)、リッサウイルス

2. 細菌:

炭疽菌、Q熱菌、チフス菌、パラチフスA菌、発疹チフスリケッチア、鼻疽菌、類鼻疽菌、ウシ流産菌、ブタ流産菌、マルタ熱菌、ペスト菌、野兔病菌、ロッキー山紅斑熱リケッチア、ブルセラ属菌、日本紅斑熱、リケッチア

3. 真菌:

コクシジオイデス・イミチス

5. 毒素:

赤痢菌毒素

6. 家畜に病原性を有する生物剤:口蹄疫ウイルス、アフリカ豚コレラウイルス

...2.5 cm² 細胞培養フラスコ×2以上で培養する量。

- レベル4 (1)独立した建物として隔離域とそれを取り囲むサポート域を設ける。
(2)壁、床、天井はすべて耐水性かつ気密性のものとし、これらを通する部分(吸排気管、電気配線、ガス、水道管等)も気密構造とする。
(3)作業者の出入口には、エアロックとシャワーを設ける。
(4)実験室内の気圧は隔離の程度に応じて、気圧差を設け、高度の隔離域から、低度隔離域へ、又低度の隔離域からサポート域へ空気が流出しないようにする。
(5)実験室への給気は、1層のHEPAフィルタを通す、実験室からの廃棄は2層のHEPAフィルタを通して、外部に出す。この排気除菌装置は、予備を含めて2組設ける。
(6)実験室とサポート域の間に実験器財の持ち込み及び取り出し用として、両面オートクレーブ及び両面ガス(エチレンオキサイド又はホルマリン)滅菌装置を設ける。
(7)実験室からの排水は120℃加熱滅菌し、冷却した後、一般下水へ放出する。
(8)実験は完全密閉のグローブ・ボックス型安全キャビネットの中で、行う。
(9)作業職員名簿に記載された者以外の立入りは禁止する。

1. ウイルス:

痘そうウイルス、エボラウイルス、マールブルグウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、フニンウイルス、マチュポウイルス、ラッサ熱ウイルス、ホワイトボックスウイルス

上記に記載のない生物剤等については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程等を参考にされたい。

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒性物質取扱所）

平成17年8月
経済産業省

1．施設の種類

毒性物質取扱所（国民保護法施行令第27条第10号、第28条第11号）

2．施設の特徴

- ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）に定める毒性物質（特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の3種に分類される）を取り扱っている。
- ・ このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。

3．安全確保の留意点

- ・ 化学兵器禁止法で規定されている措置を徹底すること。
- ・ 施設内に除害のための中和剤等を備え付けること。
- ・ 緊急時にプラント停止が直ちにできるよう、手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 緊急時の連絡体制を確保すること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第103条第3項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4．所管省庁の連絡先

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室

電話 3580-0937

FAX 3580-7319

NBCテロ対処現地関係機関の連携指針【概要】

関係省庁で構成するNBCテロ対策会議幹事会において取りまとめられた「NBCテロ対処現地関係機関連携モデル」を踏まえ、府域の関係機関で構成する大阪府緊急テロ対策合同連絡会議幹事会において「NBCテロ対処現地関係機関の連携指針」を策定（平成15年5月）

連携指針の概要

本指針は、府域で化学テロが発生した際の関係機関の連携について、次の4つの場面における標準的な対応のあり方を集約したもの。

化学テロ対処を基本例としているが、核・生物テロにおいても、原則として、これに準拠する。

1 連絡体制・初動対処等

・通報内容から化学テロの可能性を認めた場合、警察、消防、海上保安本部、保健所などの関係機関は相互に連絡を取り合う

・警察、消防、海上保安本部は化学テロ対応部隊を現場に派遣する。関係機関は、必要に応じ現地調整所を設置し、連携して初動対処を行う。

・関係機関だけでは対応できないと判断したときは、広域支援要請や自衛隊の派遣要請を行う。

2 救助・救急搬送、救急医療

・消防指令室に情報を集約させ、警察など関係機関のほか、災害拠点病院や日本中毒情報センターとも連携を図り、救助・救急搬送、救急医療を行う。

3 原因物質の特定

・原因物質の特定は、原則として警察本部科学捜査研究所の鑑定により行う。警察・消防・海上保安本部は鑑定に先行し、現場における簡易検知により特定に努める。

・被害者に対する適切な医療措置等に資するため、関係機関は連携して、原因物質に関する情報を医療機関に伝達する。

4 除染活動

・被害者の除染は、消防、警察等が行い、保健所は必要な助言を行う。

・汚染された場所の除染は、必要に応じて、自衛隊に災害派遣要請して行う。

市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）

市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 特殊標章の交付等
- 第 3 章 身分証明書の交付等
- 第 4 章 保管及び返納
- 第 5 章 濫用の禁止等
- 第 6 章 雑則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、市（町村）の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

（交付の対象者）

第 3 条 市（町村）長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第 16 条の規定に基づき、市（町村）長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- （1）市（町村）の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- （2）消防団長及び消防団員
- （3）市（町村）長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （4）市（町村）長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手續)

第 4 条 市 (町村) 長は、前条第 1 号及び第 2 号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳 (別記様式 2) に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市 (町村) 長は、前条第 3 号及び第 4 号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書 (別記様式 1) による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳 (別記様式 2) に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第 2 章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第 5 条 市 (町村) 長は、第 3 条第 1 号又は第 2 号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市 (町村) 長が必要と認めるものに対し、平時において、第 2 条第 1 項で規定する腕章及び帽章 (以下「腕章等」という。) を交付するものとする。

2 市 (町村) 長は、第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げる者 (前項において掲げる者を除く。) 並びに第 3 号及び第 4 号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第 6 条 市 (町村) 長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等 (以下「場所等」という。) を識別させるため、場所等ごとに第 2 条第 1 項で規定する旗又は車両章 (以下「旗等」という。) をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第 7 条 市 (町村) 長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第 3 条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市 (町村) 長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第 8 条 市 (町村) 長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市 (町村) 長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第 9 条 市 (町村) 長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は

使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、速やかに市（町村）長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第10条 市（町村）長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 市（町村）長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 市（町村）長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 市（町村）長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により速やかに市（町村）長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により、市（町村）長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

- 2 第10条第2項の規定により、市（町村）長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市（町村）長が必要と認める期間とする。

- 3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

（保管）

第14条 市（町村）長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

とする。

(返納)

第15条 市(町村)長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていないなければならない。

(周知)

第17条 市(町村)長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

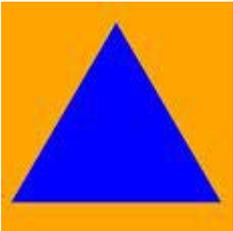
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 市(町村)における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、課(又は室)が行うものとする。

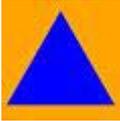
附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別紙（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		(1) オレンジ色地に青色の正三角形とする。 (2) 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 (3) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例： 市 1）
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示 航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面	裏面															
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;">  <div style="text-align: center;"> <p>市（町村）長</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p> </div>  </div>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>身長/Height</td> <td>眼の色/Eyes</td> <td>頭髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td>印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:			血液型/Blood type			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:																
血液型/Blood type																
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER																
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder															

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

別記様式 1 (第 4 条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

平成 年 月 日

市(町村)長 殿

私は、国民保護法第 1 5 8 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) _____ (ローマ字) _____	生年月日(西暦) _____年 月 日
申請者の連絡先 住 所： _____ _____	写 真 縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
電話番号： _____ E-mail： _____	
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： _____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (Rh 因子 _____)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) _____ _____	
(許可権者使用欄) 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____	

別記様式 3 (第 9 条関係)

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
市 (町村) 長 殿	
申 請 者	
住 所 (電話)	
氏 名 印	
1 紛失 (破損等) した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失 (破損等) 年月日	
2 紛失の理由 (破損等の理由)	
3 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2 印の欄は、記入しないこと。

別記様式4（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
市（町村）長 殿	
申 請 者	
住 所	
（電話 _____）	
氏 名	
印	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 印の欄は、記入しないこと。

消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）

市（町村）消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 特殊標章の交付等
- 第 3 章 身分証明書の交付等
- 第 4 章 保管及び返納
- 第 5 章 濫用の禁止等
- 第 6 章 雑則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、市（町村）消防本部の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第 2 条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

（交付の対象者）

第 3 条 消防長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第 16 条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- （1）消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- （2）消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- （4）消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（交付の手続）

第 4 条 消防長は、前条第 1 号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台

帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

- 2 消防長は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付）

第5条 消防長は、第3条第1号に掲げる者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

- 2 消防長は、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第6条 消防長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

- 2 消防長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、消防長は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 消防長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により、速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、消防長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 消防長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

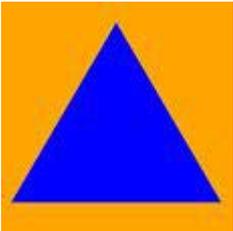
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 市(町村)消防本部における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、課(又は 室)が行うものとする。

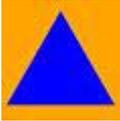
附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別紙（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		(1) オレンジ色地に青色の正三角形とする。 (2) 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 (3) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 (例： 市消防本部 1)
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示 航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面	裏面															
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;">  <div style="text-align: center;"> <p>消 防 長</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p>許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry</p> </div>  </div>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>身長/Height</td> <td>眼の色/Eyes</td> <td>頭髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td>印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:			血液型/Blood type			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:																
血液型/Blood type																
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER																
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder															

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

別記様式 1 (第 4 条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

平成 年 月 日

消 防 長 殿

私は、国民保護法第 1 5 8 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) _____ (ローマ字) _____	生年月日(西暦) _____年 月 日
申請者の連絡先 住 所： _____ _____	写 真 縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
電話番号： _____ E-mail： _____	
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長： _____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (Rh 因子 _____)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) _____ _____	
(許可権者使用欄) 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____	

別記様式 3 (第 9 条関係)

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
消 防 長 殿	
申 請 者	
住 所 (電話)	
氏 名 印	
1 紛失 (破損等) した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失 (破損等) 年月日	
2 紛失の理由 (破損等の理由)	
3 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
2 印の欄は、記入しないこと。

別記様式4（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
消 防 長 殿	
申 請 者	
住 所	
(電話)	
氏 名	
印	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 印の欄は、記入しないこと。